

有田町地域防災計画

[改定案]

2026（令和8）年8月時点

有田町防災会議

目次

第1編 総則	1
第1章 総則	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 防災の基本理念	4
第5節 計画の推進	4
第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1節 実施責任	6
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	7
第3章 有田町の概況	15
第1節 自然的環境	15
第2節 社会的環境	16
第2編 風水害対策編	17
第1章 総則	19
第1節 計画の目的	19
第2節 これまでの風水害被害	19
第2章 災害予防対策計画	20
第1節 安全・安心な町土づくり	20
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	32
第3節 住民等の防災活動の推進	64
第4節 防災営農体制の確立	73
第5節 技術者の育成・確保	74
第6節 孤立防止対策計画	75
第3章 災害応急対策計画	76
第1節 活動体制	76
第2節 災害発生直前対策	86
第3節 災害情報の収集・連絡、報告	93
第4節 労務確保計画	100
第5節 従事命令及び協力命令	102
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	105
第7節 応援協力体制	110
第8節 通信計画	117
第9節 救助活動計画	120
第10節 保健医療福祉活動計画	122
第11節 救急活動計画	127
第12節 惨事ストレス対策	128

第 13 節	水防活動計画と二次災害の防止活動	129
第 14 節	避難計画	131
第 15 節	応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	139
第 16 節	社会秩序の維持	142
第 17 節	交通及び輸送対策計画	145
第 18 節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	150
第 19 節	広報、被災者相談計画	157
第 20 節	文教及び保育対策計画	160
第 21 節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	166
第 22 節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	168
第 23 節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	172
第 24 節	福祉サービスの提供計画	173
第 25 節	ボランティアの活動対策計画	175
第 26 節	外国人対策	177
第 27 節	帰宅困難者対策	178
第 28 節	義援物資、義援金対策計画	179
第 29 節	災害救助法の適用	181
第 30 節	行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬	184
第 31 節	廃棄物の処理計画	186
第 32 節	防疫計画	189
第 33 節	保健衛生計画	191
第 34 節	農林応急対策、動物の管理等計画	192
第 35 節	石油等の大量流出の防除対策計画	194
第 36 節	孤立地域対策活動	197
第 37 節	生活再建対策	198
第 38 節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	199
第 4 章	災害復旧・復興計画	202
第 1 節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	202
第 2 節	被災者の生活再建等への支援	205
第 3 節	地域の経済復興の推進	209
第 3 編	地震災害対策編	210
第 1 章	総則	212
第 1 節	計画の目的	212
第 2 節	町の地震災害の概況及び地震に関する特性	212
第 3 節	地震被害想定	215
第 4 節	地震災害対策の実施に関する目標	218
第 2 章	災害予防対策計画	219
第 1 節	安全・安心な町土づくり	219
第 2 節	災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	224
第 3 節	住民等の防災活動の推進	224

第4節	防災営農体制の確立	224
第5節	技術者の育成・確保	224
第6節	孤立防止対策計画	224
第3章	災害応急対策計画	225
第1節	活動体制	225
第2節	地震の情報伝達	232
第3節	災害情報の収集・連絡、報告	235
第4節	労務確保計画	235
第5節	従事命令及び協力命令	235
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	235
第7節	応援協力体制	235
第8節	通信計画	235
第9節	救助活動計画	235
第10節	保健医療福祉活動計画	235
第11節	消防活動計画	236
第12節	惨事ストレス対策	238
第13節	水防活動計画と二次災害の防止活動	238
第14節	避難計画	238
第15節	応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	238
第16節	社会秩序の維持	241
第17節	交通及び輸送対策計画	241
第18節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	241
第19節	広報、被災者相談計画	241
第20節	文教及び保育対策計画	245
第21節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	245
第22節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	245
第23節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	245
第24節	福祉サービスの提供計画	245
第25節	ボランティアの活動対策計画	245
第26節	外国人対策	245
第27節	帰宅困難者対策	245
第28節	義援物資、義援金対策計画	246
第29節	災害救助法の適用	246
第30節	行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬	246
第31節	廃棄物の処理計画	246
第32節	防疫計画	246
第33節	保健衛生計画	246
第34節	農林応急対策、動物の管理等計画	246
第35節	石油等の大量流出の防除対策計画	246
第36節	孤立地域対策活動	247

第 37 節	生活再建対策	247
第 38 節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	247
第 4 章	災害復旧・復興計画	250
第 1 節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	250
第 2 節	被災者の生活再建等への支援	250
第 3 節	地域の経済復興の推進	254
第 4 編	その他の災害対策編	255
第 1 章	総則	257
第 2 章	消防計画	258
第 3 章	航空災害対策	260
第 1 節	災害予防対策計画	260
第 2 節	災害応急対策計画	263
第 4 章	林野火災対策	271
第 1 節	災害予防対策計画	271
第 2 節	災害応急対策計画	276
第 3 節	災害復旧計画	282
第 5 章	鉄道災害対策	283
第 1 節	災害予防対策計画	283
第 2 節	災害応急対策計画	286
第 3 節	災害復旧計画	291
第 6 章	原子力災害対策	292
第 1 節	原子力防災対策の内容	292
第 2 節	災害予防対策計画	295
第 3 節	災害応急対策計画	299
第 4 節	災害復旧計画	308

第 1 編 総則

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、有田町防災会議が作成するものであり、有田町（以下「町」という。）の地域に係る防災に関し、町、消防本部、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、住民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

この計画は、町の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 佐賀県地域防災計画を指針として作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、町の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である「人命の保護が最大限図られる」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧・復興」を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
- 4 今後、防災基本計画又は佐賀県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第 3 節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画にあわせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第 1 編 総則

第 2 編 風水害対策編

第 3 編 地震災害対策編

第 4 編 その他の災害対策編

の 4 編をもって構成している。

第 1 編 総則に続き、第 2 編及び第 3 編の両編には、それぞれの災害に対する予防、応急復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第 4 編 その他の災害対策編には、林野火災対策等について特記すべき事項を記述している。

なお、各計画の詳細な要領や基礎資料等については、別途「有田町地域防災計画 資料編」として編纂する。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策を取ることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念は、次のとおりである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図る。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急段階における基本理念「オペレーション重視の災害応急対策」

防災直後は、現場重視の迅速な初動で、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、トリアージ的対応を共通認識として、人材や物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階において関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

防災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

町の関係部署はもとより、各防災関係機関及び住民は、いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たるものとする。

また、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であることから、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する。

なお、推進に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策や方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 消防本部

伊万里・有田消防本部（以下「消防本部」という。）は、その管轄する地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関の協力を得て、災害の防御と被害拡大防止のための防災活動を実施する。

3 県

県は、災害が町の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく町（消防本部を含む。）で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、又は市町（消防本部を含む。）間の連絡調整を必要とするときなどに、他の防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町（消防本部を含む。）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

4 県警察

県警察は、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等に基づき、住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町（消防本部を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導・助言等を行う。

6 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町（消防本部を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町、県その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9 住民・事業所

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

また、事業所においても、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 町

処理すべき事務又は業務の大綱
・町防災会議及び町災害対策本部に関すること。 ・防災に関する調査、研究に関すること。 ・町土保全事業等に関すること。 ・防災に関する組織の整備に関すること。 ・防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 ・防災に関する物資等の備蓄に関すること。 ・防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 ・町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実にに関すること。 ・気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 ・災害時の広報に関すること。 ・高齢者等避難及び避難指示（以下「避難指示等」という。）の発令に関すること。 ・災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 ・災害時における消防団との連絡調整に関すること。 ・被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）に関すること。 ・防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること。 ・被災町有施設及び設備の応急措置に関すること。 ・災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 ・要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること。 ・被災者の福祉的支援に関すること。 ・ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること。 ・他の市町との相互応援に関すること。 ・災害時の文教対策に関すること。 ・災害復旧・復興の実施に関すること。 ・その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱
・ 防災に関する組織の整備に関すること。 ・ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 ・ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 ・ 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 ・ 消防活動に関すること。 ・ 被災者の救助、救急活動に関すること。 ・ 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること。 ・ 他の消防機関等との相互応援に関すること。 ・ 災害時における消防団との連絡調整に関すること。 ・ 町の防災活動の援助に関すること。 ・ その他消防本部の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 県

処理すべき事務又は業務の大綱
・ 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 ・ 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 ・ 防災に関する調査、研究に関すること。 ・ 県土保全事業等に関すること。 ・ 防災に関する組織の整備に関すること。 ・ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 ・ 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 ・ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 ・ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 ・ 災害時の広報に関すること。 ・ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 ・ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること。 ・ 防疫その他保健衛生に関すること。 ・ 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。 ・ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 ・ 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること。 ・ ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣に関すること。 ・ 他の都道府県との相互応援に関すること。 ・ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に関すること。 ・ 災害時の文教対策に関すること。 ・ 災害復旧・復興の実施に関すること。 ・ その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

4 県警察

処理すべき事務又は業務の大綱	
・災害警備計画に関すること。 ・警察通信確保に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害装備資機材の確保に関すること。 ・危険物等の保安確保に必要な指導・助言に関すること。 ・防災知識の普及に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・被害実態の把握に関すること。 ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。 ・行方不明者の調査に関すること。 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。 ・不法事案等の予防及び取締りに関すること。 ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。 ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 ・広報活動に関すること。 ・死体の見分・検視に関すること。	

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
九州管区警察局	・広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 ・広域的な交通規制の指導調整に関すること。 ・災害時における他管区警察局との連携に関すること。 ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 ・災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 ・災害時における警察通信の運用に関すること。
<u>九州管区行政評価局（佐賀行政監視行政相談センター）</u>	・被災者への生活支援情報の提供 ・専用電話を備えた相談窓口の開設 ・特別行政相談所の開設
九州総合通信局	・非常通信体制の整備に関すること。 ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 ・非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 ・災害時における電気通信の確保に関すること。 ・非常通信の統制、管理に関すること。 ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
福岡財務支局 （佐賀財務事務所）	・災害復旧事業費の査定立ち会いに関すること。 ・緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関すること。 ・災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること。 ・防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること。 ・関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内での金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務
九州厚生局	・災害状況の情報収集に関すること。 ・関係職員の現地派遣に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
佐賀労働局	・工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること。
九州農政局	・国土保全事業（農地保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること。 ・農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること。 ・応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること。 ・農作物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導に関すること。 ・被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 ・直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること。 ・地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること。 ・被災農林業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること。 ・災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること。
九州森林管理局 （佐賀森林管理署）	・森林治山による災害防止に関すること。 ・国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。 ・災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること。 ・林野火災対策に関すること。
九州経済産業局	・災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ・災害時の物価安定対策に関すること。 ・被災商工業者への支援に関すること。
九州産業保安監督部	・鉱山における災害の防止に関すること。 ・鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること。 ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安対策に関すること。
九州地方整備局 （佐賀国道事務所、武雄河川事務所）	・直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること。 ・指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること。 ・水防警報の発表及び伝達に関すること。 ・水防活動の指導に関すること。 ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ・河川災害対策に関すること。 ・大規模災害時における緊急対応の実施に関すること。
九州運輸局 （佐賀運輸支局）	・災害時における輸送用車両の斡旋及び確保に関すること。 ・自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること。 ・運送等の安全確保に関する指導等に関すること。 ・関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。
大阪航空局 （福岡空港事務所、佐賀空港出張所）	・災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること。 ・遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ・指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
国土地理院 九州地方測量部	・地殻変動の監視に関すること。 ・災害時等における地理空間情報の整備及び提供に関すること。 ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務
福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する - こと。 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する - こと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する - こと。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する - こと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する - こと。
九州地方環境事務所	・災害廃棄物等の処理対策に関する - こと。 ・環境監視体制の支援に関する - こと。 ・飼育動物の保護等に係る支援に関する - こと。
九州防衛局	・災害時における防衛省（本省）との連絡調整に関する - こと。 ・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援に関する - こと。

6 自衛隊

処理すべき事務又は業務の大綱
・災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関する - こと。 ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関する - こと。

7 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
<u>NTT 西日本株式会社</u> (佐賀支店)	・電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する - こと。 ・気象警報の伝達に関する - こと。 ・災害時における通信の確保に関する - こと。
株式会社 NTT ドコモ (佐賀支店)	
KDDI 株式会社	
ソフトバンク株式会社	
楽天モバイル株式会社	
日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	・通貨の円滑な供給確保に関する - こと。 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する - こと。
日本赤十字社 (佐賀県支部)	・災害時における医療救護の実施に関する - こと。 ・災害時における血液製剤の供給に関する - こと。 ・義援金品の募集、配分に関する - こと。 ・災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する - こと。
日本放送協会 (佐賀放送局)	・住民に対する防災知識の普及に関する - こと。 ・気象予警報等の周知に関する - こと。 ・災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関する - こと。 ・社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する - こと。
九州旅客鉄道株式会社	・鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する - こと。 ・災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する - こと。 ・災害時における鉄道輸送の確保に関する - こと。
日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	・鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する - こと。 ・災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関する - こと。 ・災害時における鉄道輸送の確保に関する - こと。
日本通運株式会社 (佐賀支店)	・災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する - こと。
九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社 (佐賀支社)	・電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する - こと。 ・災害時における電力供給の確保に関する - こと。

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	・災害時における郵政業務の確保に関すること。 ・災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	・災害時における入院患者等の安全確保に関すること。 ・被災者に対する医療救護の実施に関すること。
一般社団法人佐賀県LPガス協会	・LP ガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること。
公益社団法人佐賀県トラック協会	・災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
株式会社エフエム佐賀	・住民に対する防災知識の普及に関すること。 ・気象予警報等の周知に関すること。 ・災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること。
株式会社サガテレビ	
長崎放送株式会社 NBC ラジオ佐賀局	
一般社団法人佐賀県医師会 （伊万里・有田地区医師会）	・災害時における医療救護活動への協力に関すること。
公益社団法人佐賀県栄養士会 （伊万里支部）	・災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること。
公益社団法人佐賀県看護協会	・災害時における看護・保健指導に関すること。
一般社団法人佐賀県歯科医師会 （伊万里・有田地区歯科医師会）	・災害時における医療救護活動への協力に関すること。 ・身元確認に対する協力に関すること。
一般社団法人佐賀県薬剤師会 （伊万里・有田薬剤師会）	・災害時における医療救護活動への協力に関すること。 ・医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること。
社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	・災害ボランティアに関すること。 ・生活福祉資金の貸付に関すること。 ・県・町が行う被災者状況調査の協力に関すること。
一般社団法人佐賀県建設業協会 （一般社団法人伊万里建設業協会）	・災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	処理すべき事務又は業務
農業協同組合、農業共済組合、森林組合 （伊万里市農業協同組合、N O S A I 佐賀 伊万里有田支所、伊万里西松浦森林組合）	・町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること。 ・農林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 ・飼料、肥料等の確保又は斡旋に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務
有田商工会議所	・町が行う被害状況調査、災害応急対策等への連携・協力に関すること。 ・町災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力に関すること。
佐賀県地域婦人連絡協議会	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（被災者支援及び女性の視点を生かした災害対策の推進）。
公益社団法人佐賀県社会福祉士会及び一般社団法人佐賀県介護福祉士会	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（各会が関わる分野における被災者、要配慮者の支援等の災害対策の推進）。
佐賀県民生委員児童委員協議会	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）。
佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県保育会、社団法人佐賀県私立幼稚園連合会及び佐賀県私立中学高等学校協会	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進（必要に応じて他の関係団体と協力））。
特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害対策の推進）。
佐賀県防災士会	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域における自立的な災害対策の推進）。
佐賀県公民館連合会	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点（避難所）における災害対策の推進）。
公益財団法人佐賀県国際交流協会	・県域内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）。
水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	・水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 ・災害時における給水の確保に関すること。
電気通信事業者 （ NTT 西日本株式会社 、株式会社NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く。）	・電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 ・災害時における通信の確保に関すること。
液化石油ガス（LP ガス）事業者	・ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 ・災害時におけるガス供給の確保に関すること。
病院等医療施設の管理者 （伊万里有田共立病院等）	・災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること。 ・被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること。
社会福祉施設の管理者	・災害時における施設入所者の安全確保に関すること。
道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・農業用排水施設の各管理者	・所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。
危険物施設等の管理者	・災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LP ガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること。
一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム	・県域内の災害ボランティアの協力、助言に関すること。 ・災害ボランティア等に係る普及啓発の協力、助言に関すること。
鉄道事業者 （松浦鉄道株式会社）	・鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 ・災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。 ・災害時における鉄道輸送の確保に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務
その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	・法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること。
総区長会	・区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ・水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること。 ・災害時における避難・救助活動の協力に関すること。
自主防災組織	・防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動に関すること。 ・防災用資機材の整備に関すること。 ・避難者の誘導及び救出救護に関すること。 ・町が行う被災者に対する避難所運営業務等災害対策全般に関すること。
有田町社会福祉協議会	・災害時における要配慮者対策に関すること。 ・被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること。 ・被災者に対する看護に関すること。 ・災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること。 ・被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 ・義援金の募集、配分に関すること。
婦人会、老人クラブ等文化事業団体	・町が行う防災及び応急対策に関する事務及び業務への協力に関すること。 ・被災者の救助活動の協力に関すること。 ・医療等・救助・救護活動の協力に関すること。 ・被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること。
交通安全協会	・町が行う災害時における交通対策への協力に関すること。
防犯協会	・災害時における防犯対策に関すること。
民生委員・児童委員	・平時における高齢者、障がい者等の要配慮者び高齢者世帯の把握に関すること。 ・災害時における要配慮者対策への協力に関すること。
金融機関	・被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関すること。
学校、保育園、認定こども園	・避難設備の整備と避難等の訓練に関すること。 ・施設の防災管理及び児童・生徒等の安全確保に関すること。 ・被災時における教育、保育の対策に関すること。 ・被災施設の災害復旧に関すること。
有田ケーブル・ネットワーク株式会社（有田ケーブル）	・電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 ・災害時における通信の確保に関すること。 ・災害時における情報の伝達に関すること。
店舗、旅館等不特定多数の者が出入りする施設の管理者	・施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること。
ため池・水路管理者	・ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。 ・ため池・水路等の施設の被害調査に関すること。 ・湛水防除に関すること。 ・ため池・水路等の施設の復旧事業の推進に関すること。

第3章 有田町の概況

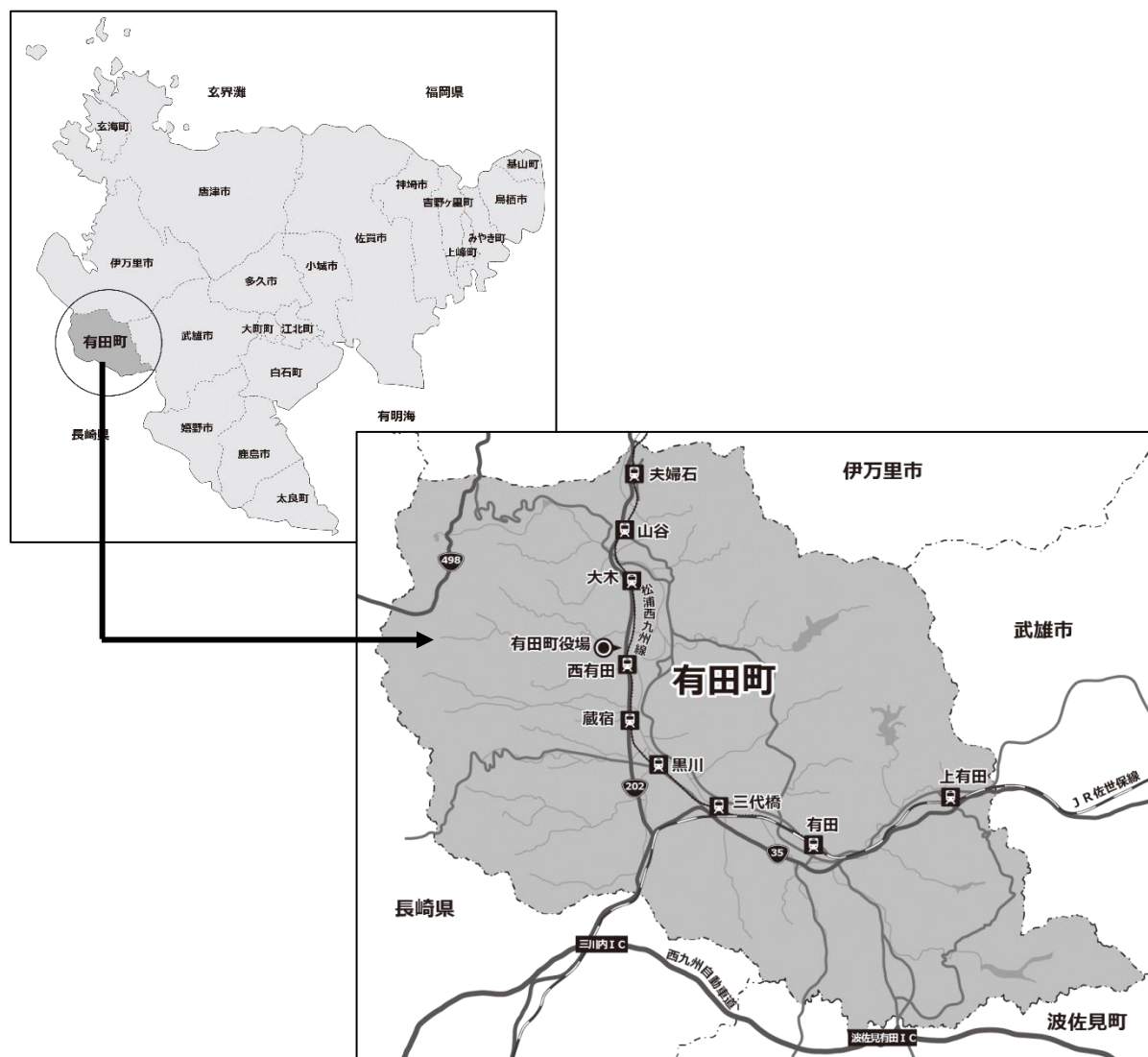
第1節 自然的環境

町は、東経 129 度 51 分、北緯 33 度 16 分で、佐賀県の西部に位置し、北は伊万里市、東は武雄市に接し、県境を挟んで、西は長崎県佐世保市、南は長崎県波佐見町と接し、東西 12.2km、南北 9.5km、総面積 65.85km² の町である。

東部は、県立自然公園の黒髪山をはじめ、青螺山、牧山、腰岳などが連立し、西部は国見山を主峰とする国見連山が南北に連なっている。この両山系を源流とする有田川は、町の中央部を貫流し、伊万里湾に注いでいる。

地形は、沖積層、火山岩類、第三紀堆積岩類、石英粗面岩質からなっている。

気候は、東部に黒髪山系、西部に国見山系が連なっているため、比較的降雨量が多く、年平均気温 13～16℃、年間降水量 2,100～2,400mm である。洪水に影響のある季節は、6月から7月半ばまでの梅雨期と8月から10月にかけての台風の時期である。また、近年では8月に前線の影響で大雨が続くことがある。



第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく、次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- (1) 建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
- (2) 公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- (3) 高齢化、国際化に伴う高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の増加
- (4) ライフライン（電力、上下水道、電話等）、交通ネットワーク、インターネット等への依存度の増大
- (5) インフラ整備に伴う住民の防災意識の低下
- (6) 住民の近隣扶助意識の低下

第 2 編 風水害対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

本編は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、有田町防災会議が作成する有田町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）の一部を構成するものであって、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第 2 節 これまでの風水害被害

町域における災害は、大雨による山崩れや河川の氾濫等の水害が最も多く、その他農地や農業排水施設の崩壊等の水害で、暴風雨害、雪害、霜害等もみられる。

過去において低気圧と寒冷前線の通過により大雨をもたらし、死者 34 名、負傷者 60 有余人を出した 1948（昭和 23）年 9 月 11 日の大水害、同じく低気圧が原因で集中豪雨により被害が出た 1956（昭和 31）年 8 月の水害、台風 12 号による 9 月 10 日の水害、1967（昭和 42）年 7 月の集中豪雨、翌 1968（昭和 43）年の町における 30 年来の大雪害、1976（昭和 51）年の大霜害等が発生している。

中でも、1967（昭和 42）年 7 月 9 日の大水害は、2 時間で 174.5mm の集中豪雨により、有田川やその支流の白川、広瀬川など小河川が短時間のうちに増水し、加えて町内全域にわたり農地や山林が崩壊し、土砂水の流出とともに河川が氾濫、家屋の埋没により 12 名の死者を出し、その被害総額は 38 億円以上にのぼった。

また、近年では、2019（令和元）年 8 月、2021（令和 3）年 8 月の前線に伴う記録的な豪雨により、近隣の武雄市、大町町等で甚大な浸水被害が発生した。有田町でも、2019（令和元）年 8 月には 2 日間で 476mm、2021（令和 3）年 8 月には 9 日間で 910mm の雨量を観測し、住家やビニールハウスの浸水被害、農道崩壊や地すべり等が発生した。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な町土づくり

町は、次の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにする。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するとともに、行政主導のソフト対策のみでは限界があることから、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。また、令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や内水状況の把握を進めていく。

町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、その評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

町は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進するとともに、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

第1項 町土保全施設の整備

町実施機関名	農林課、建設課、上下水道課

1 地盤災害防止施設等の整備

（1） 治山施設の整備

ア 森林保全整備事業の推進

町は、町土の約55%が森林で占められ、標高300～700m程度の山々が連なっている。豪雨・暴風雨に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、県に対し、治山施設の整備の推進を要請する。

イ 山地災害危険箇所の点検

町は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

町は、山地災害危険箇所について、県と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧又は崩壊等のおそれのある箇所において、防災工事を実施し、災害の防止を図る。	県・町
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
溪流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃溪流の県単独による防災工事	

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を県に要請する。

イ 砂防指定地の点検

町は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険溪流の周知等

町は、土石流発生の危険性が高い溪流について、県と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工等	県

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備を県に要請する。

イ 地すべり防止区域の点検

町は、県と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

町は、地すべり防止区域について、県と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工等	県

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を県に要請し、又は町で施工し、整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

町は、県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

町は、急傾斜地崩壊危険区域について、県と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等	県・町

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定等

町は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく土砂災害警戒区域等の県の調査に対し、協力する。また、当該区域における計画等について、事前相談に応じる。

県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で一定の開発行為の制限等をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として、町長の意見を聞いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じる。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）
- ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

【資料編】

○ 土砂災害防止法指定箇所一覧

イ 土砂災害に関する防災気象情報等の提供

町は、県から一斉指令システム等によって伝達される次の情報について、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社 NTT ドコモが提供するエリアメール、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する

緊急速報メール等をいう。以下同じ。)等、あらゆる手段を活用し、住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。

① 土砂災害に関する防災気象情報

佐賀地方気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、警戒レベルに応じた警報等を発表する。

② 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ通知するとともに、一般に周知する。

ウ 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画等において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する次の事項について定める。

① 避難指示等の発令基準

関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ、見直す。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等について周知を行う。

③ 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域等、総区、行政区等、同一の避難行動を取るべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害危険度情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

⑤ 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

エ 緊急調査

県又は国は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(6) 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域の指定

県は、災害の危険性が高いと認められる区域について、町の意見を聞いたうえで、建築基準法第 39 条に基づく建築基準法施行条例（昭和 46 年条例第 25 号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置等、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

イ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

① 県又は町は、豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第 39 条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号））。

② 町は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を促進する（有田町地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（平成 18 年条例第 128 号））。

2 河川、下水道及びため池施設の整備

（１） 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水（概ね 30 年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量 60mm の降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。また、堤防、水門、排水施設等の河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採することにより、水位上昇や流下能力不足の軽減を図る。

町における主な河川は、次のとおりである。

有田川水系	有田川、弁財川、中樽川、白川川、猿川、戸杓川、丸尾川、上南川良川、黒牟田川、楠木原川、黒川川、本村川、北ノ川内川、蔵宿川、上内野川、新牧川、広瀬川、浄源寺川、西牧川、唐船川

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作する。また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
広域河川改修事業・総合流域防災事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	県
直轄河川改修事業	直轄河川の治水安全度向上、情報基盤整備、堤防補強対策等を実施する。	国

(2) 下水道施設の整備

町は、市街地の浸水防除のため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進する。また、雨水幹線水路、排水機場等の風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作する。

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	町

(3) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

町は、県が選定する決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池について、県との連携により、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

ウ ため池の貯留機能向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨による雨水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図る。

エ ため池施設の管理

- ① 所在地域の管理責任者を明確にし、責任者不在の場合等の連絡方法を検討する。
- ② 降雨時には、特に警戒を厳重にし、平常より貯水を低下させておく。
- ③ 豪雨、洪水時の災害の危険を回避するため、水位を低下させ、応急資材の備蓄に努める。
- ④ 堤体の状態を常に監視するとともに、部分補修に努める。
- ⑤ 余水吐断面は、常に完全通水ができるよう清掃に留意し、木石の堆積に注意する。
- ⑥ 緊急な場合、下流地区に速やかに伝達できるよう、一斉放送や電話等による周知方法を検討する。

(4) ダムの貯留機能強化

ダムの管理者は、出水期間にダムの水を事前放流することで、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

(5) 田んぼの排水機能の確保

町は、田んぼの排水口への調整板の設置を検討し、下流域の洪水被害を軽減する。

【資料編】

○ 防災重点ため池 地区別一覧

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
ため池等整備事業	ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。	県

第2項 公共施設、交通施設等の整備

町実施機関名	総務課、財政課、健康福祉課、建設課、学校教育課、消防本部

1 公共施設等

町は、災害応急対策を実施するうえで拠点となるなど、防災上重要な施設について浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。また、公共施設の駐車場や学校のグラウンドなどを活用した貯留機能の強化を図る。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置付けることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、庁舎別館、生涯学習センター南館
救護活動施設	消防関係施設、福祉保健センター、病院
避難所として位置付けられた施設	学校、公民館、集会施設等
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設等

2 交通・通信施設

主要な道路、鉄道、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努める。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し、共有化を図る。

(1) 道路

一般国道、県道、町道の各道路管理者、県警察は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して

道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止等の危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国・県・町
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2) 地下埋設工事等による事故及び災害予防

町は、地下埋設工事及び占用工事による、通行障害及び損傷事故の多発化に対し、道路構造の保全及び円滑な交通の確保並びに事故の防止を図る。

ア 地下埋設工事等を計画的に行わせるため、関係機関の緊密な連絡のもとに、道路工事及び地下埋設工事等の施行時期及び施行方法について合理的な調整を図る。

イ 地下埋設工事や占有工事に対して規制を強化し、道路交通の障害及び損傷を最小限にとどめ、事故を未然に防止するため、地下埋設工事等の施行方法の改善を図るとともに、事故発生の際における通報体制等を確立する。

ウ 道路の掘り返しの規制及び事故の防止に関する対策として共同溝の推進を図る。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める

(4) 臨時ヘリポート

町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。また、**平時**の負傷者等の医療機関へのヘリコプター（ドクターヘリ）による緊急搬送のため、赤坂球場、中央運動公園広場及び伊万里有田共立病院を臨時ヘリポートに指定する。

【資料編】

○ 災害時に活用する臨時ヘリポートの状況

第3項 ライフライン施設等の機能の確保

町実施機関名	税務課、総務課、住民環境課、上下水道課

上下水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や衛生施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等、質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、町とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設

（1） 水道施設の安全性の強化

町は、水道施設の新設・拡張等の計画にあわせて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

（2） 水道施設の点検・整備

町は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

（3） 断水対策

町は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、町域を越えた水道事業者等間の相互応援体制を整備しておく。

（4） 資機材、図面の整備

町は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておく。

（5） 復旧の優先順位の作成

町は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

2 下水道施設

（1） 下水道施設の安全性の強化

町は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

（2） 下水道施設の保守点検

町は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

（3） 資機材、図面の整備

町は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておく。

(4) 民間事業者等との連携

町は、民間事業者等との協定締結等により、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(5) 復旧の優先順位の作成

町は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

3 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第 39 条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。

4 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（NTT 西日本株式会社佐賀支店、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 豪雨又は洪水等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。

ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

エ 電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2 重ルート化を推進する。

5 衛生施設

(1) 衛生施設の安全性の強化

町（リサイクルプラザ、最終処分場）、佐賀県西部広域環境組合（ごみ焼却場）及び伊万里・有田地区衛生組合（火葬場、し尿処理場）は、各施設について、施設の改善等、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 衛生施設の点検

町、佐賀県西部広域環境組合及び伊万里・有田地区衛生組合は、各施設について、巡回点検を定期的実施する。

(3) 資機材、図面の整備

町、佐賀県西部広域環境組合及び伊万里・有田地区衛生組合は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておく。

6 バックアップ対策の促進

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるよう ICT 部門の業務継続計画（BCP）の策定に努める。また、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化

町実施機関名	建設課、文化財課

1 特定建築物

旅館等多数の者が利用する特定の建築物について、当該建築物の所有者は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努める。

2 一般建築物

町は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板等の施設の整備を促進するよう努める。

3 落下物

町及び建築物の所有者等は、強風による窓ガラスや看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

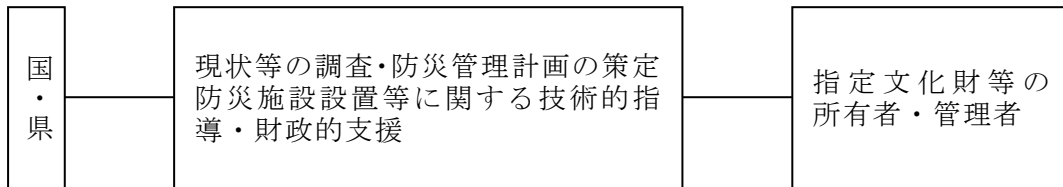
4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・町指定・選定・登録の建造物・伝統的建造物群（以下「指定文化財等」という。）について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握のうえ、必要なものについては、国や県の技術的指導・財政的支援を受け、防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行う。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



【資料編】

- 文化財指定一覧表

第5項 風水害に強い土地利用の推進

町実施機関名	総務課、まちづくり課

町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備等

町実施機関名	総務課

町及び防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等、体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備する。また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策等を推進するとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等を通じ、防災関係機関との情報共有化に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、町及び防災関係機関は、あらかじめ発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておく。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

町及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

町は、町災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。また、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を県が行う場合に備え、県と連携のうえ、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報等多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。

さらに、道路や河川等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

町及び防災関係機関は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困

難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努める。

さらに、情報の地図化等による伝達手段の高度化など、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

（４） 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

町及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等のないよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実にも努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムの IT 化に努める。

2 災害情報の連絡方法

（１） 町防災行政無線施設

町は、風水害時には、災害の状況、避難場所への誘導、危険地域への警報等の情報伝達や、救援活動、医療活動、住民の安否、交通情報、公共設備被害状況等の災害情報を町防災行政無線施設を活用し、迅速に伝える。この場合、難聴地域や聴覚障がい者に対しては、住居に戸別受信機や文字表示型個別受信機を別に設置する。

また、情報の漏れをできる限り防ぐため、ケーブルテレビによるテロップ放送、事前登録された携帯電話等へのメールの一斉配信、ホームページへの情報表示、電話応答案内等の補完機能を備える。

（２） 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

テロの危機や緊急地震速報の発信時に国が町の防災行政無線を起動し、住民へ直接情報伝達手段として J-ALERT を活用する。

（３） CATV 施設

町は、災害情報等の伝達のために民間の CATV 施設である有田ケーブル・ネットワーク株式会社の活用を図る。

（４） 県防災行政無線施設

県防災行政無線施設は、災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達の確保並びに行政、地域振興面での有効な利活用を図るため、「地域衛星通信ネットワーク」に参画し、高度情報化の推進のための基幹的な通信基盤として構築したもので、県出先機関、警察署、市町、消防機関、自衛隊、国、防災関係機関を結ぶ、重要な通信施設である。

町は、県防災行政無線施設を活用し、気象情報、震度情報等の情報収集や県への被害の報告等を行う。

(5) 県警察における体制の整備

県警察は、警察通信施設の風水害に対する安全性の強化に努めるとともに、予備電源の整備や衛星携帯電話等の整備を図る。

(6) 町における体制の充実・強化

町は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、防災行政無線や全国瞬時警報システム(J-ALERT)の施設・設備の管理に万全を期すとともに、風水害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努めるとともに、ケーブルテレビの活用を図る。また、大規模災害時において町民にきめ細かな情報発信を行う手段として、臨時災害放送局(以下「災害 FM」という。)の活用が有効であるため、町は、災害 FM の活用方法を平時から認知すること等により、災害時に活用できる体制を構築しておくように努める。

(7) 災害対応業務のデジタル化の促進

町は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に留意する。

なお、過去の災害では、SNS を使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

3 情報の分析整理

町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。また、平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

町は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、風水害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進等による電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進する。

電気通信事業者は、平時から主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である [NTT 西日本株式会社](#)等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、住民の認知を深め、災害時における利用方法等の定着を図る必要がある。

そのため、町は、[平時](#)から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

《災害用伝言サービス》

○ [NTT 西日本株式会社](#)

・ 災害用伝言ダイヤル (171)

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール

・ 災害用伝言板 (Web171)

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む。）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○ [携帯電話各社](#)

・ 災害用伝言板

[携帯電話](#)のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、[携帯電話番号](#)をもとにして全国から伝言を確認できる。

5 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

町及びその他防災関係機関は、風水害時に必要に応じて電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、[平時](#)から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

第 2 項 防災活動体制の整備

町実施機関名	全課、消防本部、消防団

町及び消防本部は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

1 職員の体制

(1) 職員の参集体制の整備

ア 1 時間以内参集可能職員の確保

町は、職員の中から、災害発生後 1 時間以内に参集し、「緊急初動班」として情報収集等に

当たる職員を確保する。

イ 24 時間体制の推進

町は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため、24 時間対応可能な非常参集体制の整備を図るとともに、大規模な災害が予想される際、初動対応を取る職員の前日からの待機等といった弾力的な対応を検討する。

ウ 連絡手段の整備

町の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努める。

エ 災害時の職員の役割の徹底

町災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる課長等は、各対策部が実施すべき業務について、あらかじめ要領等を定め、所属職員に周知徹底を図る。また、大規模な災害が予想される災害情報連絡室の設置時には、町の幹部職員及び職員に対し、事前に周知を行うとともに、各自の役割についての確認に努める。

(2) 応急活動マニュアル等の作成

町及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(3) 人材の育成・確保

町及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 町災害対策本部等

ア 町及び消防本部は、災害時に防災活動の中枢機関となる町災害対策本部等を設置する本庁舎等について、雨水出水浸水想定区域等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備等必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

イ 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、町災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(2) 食料等の確保

町及び消防本部は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも 2 日ないし 3 日間の連続した業務が予想されるため、平時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。

(3) 非常用電源の確保

町及び消防本部は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平時より、

非常用電源施設の整備を図るとともに、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの導入を検討するなど、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄に努める。

(4) 非常用通信手段の確保

町及び消防本部は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、**平時**より、衛星通信等非常用通信手段の確保を図る。

3 町の防災拠点の整備

町は、風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも町に1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能

4 コミュニティ防災拠点の整備

町は、住民の避難場所にもなり、また、防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設（**平時**には地区住民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器

5 災害の未然防止

町は、公共施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダム、堰、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

6 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

特に町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職

員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

7 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

町及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

8 救援活動拠点の確保

町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

9 排水機能の向上

県は、これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図る。

町は、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車の導入を検討する。

第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団、水防管理者

町は、風水害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等の既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 市町村間の相互応援

町は、県及び県内市町との災害時相互応援協定の締結に伴い、平時からの応援体制等情報収集に努める。また、近隣の県外の市町村とも同様な協定の締結に努める。

2 町・消防本部と防災関係機関等との相互協力

町及び消防本部は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力に

ついて定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

【資料編】

○ 防災関係協定一覧表

4 受援計画等の策定

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。このときには、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

町は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

各水防管理者は、管轄区域内の河川ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討する。

町は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。また、洪水・内水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者又は下水道管理者の協力について定め、河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫に関

する減災対策協議会」、「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取り組みを推進するための、密接な連携体制の構築を図る。

また、町は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。さらに、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 浸水想定区域の公表等

(1) 洪水

国及び県は、本町に係る洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（有田川）、特定都市河川、そのほか、一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町長に通知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ浸水想定を提供するよう努める。

町は、有田川以外の中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 内水

町は、必要に応じて、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設、浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設、そのほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(3) 浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(4) 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、要配慮者利用施設等の指定

町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設とし

て町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域をその区域に含むときは、町で定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(5) 民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

3 土砂災害の発生、拡大防止

町は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておく。また、国と県が発表する次の情報を参考に、防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民自らが避難の判断等に有効に活用できるようにする。

(1) 土砂災害に関する防災気象情報

佐賀地方気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、警戒レベルに応じた警報等を発表する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ通知するとともに、一般に周知する。

4 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

町は、平時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。特に、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、町防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を本計画に反映させたいうえで、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

町は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

5 資機材等の確保

町は、風水害の発生に備えるため、**平時**から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。また、燃料、発電機、建設機械等の応急復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の育成・確保に取り組む。

6 町と県の役割分担

町は、県と連携し、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行う。

第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備

町実施機関名	健康福祉課、消防本部、消防団

町、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

1 救助活動体制の整備

町及び消防本部は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう日頃から点検整備を実施する。また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 救急搬送体制の強化

消防本部は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。ま

た、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努める。

3 消防活動体制の整備

町及び消防本部は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 保健医療福祉活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

災害拠点病院については県によって次のとおり選定されており、施設等の風水害に対する安全性の確保、風水害時の患者受入機能及び災害派遣医療チーム (DMAT) 派遣機能の強化、患者搬送車の整備や応急用医療資機材の貸出し等による地域の医療施設を支援する機能等の強化、風水害時の医療体制の整備が進められている。

災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

ア 基幹災害拠点病院

病院名	所在地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原 400
国立大学法人佐賀大学医学部附属病院（研修機能担当）	佐賀市鍋島 5-1-1

イ 地域災害拠点病院

病院名	所在地
<u>公立佐賀中央病院</u>	<u>多久市東多久町別府 3562</u>
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市生が丘 2-143
唐津赤十字病院	唐津市和多田 2430
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860
白石共立病院	杵島郡白石町福田 1296
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲 4279-3

(2) 医療応援体制の整備

町は、県、消防本部及び医療機関と連携し、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 町における災害時医療体制の整備

町は、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(4) 災害時緊急医薬品等の備蓄

町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

第6項 緊急輸送活動

町実施機関名	建設課

1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び物資の受け入れ、搬送等の輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検する。また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し、周知を図る。

(1) 広域物資輸送拠点の指定

県は、被災地外からの救援物資の受け入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定しており、このうち町周辺地区では、次の箇所が指定されている。

《輸送拠点》

伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場「朝日 I&R ドーム」	嬉野市

(2) 緊急輸送道路ネットワークの指定

道路は、風水害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点等に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築している。

ア 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路。町では、国道35号及び国道202号が指定されている。

イ 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、町庁舎、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(3) 運送事業者等との連携

町は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。また、フォークリフト等を使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

2 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

ア 道路管理者

道路管理者は、民間団体等と協定を締結する等、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

イ 県警察

県警察は、警備業者との協定に基づき、風水害時における交通誘導、災害情報の収集等について、支援協力が得られるよう連携の強化を進めるとともに、信号機、道路標識等の保守点検業者と協定を締結するなど、災害発生後の信号機、道路標識等の故障、倒壊等に対応するため、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送体制の整備

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

3 鉄道輸送の確保

町は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備を進める。

第7項 避難及び情報提供活動

町実施機関名	総務課、住民環境課、健康福祉課、税務課、子育て支援課、建設課

1 町の避難計画

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等の警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(1) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。また、県に対し、避難指示等の発令基準の策定の支援を要請するなど、防災体制の確保を行う。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和8年3月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直す。また、避難指示等を発

令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

ア 洪水等

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、氾濫警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクルの危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 土砂災害

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル4土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂キキクル等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の発生する危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について住民等への周知徹底を図る。

町は、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合において、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適當である場合があることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

県は、町が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。

ア 指定緊急避難場所

① 指定基準

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定する。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

イ 指定避難所

① 指定基準

- (ア) 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (イ) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (ウ) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合において、町は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (オ) 町は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。
- (カ) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (キ) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (ク) 避難者 1 人当たり概ね 3.5m² 以上確保できる施設であること が望ましい。

② 機能の強化

町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいること等、地域の実情に応じて居住空間に配慮する。

具体的には、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力や DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力や DV についての

注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。
また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

町は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」に沿った避難所が運営できるよう努める。

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努める。

なお、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、町において整備するものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

(ア) 必要に応じ、換気、照明等、良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに、必要に応じた電力容量の拡大

(イ) 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい。）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等のほか、多機能トイレ等要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

(ウ) テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

(エ) 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

(オ) 飲料水の給水体制の整備

(カ) 支援者等の駐車スペースの確保

(4) 避難経路及び誘導體制

ア 町は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための

工夫・改善に努める。

イ 町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

- ① 避難行動要支援者の実態把握
- ② 避難路の整備及び選定
- ③ 避難所の受入環境
- ④ 避難誘導責任者及び援助者の選定

ウ 町は、避難誘導に当たっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め、地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

エ 町は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

オ 県の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平時から、県及び町の防災担当部局との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

カ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県の保健所は、町の保健福祉担当部局及び防災担当部局と連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

（５） 指定避難所の管理運営

町は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施する。この際、住民等への周知に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NP0・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

（６） 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、

その他に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

平時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車内等避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努める。

加えて、在宅避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に配慮した対応

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

ク 車中泊者等への対応

大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ケ ホームレスへの対応

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

コ 家庭動物との避難への対応

指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

サ 女性や子ども等に配慮した対応

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力や DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力や DV についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

2 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所を指定する際に、あわせて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。

町及び県等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡方法について、あらかじめ定め、保護者へ周知しておく。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。特に、夜間等における消防本部等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努める。

(3) 社会福祉施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努める。

(4) 不特定多数の者が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路等についての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施する。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5) 町による指導等の充実

町は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と町との間、また、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

4 応急住宅

(1) 建設資材の調達

町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

風水害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は、平時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておく。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(3) 公営住宅等への収容

町は、公営住宅等の空家状況を平時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続等について定めておく。

(4) 民間賃貸住宅の活用

町は、民間賃貸住宅を災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。また、借上げの

円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

5 被災者支援体制の整備

町は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み）などの被災者支援の仕組み等の整備に努める。

町は、県と連携のもと、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー／サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努める。

【資料編】

- 指定緊急避難場所・指定（一般・福祉）避難所一覧表

第8項 避難行動要支援者対策の強化

町実施機関名	総務課、健康福祉課、子育て支援課、消防本部

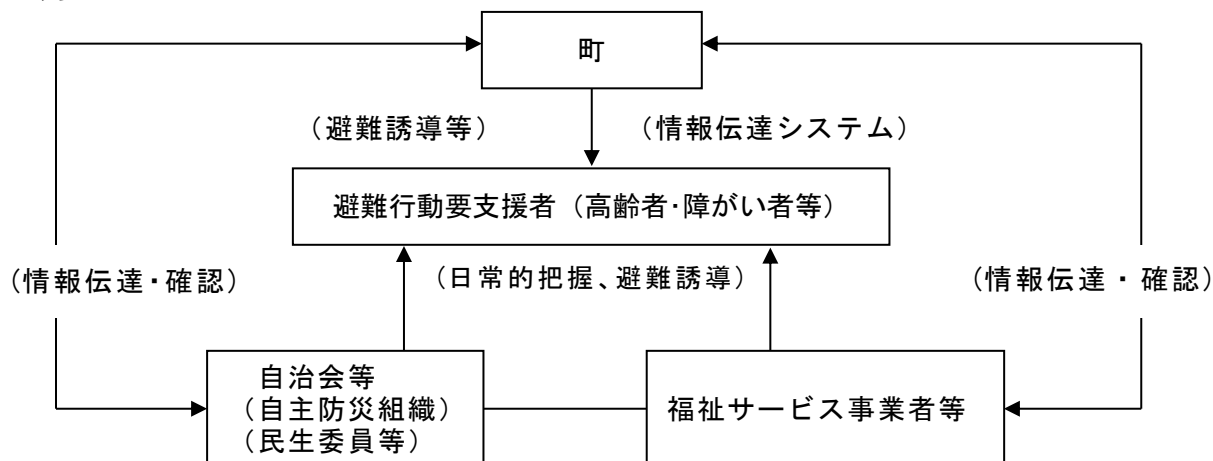
町は、風水害時には避難等の行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実等防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。

《地域安全システムのイメージ》



(2) 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

町は、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ① 要介護認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
- ⑥ 上記以外の者で町が支援の必要性を認めた者
- ⑦ 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し、町が認めた者

ウ 避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町が必要と認める事項

エ 事前の名簿情報の外部提供

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等、必要な措置を講じるものとする。

オ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ

め定めるよう努める。

カ 情報伝達体制の確立

町は、消防機関による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、総区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、ケアマネージャー等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、防災無線文字表示型戸別受信機を屋内に設置し、目視確認できるようにしたり、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備確立等による分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。

キ 地域全体での支援体制づくり

町は、風水害時に、消防本部、県、県警察、家族、各区、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難支援プラン（個別避難計画）に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

ク 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

町、消防本部等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時取るべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、次の事項に留意のうえ、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

- ① 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- ② 特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。
- ③ 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- ④ 消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。
- ⑤ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- ⑥ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災

計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ケ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布等避難行動要支援者の実態にあわせた防災知識の普及啓発に取り組む。また、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図る。また、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期する。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平時から連携の強化に努める。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、町内をはじめとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を町に連絡する。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑かつ的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

(5) 町の支援

町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

町は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受

け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努める。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

町は、保育園が被災した場合に、当該保育園に通う保育が必要な乳幼児等に対し、必要な保育が実施できるよう、他の保育園での受け入れ等、必要な調整を行う。

3 外国人の安全確保対策

町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及啓発に努める。また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

4 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

町は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給等の支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 福祉避難所の指定

町は、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定しておく。福祉避難所は、町内の官民の福祉施設等とする。

第9項 帰宅困難者への対策

町実施機関名	総務課、商工観光課

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、公共施設をはじめ帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど、一時滞在施設の確保に努める。

第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

町実施機関名	住民環境課、上下水道課、議会事務局

町は、風水害時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、平時から県と連携して、食料、

飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど、調達・輸送体制を確立しておく。また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に対する知識の普及に努める。

1 確保の役割分担

(1) 住民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 町

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

加えて、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結等、それら必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。

なお、町単独での物資の調達が困難と判断した場合、新物資システム（B-PLo）により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

2 備蓄方法等

町は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、

育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア 精米等

町は、町内の製造業者や販売業者、販売農家の保管在庫数量の把握に努める。

イ その他の食料

町は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結等の体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう、備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等

町は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める（1人1日3リットル）。

町は、給水車、ポリ容器等の必要な資機材の整備に努める。

町は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど、必要に応じて備蓄を行う。

町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

4 生活必需品

町は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結等の体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力等）の把握に努める。

町は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

町は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう、体制整備に努める。

6 木材等の確保

町は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう、体制整備に努める。

第11項 防災訓練

町実施機関名	全課

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、町地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民

への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

1 総合防災訓練

各防災関係機関の職員参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、避難訓練、救助・救出訓練、通信訓練、給食・給水訓練、緊急輸送訓練、交通規制訓練等の個別訓練を相互に連携させた総合防災訓練の実施が必要であり、町及び各防災関係機関は、県が実施する総合防災訓練に積極的に参加する。

2 各種防災訓練

町及び各防災関係機関は、当該処理すべき事務又は業務に係る防災訓練を、個別に継続して実施する。特に、住民の協力による訓練、あるいは様々な条件に配慮した訓練を実施する。

(1) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図る必要がある地域を指定して、地域の特殊事情を考慮し、あらかじめ災害を想定して行うよう努める。

ア 訓練実施の方法

- ① 実施の時期については、洪水が予想される雨季前で、関係機関が出動しやすい5月～6月上旬の間とする。
- ② 実施区域は水防の事情から河川の現状を考慮して、水防活動が強く要請される地域をその都度選定する。

イ 実施内容

関係機関に対し、通信連絡の迅速・的確を期するため地域を指定し、災害の想定をもとに行い、非常事態に備え、短時間に多数の人員を動員するための非常招集は、防災行政無線の附属機能である災害時招集メール等により行う。

① 水防資機材の輸送

備蓄資材、器具の輸送及び調達資材、器具等の調達方法並びに避難者の輸送方法等について行う。

② 水災の防御

想定現場に到着した資材、器具等を使用し、土のう、杭打等について行う。

(2) 災害避難救助訓練

各防災関係機関は、水防訓練、消防訓練等にあわせ、災害避難救助訓練を実施する。町及び各施設管理者は、計画的に避難訓練を実施する。

(3) 通信連絡訓練

町は、県において災害通信連絡訓練のため、佐賀県地域防災計画に定める訓練が実施される場合は、あわせて通信連絡訓練を行う。

(4) 消防訓練

消防本部は、火災その他の災害発生に際し、直ちにこれに対処し、住民の生命、財産の保護のため消防訓練を行う。

3 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、住民の協力が必要不可欠である。このため、事業所、自主防災組織及び住民は、災害時に的確な行動が取れるよう、様々な機会を捉えて訓練を実施するものとする。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場及びその他消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。また、地域の一員として、町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 住民の訓練

住民は、住民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、町及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努める。

(4) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、当計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、町長に報告するものとする。また、その計画に基づいた避難誘導等の訓練を実施し、その結果について町長に報告するものとする。

イ 浸水想定区域内に位置し、当計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、浸水防止活動等の訓練を実施し、その結果について町長に報告するものとする。

【資料編】

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設等

第 12 項 災害復旧・復興への備え

町実施機関名	住民環境課、建設課、税務課、財政課、総務課、上下水道課

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 町の災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑、迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力のあり方を具体的に示した災害廃棄物処理計画を整備する。

また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

(2) 大量に生じた災害廃棄物への備え

町は、大量災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場や処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

(3) アスベスト使用建築物等の把握

町は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等、各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備する。また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士・行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

町は、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画の策定や判定結果を活用した※住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

※地震発生時のみ適用する。

4 復興対策の研究

町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとし、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

第 13 項 複合災害対策

町実施機関名	全課

町及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、町地域防災計画等を見直し、備えを充実する。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員や資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請する。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生のある可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 住民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及

町実施機関名	総務課、消防本部、学校教育課

1 職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる町の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、町は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

町は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

町は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

町は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

2 住民に対する普及啓発、防災学習の推進

町は、各防災関係機関と連携し、住民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修（出前の防災講座や救急救命講座）の開催等に努める。

防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

なお、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携のもと、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）

等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練、また、被災経験者が命の大切さを伝える講座等を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及啓発等

ア 町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 町は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行う。

ウ 町は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

- ① 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ② 警報等発表時や避難指示等の発令時に取るべき行動
- ③ 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）こと。
- ④ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取るべき行動、避難場所や避難所での行動
- ⑤ 「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じたときには、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要。

- ⑥ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと。
- ⑦ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること。
- ⑧ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 町は、災害発生後、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

オ 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の風水害の発生危険箇所等について調査するなど、地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布する。また、研修を実施するなど、地域の水害・土砂災害リスクや災害時に取るべき行動等の防災知識の普及に努める。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 講習会等の開催

町は、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。また、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

町は、風水害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平時から住民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 避難所の運営に関する知識等の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(7) 避難タイムラインの作成

町は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動を取るか、あらかじめまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促す。

3 住民への分かりやすい水害リスクの提供

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するなど、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第2項 消防団の育成強化

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

消防団は、常備消防と並んで、地域防災力の中核として、消火活動、救助活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが最重要課題となることから、町及び消防本部は、消防団の育成強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点からも非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、大規模災害等に備えた安全対策、救助活動、情報通信等の充実強化を図る。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、必要な資格（防災士等）の取得など実践的な教育訓練を受ける機会の充実を図る。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として、特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

【資料編】

○ 消防団組織図

第3項 自主防災組織等の育成強化

町実施機関名	総務課

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、住民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、町は、集落、行政区等の地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成強化を図る。その際には、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

1 地域住民等の自主防災組織

町は、町地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。また、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供等による育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努める。

(1) 組織

各行政区に対し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織を整備するよう指導を行う。

(2) 編成

本部組織として連絡情報、消火、救出、救護、避難誘導、給食給水班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。

(3) 活動内容

ア 平時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄点検、危険箇所の点検把握、避難計画の作成等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、被害状況把握、伝達、出火防止及び初期消火、要配慮者の安否確認、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食、給水等を行う。

(4) 推進方法

地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備についての助言を行い、地震対策にあわせて、広域的な一般風水害に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進する。

《自主防災組織の活動例》

<u>平時</u>	防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検	災害時	出火防止・初期消火 救出・救護 避難誘導（避難行動要支援者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営への協力

2 活動拠点及び資機材の充実

町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

【資料編】

○ 自主防災組織一覧

第4項 企業防災の促進

町実施機関名	商工観光課、健康福祉課、子育て支援課

1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等の災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、豪雨や暴雨などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

町は、企業防災分野の進展に伴い増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、企業に対し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うなど、その推進に努める。

町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置

した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画、訓練の結果及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の洪水時等の避難確保に関する計画や適切な避難訓練が実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

3 大規模工場等の防災体制

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、油や人体・環境等に影響を及ぼす液体等を取り扱う事業所は、「災害による製造業者の油等流出防止対策」に基づく油等流出防止対策に努めるものとする。

第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町実施機関名	総務課

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6項 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化等

町実施機関名	総務課

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平時から防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、平時からCSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。また、国が整備した被災者援護登録協力団体のデータベースを基に、登録団体との平時からの連携強化に努めるとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティア

との連携について検討する。加えて、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、有田町社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や、これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（有田町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ定める、相互に協定を締結することなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努める。

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、有田町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

町は、日本赤十字社佐賀県支部、有田町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、町内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	活動内容
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士）※ ・<u>土砂災害警戒区域等</u>の調査（砂防ボランティア協会） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） ・整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） ・福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） ・公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（砂防ボランティア） ・その他特殊な技術を有する者

※地震発生時のみ適用する。

区分	活動内容
一般ボランティア	・救援物資の仕分け、配分、配送 ・避難所の運営補助 ・炊き出し ・清掃 ・要配慮者等への生活支援 ・その他軽作業

第7項 災害教訓の伝承

町実施機関名	総務課

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第4節 防災営農体制の確立

第1項 防災営農体制の確立

町実施機関名	農林課

1 農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制が取れるように措置する。

2 営農指導

(1) 指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限にとどめるため、県は、農業技術防除センター、地域農業振興センターが中心となって、必要な技術指導を行う。

(2) 指導対策

農業技術防除センターは、試験研究機関等との連携のもと、普通作物、野菜、果樹、花き、工芸作物、畜産等の専門的事項について、地域農業振興センターに対する技術対策の周知徹底を図る。また、気象庁から発表される季節予報（1箇月予報や3箇月予報等）、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対する技術対策を樹立し、指導を行うものとし、災害が発生した場合には、必要な技術対策を早急にとりまとめ、地域農業振興センターを指導できるよう体制を整備する。

地域農業振興センターは、被害状況を速やかに把握するとともに、農業技術防除センターがとりまとめた対策を踏まえ、地域の実態に応じた技術対策を樹立し、現地での営農指導を行えるよう体制を整備する。

3 種子、飼料等の確保

(1) 種子もみ、主要野菜の種子類

町は、農協営農指導部とともに、災害による生産者の種子もみの不足に対処し、再生産の確保を図るため、種子もみ等の調達に努める。また、地域の特性に応じて、営農上必要な種子の予備貯蔵を行うよう指導を行う。

(2) 飼料

町は、災害のため家畜避難所に収容された家畜又は飼料の供給が困難な地域について、これらの確保に努め、調達先の把握に努める。

第5節 技術者の育成・確保

第1項 技術者の育成・確保

町実施機関名	総務課、建設課、健康福祉課

町は、県の制度を活用し、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておく。

技術者名	業務内容
<u>建築物応急危険度判定士※</u>	<u>被災建築物の危険度の判定を行う技術者</u>
<u>建築物耐震診断技術者※</u>	<u>建築物の耐震診断を行う技術者</u>
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

※地震発生時のみ適用する。

第6節 孤立防止対策計画

第1項 孤立防止対策計画

町実施機関名	総務課、商工観光課、建設課、農林課、健康福祉課

町は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄等に努める。また、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努める。

1 町

- (1) 住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進する。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。
- (6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努める。

2 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、町との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を町と連携し、推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3 住民等

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄等に努める。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制

町は、町域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、次の計画により、その活動体制を確立する。

第 1 項 活動体制

町実施機関名	全課

町は、町域に風水害が発生した場合、又は風水害に係る警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、町災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

なお、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町災害対策本部等は「有田町防災会議」を構成する関係機関と緊密な連絡を取る。

1 災害情報連絡室

(1) 設置基準及び設置場所

災害が発生し、又は発生のおそれがあるが町災害対策本部を設置するまでに至らない程度の場合には、次の基準により総務課内に「災害情報連絡室」を設置する。

ア 町及び周辺地域に、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく 大雨、氾濫、高潮、土砂災害、暴風、暴風雪又は大雪 の各警報が発表された場合（自動設置）

イ 町及び周辺地域に、気象業務法に基づく 大雨、氾濫、高潮、土砂災害、強風、暴風雪又は大雪 の各注意報が発表された場合で、総務課長（不在の場合は、建設課長）が必要と認める場合

ウ 異常な自然現象又は被害を伴う火事、その他人為的原因により災害の発生が予想される場合で、総務課長（不在の場合は、建設課長）がその必要を認める場合

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3) 構成

総務課、建設課、農林課、情報収集が必要となる所属で構成する。

災害情報連絡室長は、総務課長をもって充て、総務課長が不在のときは、建設課長が代理する。

(4) 配備要員

配備体制は、第 1 配備又は第 2 配備とし、予想される災害の種類、規模に応じて、総務課長・関係課長が職員の中から、あらかじめ定める者を配備する。

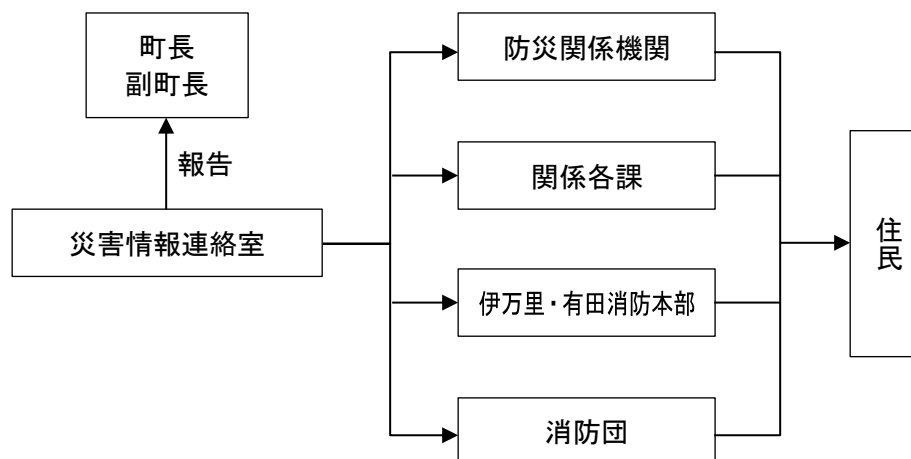
なお、災害の状況等により特定の課のみの配備にとどめることができる。

(5) 廃止

ア 災害警戒本部が設置されたとき。

イ 災害の危険が解消したとき。

《災害情報連絡室の連絡経路》



《配備体制》

配備体制	体制の基準	配備内容	配備要員の基準
第1 配備 災害情報連絡室 (警戒体制)	1 暴風雪、暴風、大雨、大雪の各警報が発表された場合（自動設置） 2 強風、風雪、大雨、大雪、の各注意報が発表された場合で、総務課長が必要と認める場合 3 異常な自然現象又は被害を伴う火事、その他の人為的原因により災害の発生が予想され、総務課長がその必要を認める場合	予想される災害の種類、規模に応じて、総務課長・関係課長が職員の中からあらかじめ定める者。 なお、災害の状況等により特定の課のみの配備にとどめることができる。	5～15名
第2 配備 災害警戒本部 (出動体制)	1 局地的に災害が発生し、又は大災害の発生が予想される場合 2 異常な自然現象又は大規模な被害を伴う火事、爆発、その他人為的原因により災害が発生し、町長がその必要を認める場合	庁内各課の要員を充て、事態の推移に伴い、速やかに第3 配備体制に切り換えることができる態勢	第1 配備の要員に加え、町災害対策本部の各対策部長及び班長となる者
第3 配備 災害対策本部 (非常体制)	1 町内全域若しくは局地的に甚大な災害が発生した場合	町の全組織をあげて災害対策活動ができる態勢	全職員を対象とするが、必要に応じて判断する。

(6) 配備体制の公表

災害情報連絡室を設置、あるいは廃止したときは、直ちにその旨を次の表に従って通知、公表する。

《配備体制の公表》

公表又は通知先	方法
県危機管理防災課・伊万里土木事務所	佐賀県防災 GIS システム又は県防災行政無線
消防本部	FAX 又は県防災行政無線
県警察（伊万里警察署）	FAX 又は一般電話

(7) 勤務時間外における配備要員の招集の方法

災害情報連絡室長（総務課長、総務課参事又は副課長）は、災害の種類・規模等、災害の状況等に応じて関係各課長を緊急招集する。

各課長は、各課の配備要員を緊急招集する。

各課長は、災害の種類・規模等災害の状況を予想して、あらかじめ配備要員を決定し、災害情報連絡室長（総務課長、総務課参事又は副課長）に報告する。

配備要員は、災害情報連絡室が設置されたことを知ったときは、進んで上司と連絡を取り、又は自らの判断で参集し、上司の指示により災害対策に従事する。

2 災害対策本部

(1) 設置基準及び設置場所

町内に、風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の基準により、町長（不在のときは、副町長、総務課長、建設課長の順）が必要と認める場合に、庁舎2階防災室に設置する。

ただし、使用不能な場合は、有田町業務継続計画に定める代替拠点の候補地から被災状況等を調査し、使用の可否を判断したうえで設置する。

ア 町及び周辺地域に、気象業務法に基づく注意報又は警報が発表され、災害情報連絡室が設置された場合で、局地的に災害が発生し、又は大災害の発生が予想される場合

イ 異常な自然現象又は大規模な被害を伴う火事、爆発、その他人為的原因により災害が発生し、町長がその必要を認める場合

(2) 所掌事務

町域に係る災害予防及び災害応急対策の実施（「有田町災害対策本部の所掌事務」参照）。

(3) 災害対策本部の構成と組織

町災害対策本部の構成と組織は、「災害対策基本法」、「有田町災害対策本部条例（平成18年条例第152号）」、「有田町災害対策本部規程（平成18年訓令第65号）」、「有田町災害対策本部運営要綱（平成18年訓令第66号）」の定めるところによるものとし、その概要は、次のとおりとする。

ア 町災害対策本部の構成

町災害対策本部の構成は、次のとおりとする。

《町災害対策本部の構成》

災害対策本部長	町長
災害対策副本部長	副町長
対策部長	関係課長、教育長、消防署長、消防団長
対策班長	関係課長、所長、参事、技術監、副課長、消防署課長、消防団副団長
対策班員	上記の職に充てられた者を除く職員及び消防職員・消防団員

イ 町災害対策本部の組織

町災害対策本部は、次の各部・各班をもって組織する。

- ① 総務対策部（総括班、情報調査班、財政調達班）
- ② 厚生対策部（庶務班、援護班、避難所運営班）
- ③ 保健衛生対策部（庶務班、衛生班）
- ④ 農林対策部（庶務班、農林班）
- ⑤ 土木対策部（庶務班、水防班）
- ⑥ 商工対策部（経済班）
- ⑦ 文教対策部（庶務班、学校等教育班、社会教育班）
- ⑧ 保安対策部（施設管理班）
- ⑨ 消防対策部（消防班、水防班）

（４） 配備要員

町災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、第３配備により体制を整える。

（５） 廃止

町災害対策本部は、災害の危険が解消し、又は、その災害の応急対策が完了したと町長が認めたときは、廃止する。

（６） 標識等

ア 表示板

町災害対策本部の表示板を設置する。設置時においては、有田町庁舎玄関前に掲示する。

イ 腕章

災害対策本部長以下班員が災害活動に従事するときは、法令及び他の計画等において別に定めのある場合のほかは、「有田町」という記名のある腕章を着用する。

３ 職員の登庁

（１） 自主登庁の原則

職員は、町災害対策本部の設置を覚知したときは、所属長からの指示を待つことなく、速やかに登庁する。また、町内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるが、所属長等と連絡が取れない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

各所属等は、自主登庁の補完措置として、通信連絡が可能な範囲において所属職員に連絡し、招集を行う。

（２） 登庁時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

イ 安否の報告

登庁前に、所属であらかじめ決められた方法により所属長等に安否の報告を行う。

ウ 登庁場所

原則として自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの町機関に登庁し、その機関の長の指示に従う。

エ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

オ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

カ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

キ 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、随時、町災害対策本部にメールで報告する（登庁途中で報告ができない場合は、登庁後、速やかに報告する。）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な登庁に努める。

(3) 国・県との連携

国において、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合、あるいは、県において現地災害対策本部が設置された場合、町は、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

有田町災害対策本部の所掌事務

部 名		班 名		所 掌 事 務
総務対策部	部長 総務課長	総括班	班長 総務課参事 又は総務課副課長 班員 総務課職員	1. 災害見舞、視察者の応接に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 国及び県の職員派遣要請、自衛隊の派遣要請、活動状況の把握及び連絡に関すること。 4. 町防災会議及び関係機関との連絡に関すること。 5. 消防機関等の出動命令に関すること。 6. 県及び他の市町に対する応援要求に関すること。 7. その他の災害応急対策の総合調整に関すること。 8. 避難指示等の発令に関すること。 9. 地区公民館に避難所を開設することについての協力要請に関すること。 10. 他の対策部の分掌事務に属しないこと。
		情報調査班	班長 まちづくり課長 班員 まちづくり課職員 総務課職員	1. 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害状況の報告に関すること。 2. 注意報・警報及びその他の情報の伝達及び警告に関すること。 3. 警戒区域等の設定等に関すること。 4. ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関等との連絡並びに協力に関すること。 5. 広報資料の収集及び提供に関すること。
		財政調達班	班長 財政課長 班員 財政課職員	1. 災害対策の予算に関すること。 2. 町有財産、営造物の被害調査並びに応急対策に関すること。 3. 災害対策用物資の調達並びに出納保管に関すること。 4. 災害対策要員の給食に関すること。

部名		班名		所掌事務
厚生対策部	部長 住民環境課長	庶務班	班長 会計課長 又は議会事務局長 班員 住民環境課職員 会計課職員 議会事務局職員	1. 人的被害、住家、非住家の被害状況の情報調査班への報告に関すること。 2. 義援金品等の受付、保管、配分に関すること。 3. 対策部内外の連絡調整に関すること。 4. その他厚生関係の分掌事務に係る災害の予防及び応急対策に関すること。
		援護班	班長 税務課長 班員 住民環境課職員 税務課職員 健康福祉課職員	1. 住家、非住家の被害応急対策に関すること。 2. 炊き出し、その他による食品の供与に関すること。 3. 被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 4. 行方不明者又は死体の捜索及び収容又は火葬、埋葬に関すること。 5. 災害時における避難行動要支援者対策に関すること。 6. 町税等の徴収猶予、減免に関すること。 7. し尿の処理に関すること。 8. 廃棄物の処理（及び清掃）に関すること。
		避難所運営班	班長 子育て支援課長 班員 子育て支援課職員 職員のうち、町長があらかじめ定める者	1. 避難所の開設運営、収容に関すること。
保健衛生対策部	部長 健康福祉課長	庶務班	班長 健康福祉課参事 又は副課長 班員 健康福祉課職員	1. 対策部内外の連絡調整に関すること。 2. 保健・福祉及び医療施設の災害対策に関すること。 3. 応急救援用医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 4. 対策部内の被害調査のとりまとめ及び情報調査班への報告に関すること。 5. 災害ボランティア対策に関すること。
		衛生班	班長 住民環境課参事 又は副課長 班員 住民環境課職員 健康福祉課職員	1. 防疫、清掃及び被災者救護、負傷者の治療に関すること。 2. 災害時の助産に関すること。 3. 救護班、日赤現地医療班の編成及び派遣要請に関すること。 4. 災害時における廃棄物処理に関すること。 5. 保安対策部との連絡調整に関すること。 6. 避難に伴う家庭動物対策に関すること。 7. その他健康福祉課、住民環境課の分掌事務に係る災害の予防及び応急対策に関すること。

部名		班名		所掌事務
農林対策部	部長 農林課長	庶務班	班長 農林課参事、技術監 又は副課長 班員 農林課職員	1. 農林、畜産等の被害状況のとりまとめ及び情報調査班への報告に関すること。 2. 農林、地すべり等の災害融資の斡旋に関すること。 3. 対策部内外の連絡調整に関すること。
		農林班	班長 農林課参事、技術監 又は副課長 班員 農林課職員	1. 農作物及び農業用施設、家畜及び畜産施設の被害状況の調査並びに応急対策に関すること。 2. 被害農家の営農指導に関すること。 3. 町有林の被害調査に関すること。 4. 農業用機械器具の修理及び農薬肥料等の需給に関すること。 5. 病虫害の発生予察及び防除に関すること。 6. 救援種苗の受付、配合及び斡旋に関すること。 7. その他、農林関係の分掌事務に係る災害の予防及び応急対策に関すること。
土木対策部	部長 建設課長	庶務班	班長 建設課参事、技術監 又は副課長 班員 建設課職員	1. 対策部内外の連絡調整に関すること。 2. 応急対策用資材の準備及び輸送に関すること。 3. 道路、河川等の被害状況のとりまとめ及び情報調査班への報告に関すること。
		水防班	班長 建設課参事、技術監 又は副課長 班員 建設課職員	1. 水防に関すること。 2. 土木関係施設等の応急復旧に関すること。 3. 道路、橋梁及び河川の被害状況調査並びに応急対策に関すること。 4. 災害救助用仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理についての協力に関すること。 5. 地すべり、がけ崩れ等の被害調査及び応急対策に関すること。 6. 公園及び観光施設等の被害調査並びに応急対策に関すること。 7. その他土木関係の分掌事務に係る災害の予防及び応急対策に関すること。
商工対策部	部長 商工観光課長	経済班	班長 商工観光課参事 又は副課長 班員 商工観光課職員	1. 対策部内外の連絡調整に関すること。 2. 町内商店、工場等の被害状況のとりまとめ並びに情報調査班への報告及び応急対策に関すること。 3. 被災商工業者の融資に関すること。 4. 被災商工業者に対する税の減免の調査に関すること。 5. その他商工関係の分掌事務に係る災害の予防及び応急対策に関すること。 6. 帰宅困難者に関すること。

部名		班名		所掌事務
文教対策部	部長 教育長	庶務班	班長 生涯学習課長 班員 生涯学習課職員 子育て支援課職員	1. 対策部内外の連絡調整に関すること。 2. 対策部内の被害状況のとりまとめ及び情報調査班への報告に関すること。 3. 学校、保育園等に避難所・給食所を開設することについての協力に関すること。 4. その他教育関係の分掌事務に係る災害の予防及び応急対策に関すること。
		学校等教育班	班長 学校教育課長 班員 学校教育課職員 住民環境課職員 子育て支援課職員	1. 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 2. 被災児童・生徒への教科書、図書等の支給に関すること。 3. 児童・生徒の登下校指導、臨時休校の指示に関すること。 4. 教育関係義援金品の受付等に関すること。 5. 学校施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 6. 認定こども園、保育園園児の被災対策に関すること（学校、児童・生徒に準じる。）。
		社会教育班	班長 文化財課長 班員 生涯学習課職員 文化財課職員	1. 社会教育施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 2. 指定文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 災害活動応援の PTA 等との連絡調整に関すること。
保安対策部	部長 上下水道課長	施設管理班	班長 上下水道課参事、技術監 又は副課長 班員 上下水道課職員	1. 対策部内外の連絡調整に関すること。 2. 上下水道施設の災害予防施策、被害状況のとりまとめ並びに情報調査班への報告及び応急復旧に関すること。 3. 消火栓、防火水槽等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4. 飲料水の確保に関すること。 5. 保健衛生対策部との連絡調整に関すること。 6. その他、上下水道関係の分掌事務に係る災害の予防及び応急対策に関すること。
消防対策部	部長 有田消防署長・消防団長	消防班	班長 有田消防署課長 班員 消防士	1. 火災状況等の調査及び報告に関すること。 2. 消防活動状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3. 救急業務に関すること。 4. 消防団に対する指示等に関すること。 5. 火災等の予防対策に関すること。 6. 災害現場との通信連絡に関すること。 7. 消防対策部内の連絡調整に関すること。
		水防班	班長 消防団副団長 班員 消防団員	1. 水防活動状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2. 水防資材の確保に関すること。 3. 災害現場における消防・水防活動の実施に関すること。

※ 議会事務局職員は、町議会災害対策本部が設置されれば、その分掌事務を担う。

第2項 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、町域に風水害が発生した場合、又は風水害に関する警報等の伝達を受けるなど、その発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2節 災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1項 警報等の伝達等

町実施機関名	総務課

町は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

なお、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルもあわせて提供する。

1 風水害に関する警報等の種類

(1) 気象関係

ア 警戒レベル相当情報の特別警報、危険警報、警報、注意報

警戒レベル5相当	<u>レベル5</u> 大雨特別警報	<u>レベル5</u> 氾濫特別警報	<u>レベル5</u> 高潮特別警報	<u>レベル5</u> 土砂災害特別警報
警戒レベル4相当	<u>レベル4</u> 大雨危険警報	<u>レベル4</u> 氾濫危険警報	<u>レベル4</u> 高潮危険警報	<u>レベル4</u> 土砂災害危険警報
警戒レベル3相当	<u>レベル3</u> 大雨警報	<u>レベル3</u> 氾濫警報	<u>レベル3</u> 高潮警報	<u>レベル3</u> 土砂災害警報
警戒レベル2相当	<u>レベル2</u> 大雨注意報	<u>レベル2</u> 氾濫注意報	<u>レベル2</u> 高潮注意報	<u>レベル2</u> 土砂災害注意報

イ 警戒レベル相当情報以外の特別警報、警報、注意報

特別警報	<u>波浪特別警報</u>	<u>暴風特別警報</u>	<u>暴風雪特別警報</u>	<u>大雪特別警報</u>
警報	<u>波浪警報</u>	<u>暴風警報</u>	<u>暴風雪警報</u>	<u>大雪警報</u>
注意報	<u>波浪注意報</u>	<u>強風注意報</u>	<u>風雪注意報</u>	<u>大雪注意報</u>

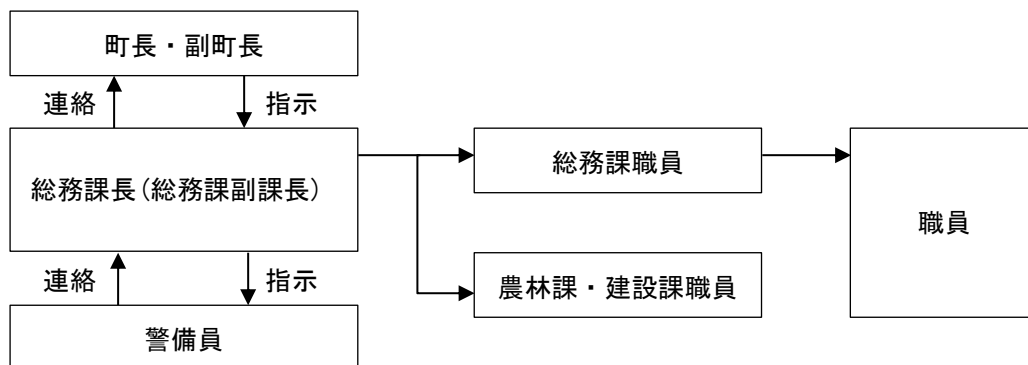
ウ その他の注意報

雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報

エ その他の情報

佐賀県気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前、短時間大雪、竜巻注意/竜巻目撃 等）、佐賀県気象解説情報（線状降水帯半日前予測、台風第○号、大雨 等）、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨・土砂・洪水の危険度分布）等

《警報・注意報等の伝達経路（勤務時間外）》

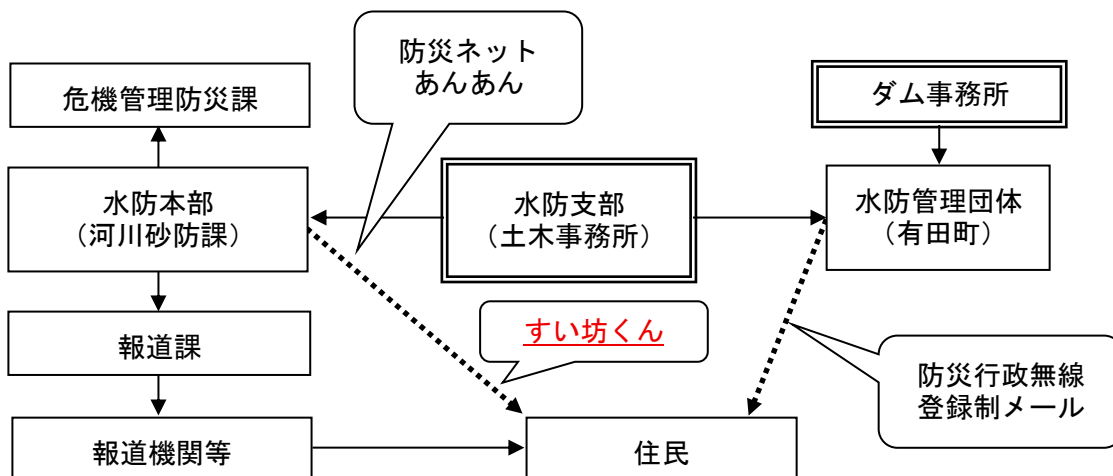


(2) 水位情報の周知

ア 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（該当なし）について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（有田川）について、それぞれ洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（町長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

《洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の伝達方法》（県管理河川）



(3) 水防関係

ア 水防警報

県が指定する河川において洪水の発生が予想される場合、県が水防上必要と認め、発する警告

イ 水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの

(4) 土砂災害に関する防災気象情報等の周知

町長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は、次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により町へ伝達する。

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール等、保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。

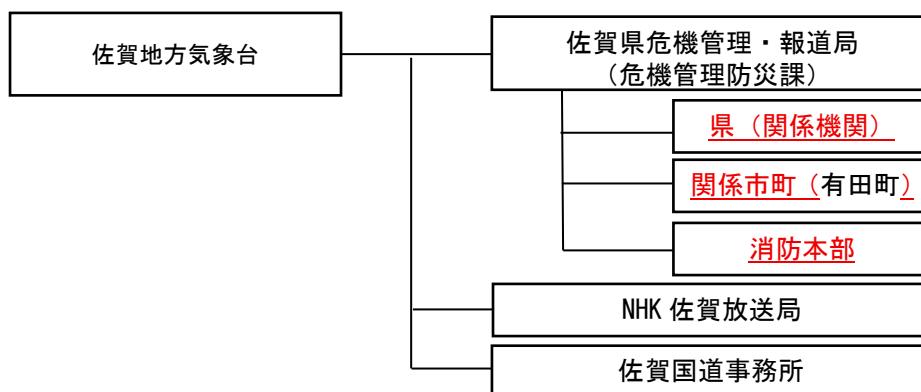
ア 土砂災害に関する防災気象情報

佐賀地方気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、警戒レベルに応じた警報等を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

《土砂災害に関する防災気象情報等の伝達経路》



(5) 避難情報等

警戒レベル	住民が取るべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル 5 (町が発令)	<u>命の危険</u> <u>直ちに安全確保！</u>	緊急安全確保	氾濫発生情報 <u>レベル 5 氾濫・大雨・土砂災害・高潮特別警報</u> 等
警戒レベル 4 (町が発令)	危険な場所から <u>全員</u> 避難	避難指示	氾濫危険情報 <u>レベル 4 氾濫・大雨・土砂災害・高潮危険警報</u> 等
警戒レベル 3 (町が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の住民は準備・ <u>自主避難</u>	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <u>レベル 3 氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報</u> 等
警戒レベル 2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	<u>レベル 2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等	氾濫注意情報 <u>レベル 2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報</u> 等
警戒レベル 1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報	

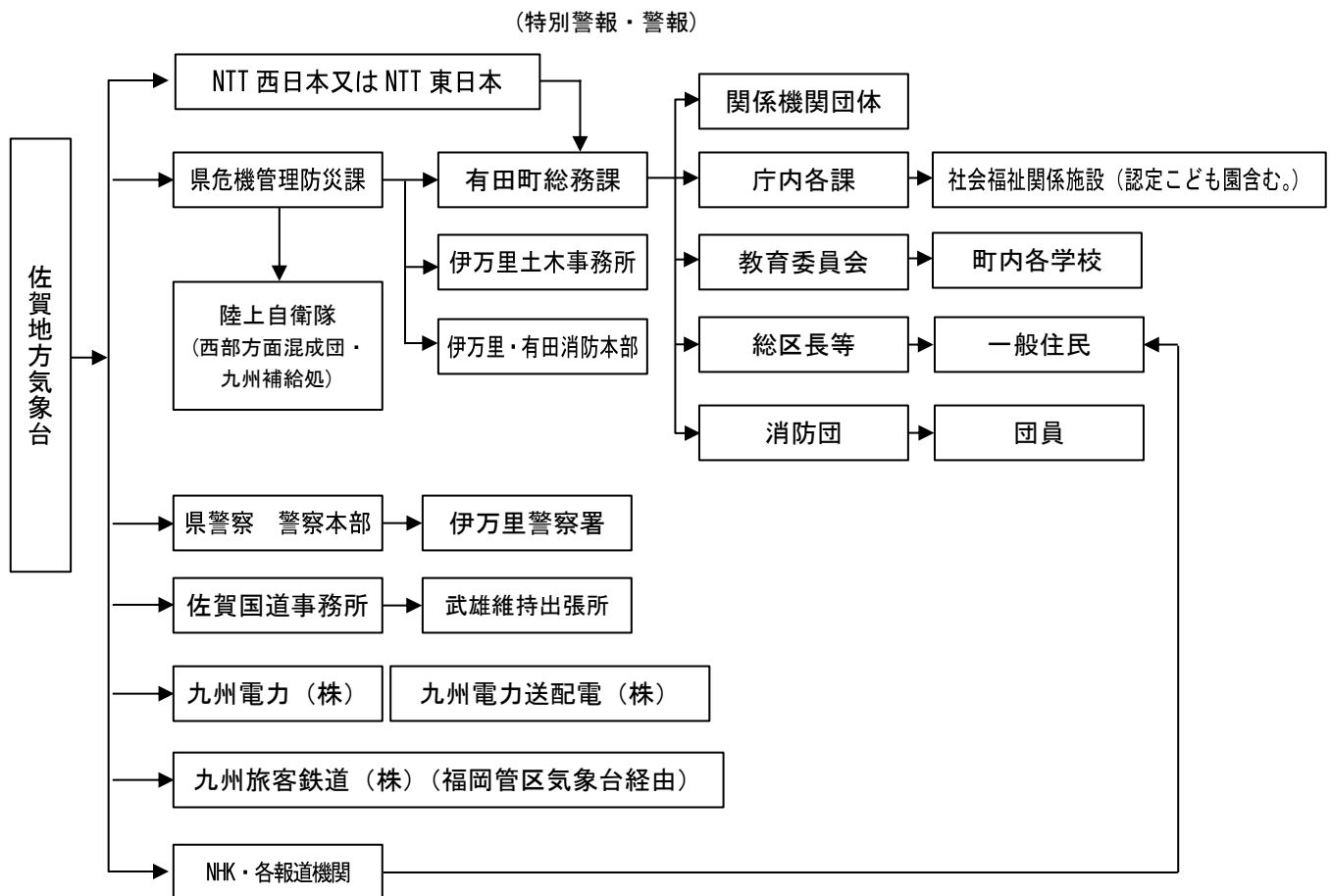
2 警報等の伝達

防災関係機関は、風水害に係る警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達する。また、県は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町へ通知するものとし、通知を受けた町は、これを直ちに住民等に伝達する。

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

《佐賀地方気象台からの警報・注意報の伝達経路》



3 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて、大雨警報・大雨注意報、土砂災害に関する防災気象情報及び氾濫警報・氾濫注意報の発表基準の引き下げを実施する。

第2項 避難誘導

町実施機関名	総務課、子育て支援課、(職員のうち、あらかじめ町長が定める者)、消防本部、消防団

町は、人命及び身体を災害から守るため、避難基準を明確にし、災害時には気象警報等に細心の注意を払い、時機を失しないように避難指示等を発し、関係住民へ迅速・的確に伝達できる体制を整えけるとともに、住民を安全な場所へ迅速かつ円滑に誘導する方法の徹底及び避難収容施設の整備強化を図る。

1 警戒活動

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団(消防団)等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難指示等を実施する者は、躊躇せず、時機を失することなく行う。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど、適切な措置を取るものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取りべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、町災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動、又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

4 局地的かつ短時間の豪雨の場合

町は、避難指示等を発令する際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

5 住民への避難指示等の伝達

町は、住民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

6 住民への周知

町は、避難誘導に当たり、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

7 町に対する助言

防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

第3項 災害未然防止活動

町実施機関名	総務課、建設課、農林課、消防本部、消防団

町は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、ため池、堰、水門等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、町及び警察署に通知するとともに、一般に周知する。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 有田ダム及び竜門ダムの放流時による危害防止措置

流水の貯蓄又は取水のため、ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生じると認められる場合において、これによって生じる危害を防止するため、有田ダム操作規程及び竜門ダム操作規程には、次の事項が定められている。

(1) 洪水

洪水は、貯水池への流入量が有田ダムでは、毎秒 8.0m³以上、竜門ダムでは、毎秒 15.0m³以上の流入水とする。

(2) 洪水警戒体制

ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を取らなければならない。

ア 佐賀地方気象台から大雨洪水に関する注意報、警報及び情報等が発表されたとき。

イ 洪水が予想されるとき。

ウ その他洪水警戒体制が必要と認められたとき。

(3) 事前放流

あらかじめ出水期間中は常に通常より水位を低下させておく「期別の貯水位低下運用」を実施する。また、大規模な洪水をもたらすような大雨が予想された場合、あらかじめ利水容量の一部を放流し、一時的な洪水調整を行う。

(4) 放流に関する通知等

所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、次により関係機関に通知するとともに、一般に周知させるよう警告しなければならない。

ア 次に掲げる関係機関に対しては、あらかじめ電話等により放流計画を周知すること。

- ① 有田町役場
- ② 伊万里市役所
- ③ 県警察
- ④ 伊万里土木事務所

イ 一般に警告しようとするときは、放流開始の 30 分前までに、次に掲げる要領により、サイレンを吹鳴すること。

○—— (休止) ○—— (休止) ○—— (休止) ○—— (休止)
約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒
上の要領で連続 3 回吹鳴する。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

町は、風水害時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、収集した情報を県及び防災関係機関に迅速かつ的確に伝達・連絡する。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。また、法令等に基づき、被害状況等を県又は国に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類

町実施機関名	全課

町が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

1 【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

（1） 画像情報

- ア 画像伝送システムによる情報
- イ ヘリコプター、ドローンによる被害情報
- ウ 国土交通省等の設置するカメラからの情報
- エ 電子メールによる情報

（2） 主要緊急被害情報

- ア 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
- イ ライフライン被害の範囲
- ウ 医療機関へきている負傷者の状況
- エ 119番通報が殺到する状況 等

2 【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

- （1） 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- （2） 住家被害
- （3） ライフライン被害
- （4） 公共施設被害
- （5） 農林水産、商工被害（企業、店舗及び観光施設等の被害） 等

3 【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

- （1） 応急対策の活動状況
- （2） 町災害対策本部の設置、活動状況 等

第2項 災害情報の収集、共有

町実施機関名	全課

町は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報の収集については、迅速に行うよう努める。

1 被害状況等調査分担

《被害状況等調査分担》

区分	担当課	協力団体
人・住家等被害	総務課、税務課	区長、民生委員・児童委員、消防団
社会福祉施設関係被害	健康福祉課、子育て支援課	施設の管理者
保健福祉施設関係被害	健康福祉課	施設の管理者
衛生関係被害	住民環境課	施設の管理者
水道施設被害	上下水道課	
商工関係被害	商工観光課	商工会議所
農林関係被害	農林課	区長、生産組合長、森林組合、農協、消防団
土木関係被害	建設課	区長、消防団
教育関係被害	生涯学習課、学校教育課	施設の管理者
指定文化財等関係被害	文化財課	施設の管理者

2 参集途上職員による緊急災害情報の収集

職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後、各課長に報告する。報告を受けた各課長は、総括班へ、その映像を添え報告する。

3 その他機関からの情報の活用

町は、県及び防災関係機関等からの情報のほか、必要に応じて、報道機関や住民等から得られる情報を活用する。また、町で情報収集が困難な場合は、県から派遣されるリエゾン（情報連絡員）に協力し、被害情報等の把握に努める。

4 情報の共有

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて、情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

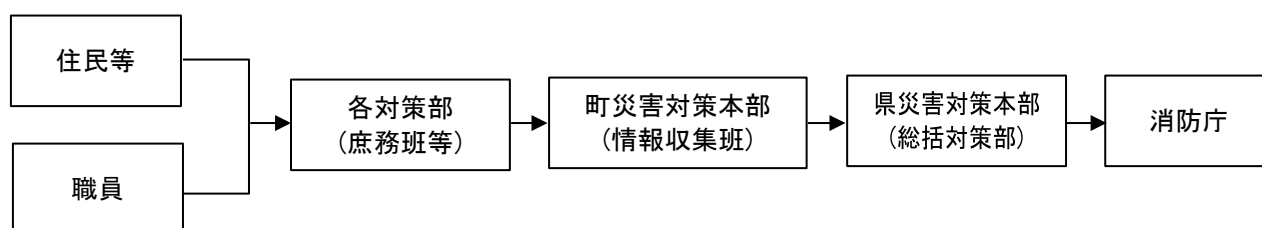
第3項 災害情報の連絡方法

町実施機関名	総務課

町は、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、佐賀県防災 GIS、県防災行政無線、電話、FAX、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行う。さらに、必要に応じ、ドローン、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の収集、連絡に努める。

《情報収集・連絡経路》



第4項 被害状況等の報告

町実施機関名	総務課

町は、町の区域内に災害が発生したときは、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、国に対し、報告基準に沿って県を通じて、又は直接被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防等関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は、県に連絡するものとする。

なお、被害情報が得られた場合、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。

町は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携のうえ、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、町は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

種類	報告する情報	時期
被害概況即報	緊急災害情報 ア 画像情報 イ 主要緊急被害情報 ① ライフライン被害の範囲 ② 医療機関へきている負傷者の状況 ③ 119 番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに
被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 町災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 町災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20 日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの ※ 災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む。	ア 県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの ※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む。	【一般基準】 ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ 2 県以上にまたがるもので、1 の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準】 ア がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 イ 洪水、浸水、河川の溢水又は堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ウ 強風、竜巻等の突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高い災害

災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2 県以上にまたがるもので、1 の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害

※ 災害対策基本法に基づき県（又は町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

（３） 報告の要領

ア 被害概況即報

- ① 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災 GIS の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、町は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。
- ② 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。
 ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。
- ③ 県危機管理防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、収集した情報を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。
- ④ 死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、町は、第 1 報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

- ① 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災 GIS の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、町は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。
- ② 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。
 ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。
- ③ 県危機管理防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。
 ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡が取れるようになった場合は、県に報告する。
- ④ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無に関わらず、町域内で行方不明となった者について、県警察等の関係機

関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等は外務省）又は都道府県に連絡する。

- ⑤ 町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、町は、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

《連絡窓口》

消防庁

区分		平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT 回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

県

区分		平日（8：30～17：15） 危機管理防災課（総括対策部）	左記以外 宿直室
NTT 回線	TEL	0952-25-7362 (0952-25-7107)	0952-24-3842
	FAX	0952-25-7262	

（4） 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、町が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて町に通報又は連絡を行うものとする。

【資料編】

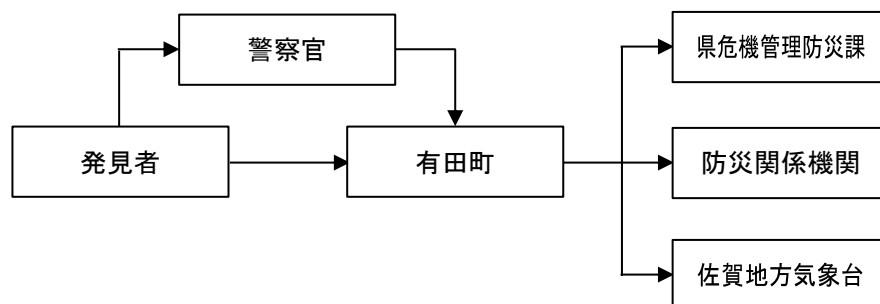
- 災害報告取扱要領
- 火災・災害等即報要領

第5項 異常現象発見時の通報

町実施機関名	総務課

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

- (1) がけ地崩壊
- (2) 異常出水
- (3) 相当地域一帯の異臭
- (4) 大雨・大雪、積雪及び凍結による交通不能 等

3 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する町において行う。

第1項 住民組織の動員

町実施機関名	総務課、住民環境課、健康福祉課、商工観光課

災害応急対策を実施する場合、行政機関だけでは十分な対応を行うことは困難であり、効果的な対策を進めるため、町は、各地区の実情に応じて、各地区組織や住民団体との連携を図る。

1 住民組織の動員

(1) 実施責任者

民間団体の活用は、町が町内民間団体に協力を求めて行う。

町のみで処理が不可能な場合は、被災をまぬがれた隣接市町に協力を求めて行う。

(2) 民間団体の動員

災害応急対策の実施のため、町の各対策部において人員が不足し、民間団体の活用を必要と認めるときは、次の事項について総務対策部総括班に提出する。

ア 活用を必要とする理由

イ 従事場所

ウ 作業内容

エ 人員

オ 従事期間

カ 集合場所

キ その他の参考事項

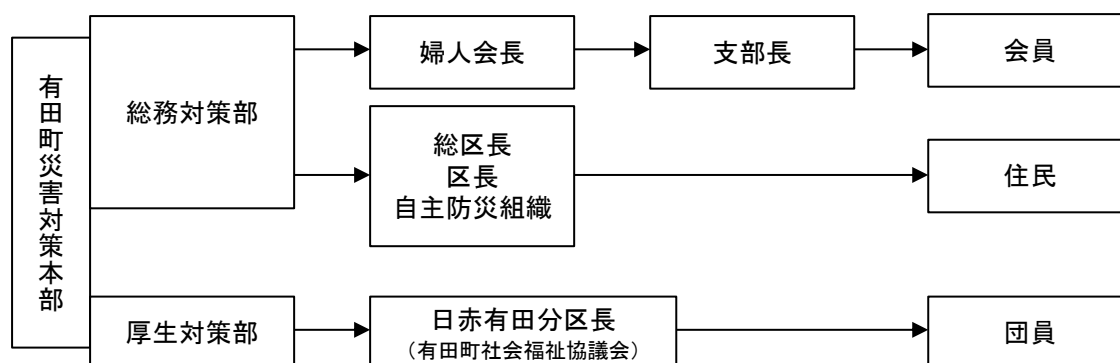
(3) 組織の種別及び活動内容

組織の種別及び活動内容は、次のとおりとする。

《住民組織の種別及び活動内容》

団体名	活動内容	備考
自主防災組織	・避難収容の実施 ・避難所の自主運営	
有田町総区長会	・援助物資の配給 ・災害情報の収集・報告 ・不明者の捜索及び救助の協力 ・その他災害応急措置	
日赤奉仕団（有田町婦人会） 社会福祉協議会	・被災者の看護・炊き出し・ボランティアの受け入れ ・避難者の奉仕・義援金の募集	

《住民組織への連絡経路》



第2項 労働者の確保

町実施機関名	総務課、商工観光課

1 公共職業安定所への要請

町は、風水害の状況等により、自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、伊万里公共職業安定所に対して、労働力の確保を行うよう要請する。

労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

- (1) 職種別求人数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間
- (4) 賃金の額
- (5) 雇用日数

2 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- (2) 被災者の避難、救出
- (3) 医療及び助産における移送
- (4) 救助物質の整理配分及び輸送
- (5) 遺体の搜索、処理等（埋葬を除く。）

第5節 従事命令及び協力命令

町長等（町長、町長の委任を受けてその職権を行う町の職員、町長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

町実施機関名	総務課、建設課、農林課、消防本部、水防団（消防団）

1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 （応急措置一般）	・従事命令 ・協力命令	知事 （委任された場合は町長）	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 （災害救助法に基づく 救助）	・従事命令 ・協力命令	知事	災害救助法第7条、第8条
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	・従事命令	町長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・措置命令	警察官	警察官職務執行法第4条
消防作業	・従事命令	消防職員、消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法（昭和24年法律第193号）第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法 による知事の従事命令	（1） 医師、歯科医師又は薬剤師 （2） 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床 検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 （3） 土木技術者又は建築技術者 （4） 大工、左官、とび職 （5） 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 （6） 地方鉄道業者及びその従業者 （7） 軌道経営者及びその従業者 （8） 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法 による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長・警察 官の従事命令	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命 令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防職員・消防団員 の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団 長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2項 町長の応急措置

町実施機関名	総務課

1 応急措置についての責任

災害対策基本法第 62 条第 1 項の規定により、町長は町の区域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしているときは、法令又は町地域防災計画の定めるところにより、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2 出動命令等

災害対策基本法第 58 条の規定により、町長は災害が発生するおそれがあるときは、法令又は町地域防災計画の定めるところにより、消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求めるなど、災害の応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める。

3 事前措置等

災害対策基本法第 59 条の規定により、町長は災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生する場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去保安その他必要な措置を取ることを指示する。

4 警戒区域の設定等

災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定により、町長は災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、縄張り、立札その他の方法で範囲、適用法令及び制限の内容を明示する。

5 応急公用負担等

(1) 工作物等の使用収用等

ア 町長は、災害対策基本法第 64 条第 1 項の規定により、町の区域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、町の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

イ 町長又は警察官が上記アによる措置を取ったときは、速やかに当該土地、建物その他工作物又は土石、竹木、その他（以下「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権限を有する者に対し、当該土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間、又は期日その他必要な事項を通知する。

この場合において占有者、所有者等の住所、氏名が判明しない場合は、町庁舎掲示板及び県警察に掲示する。

(2) 工作物等の除去等

災害対策基本法第 64 条第 2 項の規定により、町長は、町の区域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を取る。

6 従事命令

災害対策基本法第 65 条第 1 項の規定により、町長は、町の区域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる。

7 損失補償等

町長は、災害対策基本法第 82 条第 1 項の規定により、上記 5 による応急公用負担等の処分を行ったときは、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

8 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町長は、上記 6 による従事命令（警察官が災害対策基本法の規定により、町長の職権を行った場合を含む。）及び上記 4 の警戒区域の設定のため、住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、町長は法令で定める基準に従い、有田町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成 18 年条例第 148 号）で定めるところにより、その者、又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、住民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、町長は、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊に対し、災害派遣を要請するよう求める。

第1項 災害派遣要請基準

町実施機関名	総務課

知事は、次の基準により自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

- 1 風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合
- 2 自衛隊の災害派遣要請について、町から要請があった場合
(一般に、公共性、緊急性、非代替性の要件が必要とされる。)

第2項 災害派遣要請の手続

町実施機関名	総務課

1 町長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、あわせてその旨及び災害の状況を2の要請先に通知することができる。

町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、2の要請先に通知することができる(この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。)

町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

2 要請先

区分	部隊の長	担任部署
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科
	第4師団長	第3部
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

※ ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

3 要請の手続

町長は、県危機管理防災課(総括対策部)が自衛隊に対して行う災害派遣要請に必要な文書作成に対し、次の事項について県に報告する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の**部隊、機関の長**一覧

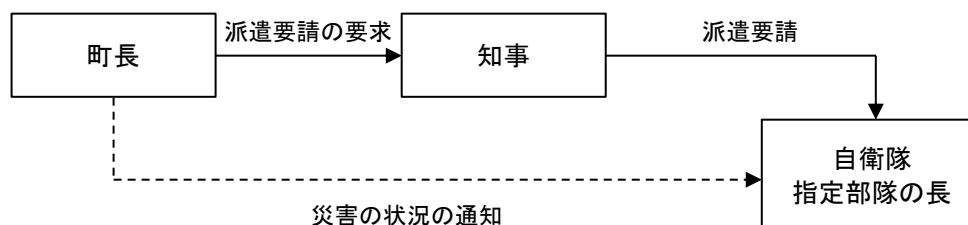
区分	部隊の長	住所（担任部署）	電話番号	災害派遣の担任
陸上自衛隊	西部方面総監	熊本市東町 1-1-1	(096) 368-5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町 5-12 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県、長 崎県、大分県
	西部方面混成団長	久留米市国分町 100 (混成団本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県（鳥栖市、神 埼市、神埼郡、三養 基郡を除く。）
	九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 (企画課防衛班)	(0952) 52-2161	鳥栖市、神埼市、神 埼郡、三養基郡
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州（大分県、宮崎 県を除く。）及び山 口県の一部
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町 3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州（宮崎県を除 く。）、広島県、岡山 県、愛媛県、高知県
	第8航空団司令	福岡県築上郡築上町 西八田（防衛部防衛班）	(0930) 56-1150	
	第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1 (教務課計画班)	(093) 223-0981	

※ 時間外は、当直司令が連絡を受ける。

4 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

《自衛隊の災害派遣要請のフロー図》



※ ----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

【資料編】

- 自衛隊の災害派遣要請要求

第3項 自衛隊の自主派遣

風水害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う（自衛隊法第83条第2項）。この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる体制で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、町及び県、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後の町は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について、「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の（2）のとおりである。

第4項 自衛隊の活動範囲

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関が提供）。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する（※）。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

※ 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3箇月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は、町長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等は無償で貸与することもできる。

第5項 派遣部隊への措置（受入体制）

町実施機関名	総務課

1 町の措置

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受け入れのために必要な措置を講じる。

（１） 部隊の受入準備

ア 町の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業を開始できるよう準備しておく。

ウ 町は、派遣部隊の受入場所を県と協議のうえ指定し、派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所等として使用する。

エ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整のうえ、必要な措置を講じる。

（２） 部隊誘導

町は、地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

（３） 自衛隊の活動等に関する報告

町は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（４） 県の自衛隊連絡所

県は、県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に自衛隊連絡所を設置する。

第6項 活動用資機材の準備

町実施機関名	総務課

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣に当たり準備する器材等は、概ね次のとおりである。

（１） 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材

（２） 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む。）及び現有訓練用品等

（３） 山地、河川、湖沼等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

（４） 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類

（５） 派遣部隊等の食料

（６） 派遣部隊等の車両燃料及び油脂

（７） 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する上記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、全て県又は町が準備する。

ただし、上記の器材等と同様のものを町で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

第7項 経費の負担

町実施機関名	総務課

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第8項 撤収手続

町実施機関名	総務課

1 撤収時期

- (1) 災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。

2 撤収方法

知事は、町等から撤収の依頼を受け、又は自ら撤収の必要を認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と十分協議して、撤収要請を行う。

3 撤収要請の手続

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書により行う。

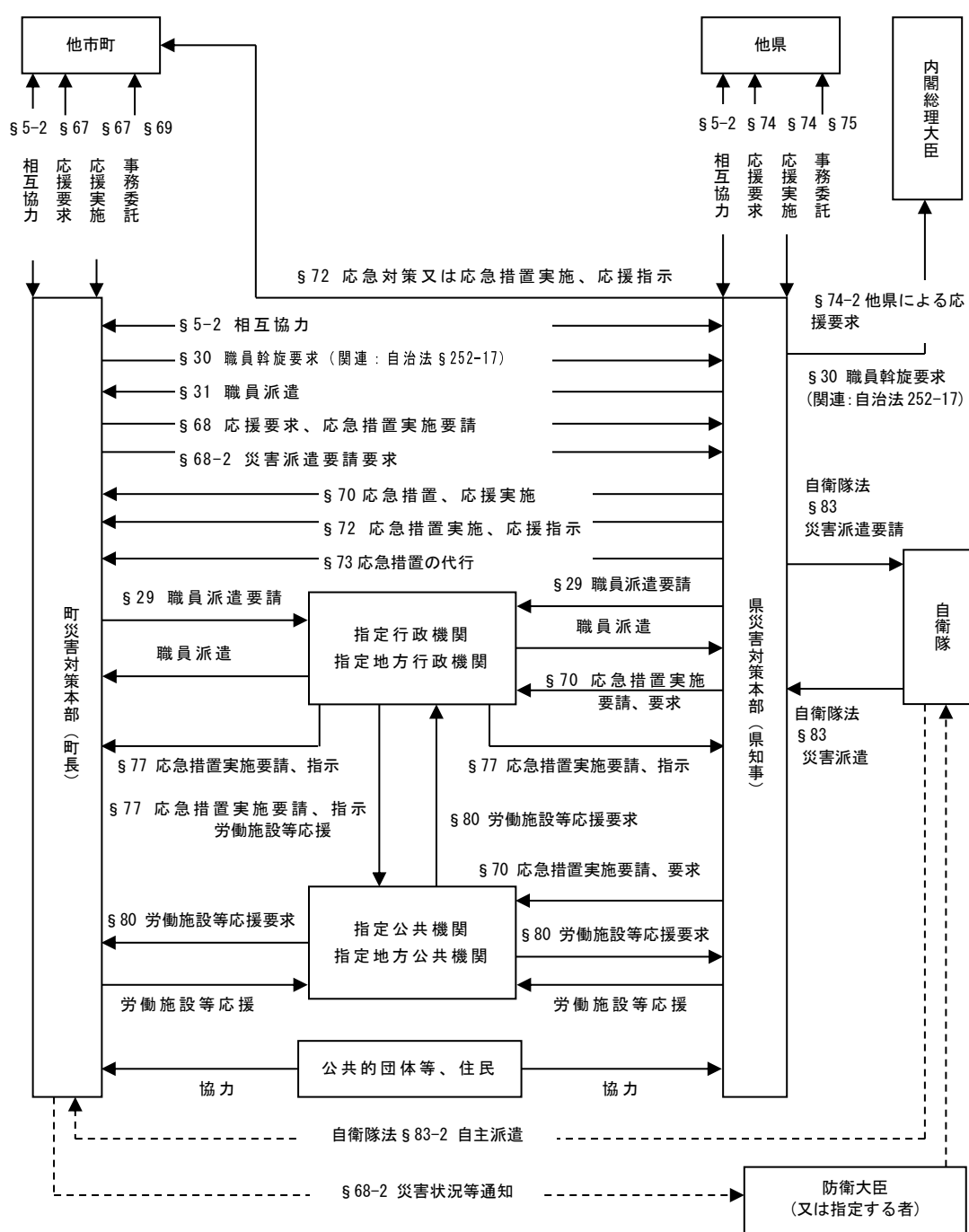
第7節 応援協力体制

風水害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、町は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の県、市町や機関に対し、応援を要請するものとし、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

なお、次の応援協力体制の図中、特段の記載のないものは、災害対策基本法の根拠条文で指す。



第1項 相互協力体制

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

1 町、消防本部が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

町は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町に対し、応援要請を行う。

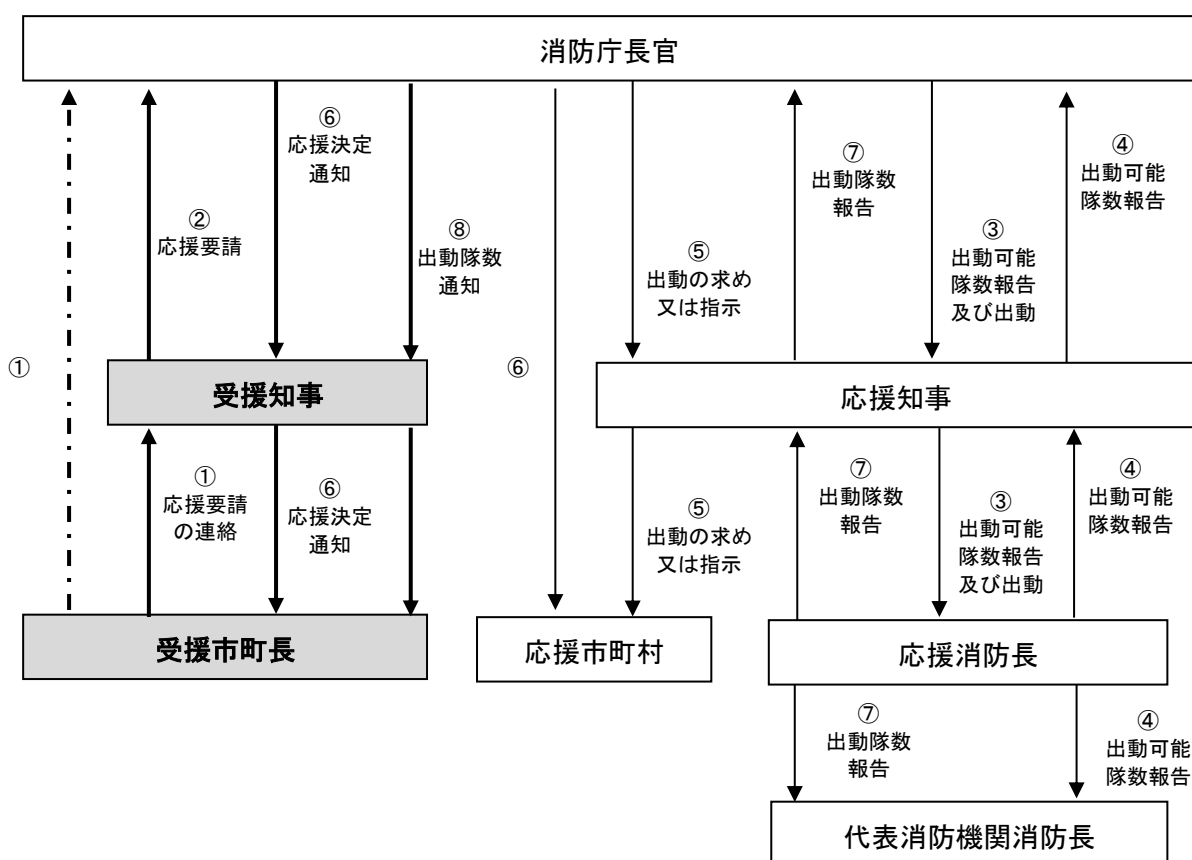
なお、被災規模が比較的小さい場合は、直接県内の他の市町に応援を要請するが、個別に応援要請をできない状況にある場合は、県に対して一括して応援を要請するよう検討する。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

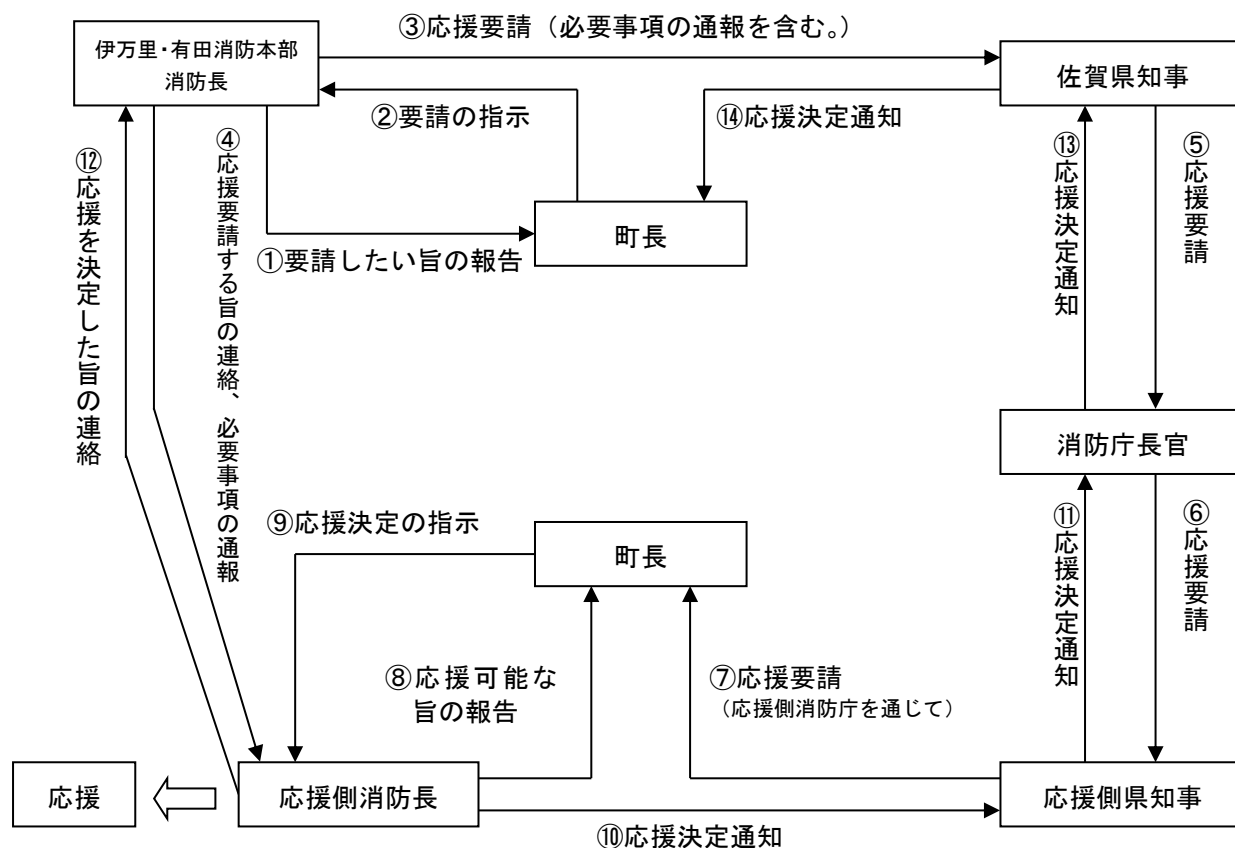
町又は消防本部は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援（以下「広域航空消防応援」という。）について、要請の連絡を行う。

県は、要請を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し、要請を行う。

《緊急消防援助隊の要請系統図》



<広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート>



(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又は幹旋の要請

ア 町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣の幹旋を求める。

ウ 派遣要請者は、町長、町の委員会又は委員で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。

エ 要請必要事項

要請の必要事項は、次表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で、改めて処理する。

オ 町は、上記イに記載する要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を県に通知する。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

《町が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

要請の内容	要請に必要な事項	備考
他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	・ 災害の状況 ・ 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 ・ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ・ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） ・ その他必要な事項	災害対策基本法第 67 条 災害対策基本法第 68 条
自衛隊災害派遣要請（要求）	・ 本章「第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	・ 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ・ 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ・ 派遣を必要とする期間 ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・ その他必要な事項	災害対策基本法第 29 条 同法第 30 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17
他県消防の応援の要請を求める場合	・ 災害発生日時 ・ 災害発生場所 ・ 災害の種別・状況 ・ 人的・物的被害の状況 ・ 応援要請日時 ・ 必要部隊数 ・ その他の情報	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条

（５） 消防団との協力

消防団は、町や消防本部等との協力体制のもと、風水害時には、次の項目等について円滑な防災活動を行う。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険箇所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積み等の災害防除活動
- オ その他の災害応急対策業務

（６） 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む。）は、町との協力体制のもと、風水害時には、次の項目等について円滑な防災活動を行う。

- ア 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- イ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ウ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- エ その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力

２ 県が実施する相互協力措置

（１） 町、消防本部からの要請への対応

町、消防本部から県に対し、応援の要請があった場合又は県が円滑な対策の実施のため必要を認めるときは、他の市町に対し、応援すべきことを指示等するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(2) 国の機関に対する要請・斡旋

- ア 県は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応急措置の実施を要請するものとする。
- イ 県は、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合等、地方公共団体間の応援の要求等のみでは災害応急対策が円滑に実施されないと判断した場合には、国（内閣総理大臣）に対して、他の都道府県が町を応援するよう求めるものとする。
- ウ 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。また、内閣総理大臣に対し、職員の派遣斡旋を求める。なお、この場合の要請に必要な事項は、上記《町が実施する応援要請の必要事項及び根拠》の場合と同様である。
- エ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」により、県は、国土交通省九州地方整備局に対し、ヘリコプター等による施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、災害応急措置に係る資機材の貸与や職員の応援等を要請する。また、九州地方整備局が定めた「地方自治体等への災害対策車等貸付要領」により、町は、管理する道路又は河川等に災害が発生したとき等に、災害対策車等を借り受けることができる。

《要請・斡旋の相手方及び根拠》

区分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関 指定行政機関 指定公共機関（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人に限る。）
派遣要請	地方自治法第 252 条の 17	地方自治法第 252 条の 17	災害対策基本法第 29 条第 1 項
派遣斡旋 （斡旋要請先）	— (—)	災害対策基本法第 30 条第 2 項 (内閣総理大臣)	災害対策基本法第 30 条第 1 項 (内閣総理大臣)

※ 要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

※ 県の委員会又は委員が要請しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

(3) 町の代行、業務支援

県は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、町に代わって実施する。

事項	根拠
ア 避難の指示等	災害対策基本法第 60 条第 6 項
イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	
ウ 警戒区域の設定	災害対策基本法第 73 条第 1 項
エ 物的応急公用負担及び障害物の除去等	
オ 人的公用負担	

また、災害の規模が激甚等の理由により、町が十分な災害応急対策活動が行えていないと判断した場合、町災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、町災害対策本部の運営等の支援を行う。

第2項 相互協力の実施

町実施機関名	総務課

1 基本的事項

町は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与する。

応急対策の実施に当たっては、町は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処する。

2 応援を受けた場合の費用の負担

(1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

ア 派遣職員の旅費相当額

イ 応急措置に要した資材の経費

ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

エ 救援物資の調達、輸送に要した経費

オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

町実施機関名	総務課、消防本部

町及び消防本部は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

1 町、消防本部の応援協定

(1) 消防相互応援

町は隣接市町と、消防本部は他の全消防機関と、消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。また、隣接の県外市町と消防の相互応援協定を締結している場合は、これに基づき、応援を求める。

(2) 町の災害時相互応援協定

町は、災害時相互応援協定を締結している協定先に対し、応援を求める。また、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

【資料編】

- 防災関係協定一覧表

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

町実施機関名	総務課

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第32条、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第17条及び第18条の規定に基づき行う。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員については、有田町職員の給与に関する条例（平成18年条例第39号）第28条の規定に基づき、災害派遣手当を支給する。

第5項 受援のための措置

町実施機関名	総務課、健康福祉課

町は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、県、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援受入体制の整備に努める。

第8節 通信計画

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳等により、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、町は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 多様な通信手段の利用

町実施機関名	総務課

町は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行う。

1 町防災行政無線（デジタル同報系）

災害により非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町防災行政無線を災害情報の伝達や避難誘導等に活用する。

【資料編】

- 有田町防災行政無線の整備状況

2 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）、有線回線（光ケーブル）及び衛星回線により、県本庁を中心として、町、消防本部、土木事務所、その他防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

町は、平時より県防災行政無線の操作方法の習熟に努める。

3 優先利用ができる一般加入電話

（1） 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない電話であり、NTT 西日本があらかじめ指定し、設置しているもの。被災地や途中の電話設備が全滅しない限り優先的に発信可能であるため、救助、応急対策等に必要な通信手段として利用する。なお、災害時優先電話については、緊急時には発信用として使用するため、電話番号を外部に公表することは避ける。

（2） 特設公衆電話

町からの要請に基づき、NTT 西日本株式会社が事前に回線を構築し、災害時において、通信手段の確保のために避難者が無償で通話できるもの。（1）の災害時優先電話と同様に発信規制の影響を受けない。一般の公衆電話も同様である。通常時は施設管理者が電話機を管理し、非常時に設置する。

【資料編】

○ 特設公衆電話の設置状況

4 移動体通信（携帯電話等）

町は、災害時に職員間の情報伝達が図れるよう、携帯電話等による緊急連絡網を整備し、災害時には、これを活用する。なお、携帯電話の通話も大規模災害時には、輻輳が発生する可能性が高いため、影響を受けにくい SNS を活用した連絡体制も代替案として検討する。

5 非常通信

風水害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった場合、町は、電波法第 52 条第 4 号及び第 74 条第 1 項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

（1） 非常通信として、取扱える通信の内容

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 風水害の予報等に関するもの
- ウ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの
- エ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- オ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

（2） 非常通信の発信資格者又は依頼者

- ア 県、町、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
- イ 新聞社、通信社、放送局
- ウ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能

（3） 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

6 放送機関の利用

町は、災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 3 条第 4 項第 4 号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

7 インターネットの利用

町は、インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

8 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

【資料編】

○ 佐賀県防災行政通信ネットワークシステム電話番号一覧

第2項 通信施設の応急復旧

町実施機関名	総務課

1 一般加入電話

電気通信事業者は、災害時において防災関係機関の重要通信を優先的に確保するよう努める。また、被災した電話・通信設備を迅速に復旧するため、被害状況、疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、被害状況、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び国民に対して分かりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、応急復旧に必要な要員・資機材を確保後、速やかに応急復旧を行う。

2 町防災行政無線

町は、災害時において防災行政無線設備の被災を確認した場合は、迅速に復旧するため、応急復旧に必要な要員・資機材を確保後、速やかに応急復旧を行う。また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

3 放送

町は、放送事業者に対して、災害に伴う放送の中断に備えて、放送を速やかに再開できるよう、応急復旧に必要な要員・資機材の確保等に留意して、有効・適切な対策の推進に努めるよう要請する。

4 災害対策用移動通信機器等

町は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受ける。

第9節 救助活動計画

風水害により救助すべき者が発生した場合には、町、消防機関、県、県警察及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動等

町実施機関名	住民環境課、会計課、議会事務局、税務課、消防本部

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防機関等と連携を取るものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

町実施機関名	住民環境課、会計課、議会事務局、税務課、消防本部、消防団

1 町及び消防本部

(1) 救助活動

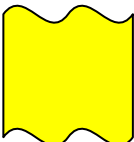
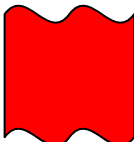
ア 現地調整所の設置

町は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有等、部隊間の調整を行う。また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

《規格 概ね2m×2mの布》

	避難者がいることを示す。 (黄色)		避難者の中に重症者や要配慮者等、緊急に救助を要する者がいることを示す。 (赤色)

(2) 応援要請

ア 消防本部は、町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 町は、消防本部との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

ウ 町又は消防本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

エ 町又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ、消防庁へ緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

オ 町は、以上の措置を講じてもおお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

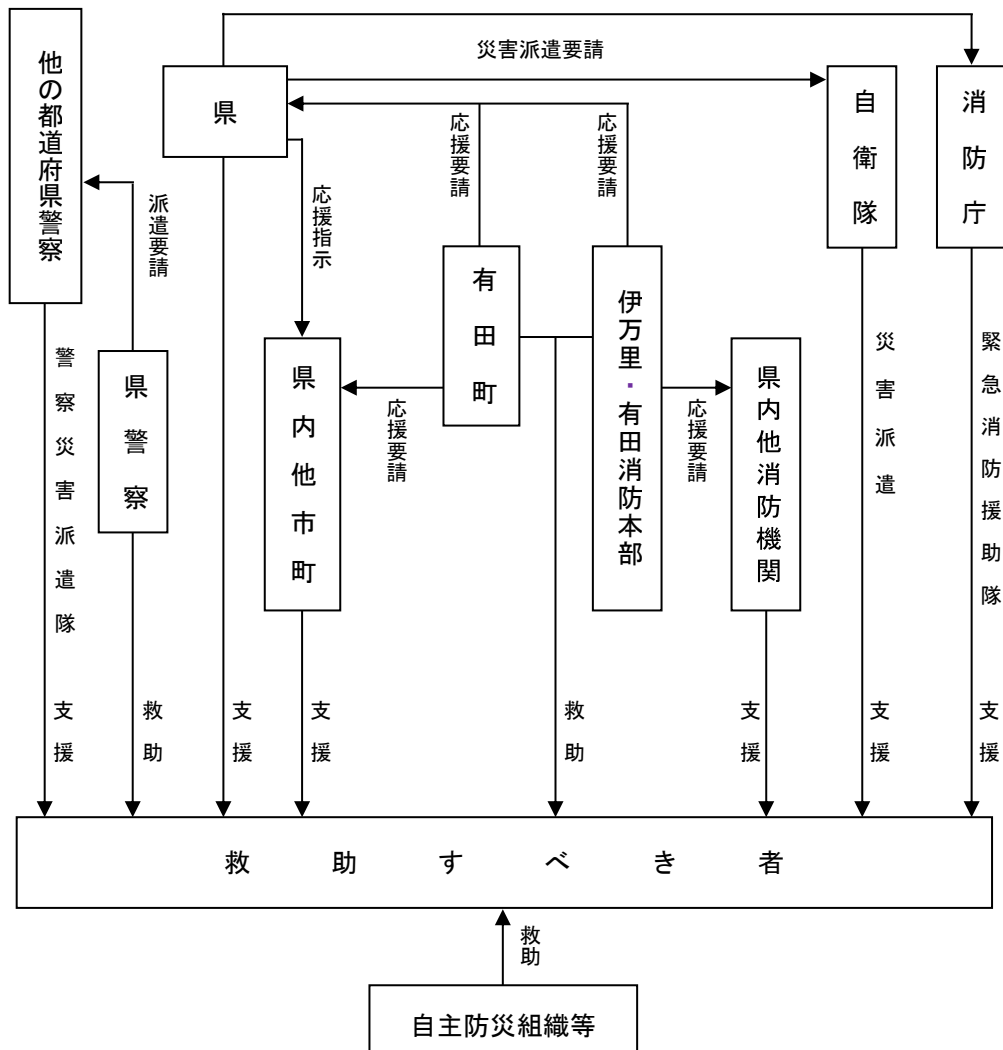
(3) 拠点等の確保

町は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点の確保を図り、救助・救命活動への支援を行う。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

《出動要請図》



第 10 節 保健医療福祉活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、町、伊万里有田共立病院、伊万里・有田地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

第 1 項 保健医療福祉活動

町実施機関名	総務課、健康福祉課、住民環境課

1 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

風水害時に、災害拠点病院（伊万里有田共立病院）は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。また、必要に応じ、町内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

伊万里・有田地区医師会及び伊万里・有田地区歯科医師会は、風水害時に県から要請があった場合、又は自ら進んで会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対して必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、医療活動の確保を図る。

2 救護所の設置、運営

(1) 設置

町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、町福祉保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に救護所を設置してもらうよう要請する。

(2) 広報、報告

町は、救護所を設置したときは、速やかに被災者や住民等に対し、広報車等により設置内容等を周知するとともに、県に報告する。

(3) 運営

町は、救護所の運営に当たっては、伊万里・有田地区医師会、町内医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等について、医薬品卸売業者等から調達する。

3 保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）等を含む。以下同じ。）の編成、派遣要請

(1) 活動

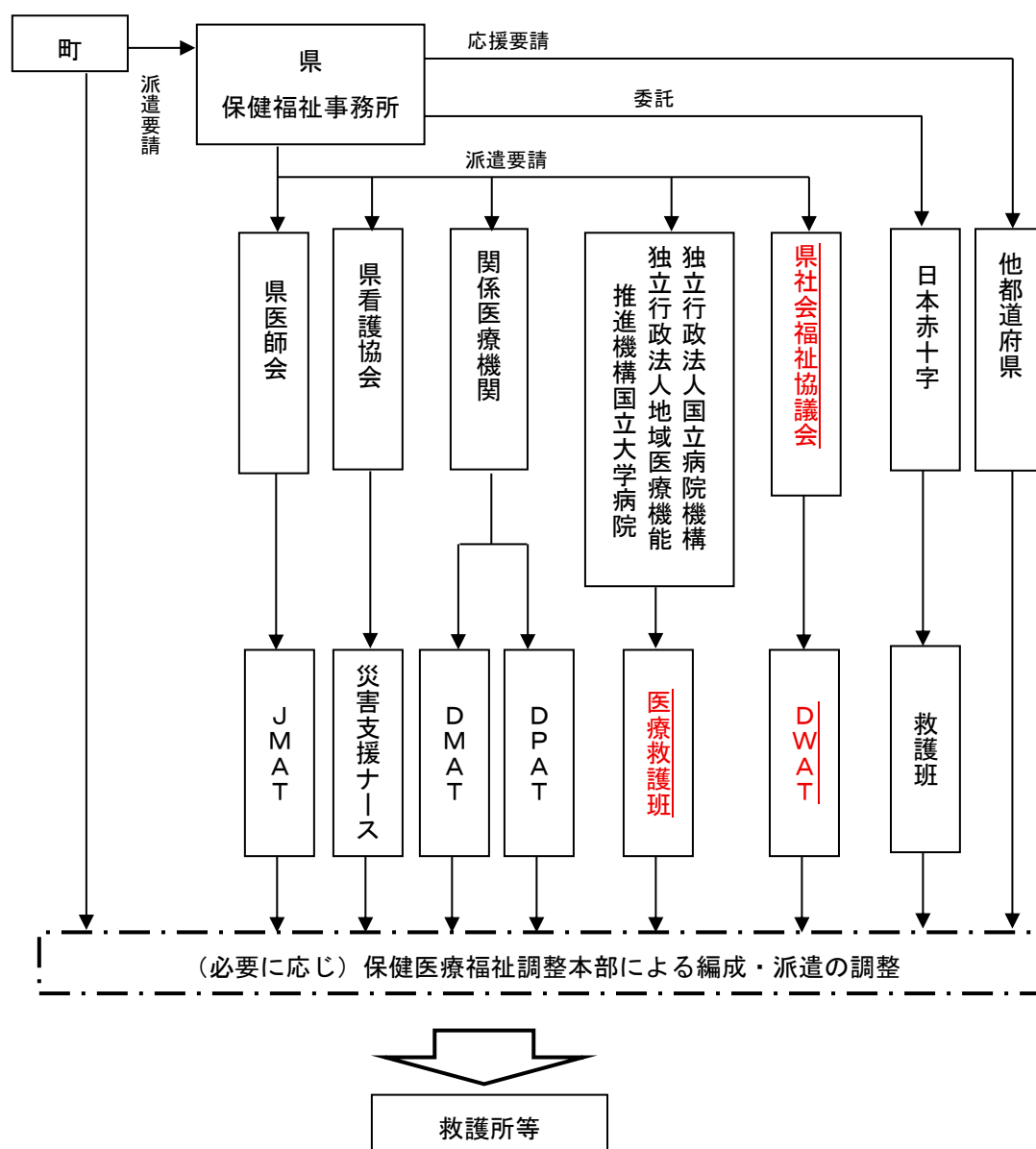
保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療分野と健康管理を行う保健分野、福祉分野の多様な職種で構成する福祉分野からなるチームのことであり、救護所等における医療活動や、避難所等における保健活動及び要支援者等への福祉的支援活動を行う。

(2) 保健医療福祉活動チームの編成、派遣要請

町は、風水害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、伊万里有田共立病院医師及び民間

開業医に救護所において医療活動を実施するよう要請するとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。

《保健医療福祉活動チームの派遣要請の流れ》



4 医療依存度が高い避難行動要支援者の安否確認と対策

町は、在宅人工呼吸器患者、在宅酸素患者等、緊急性が高い避難行動要支援者について、伊万里保健福祉事務所と連携しながら迅速に安否確認を行い、医療の提供体制を確保する。また、人工透析患者の対策については、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して、患者、患者団体等に的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

町は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

町は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報等の広域的な情報収集を行う。

5 被災者の心のケア

風水害による被災者の心のケアについては、県精神保健福祉センターが中心となり、町、伊万里保健福祉事務所、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。

第2項 医薬品、医療資機材の調達

町実施機関名	総務課、健康福祉課、住民環境課

1 需給状況の把握

町は、伊万里・有田地区医師会、伊万里・有田薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 町

ア 町は、需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ 町は、この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2) 県

ア 町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会九州地域本部に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

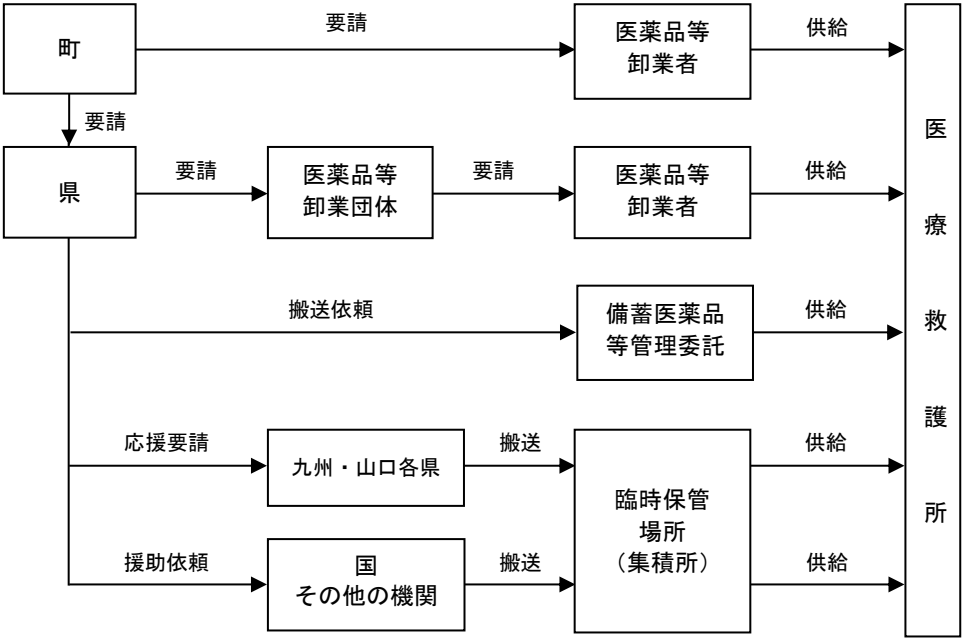
イ 保健医療福祉活動チームからの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。

ウ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の要請を行う。

エ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

3 薬剤管理班の編成、派遣の要請

町は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行う場合は、県に対し、薬剤管理班（薬剤師2名で構成）の派遣を要請する。



第3項 医療施設の応急復旧

町実施機関名	総務課、健康福祉課

被災地域内の医療機関は、風水害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

町実施機関名	健康福祉課、住民環境課

風水害時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、県において登録窓口が設置される。

町においては保健福祉事務所に協力を要請し、医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。

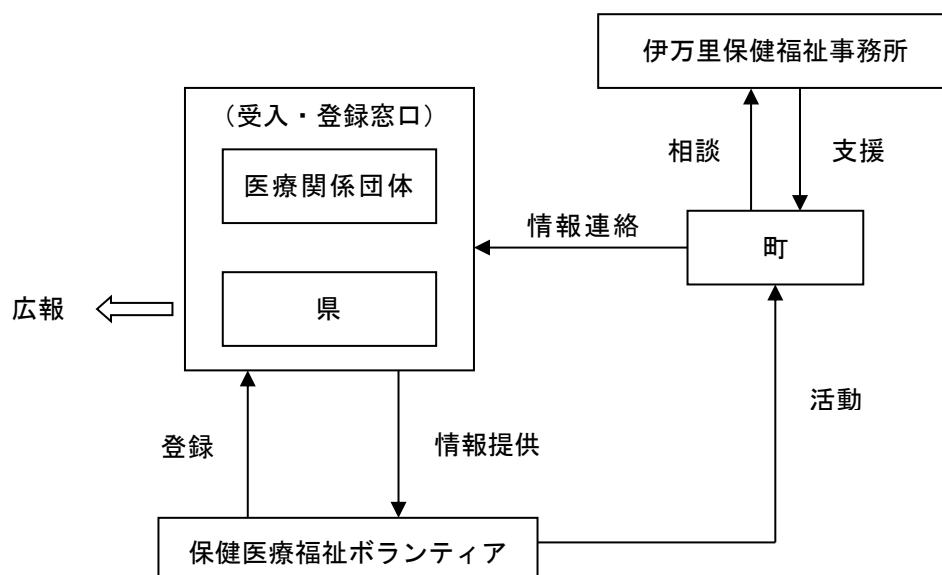
1 情報提供等

町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。

県は、町からの情報の内容について調整を行い、登録している保健医療福祉ボランティアに対し、

情報提供を行う。その際、次のことを依頼する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること。
- (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること。



第 11 節 救急活動計画

第 1 項 救急活動計画

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

消防機関は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送する。

1 救急活動

消防本部は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防本部は、傷病者を所管する救急車により搬送するが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力をもってしても不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

消防本部及び町は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合等、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

3 後方医療機関の情報の把握

消防本部は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」や「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

町又は消防本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第 12 節 惨事ストレス対策

第 1 項 惨事ストレス対策

町実施機関名	消防本部

災害現場等で悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 13 節 水防活動計画と二次災害の防止活動

第 1 項 水防活動計画と二次災害の防止活動

町実施機関名	総務課、建設課、上下水道課、消防団

1 水防活動

風水害に伴い、河川、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊等の被害が生じ、そのため、堰とめ、溢流、氾濫等水害が発生するおそれがある場合、河川・農業用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により水防上の応急措置を講じる。

(1) 施設の点検、補修

河川、農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道施設管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果、必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、農業用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

風水害により河川、砂防施設等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工等、適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所等の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備等の応急措置を適切に講じる。

町は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施、あるいは国、県への実施要請を行う。

3 風倒木対策

町は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去等の応急対策を講じる。

4 水防団の出動

水防団（消防団）の出動については、次の基準により町長が指令する。

《水防団の出動基準》

出動準備	1 河川が増水し、菅野橋水位観測所において、水防団待機水位（1.2m）を超え、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 2 注意報、警報等により洪水の危険を予知したとき。
出動	1 菅野橋水位観測所において、避難判断水位（1.5m）に達することが予想されるとき。 2 注意報、警報等により洪水の危険が急迫したとき。

5 警戒及び水防

警戒及び水防活動の実施については、町長の指令に基づき、水防団自身の安全確保に留意して、次により行う。

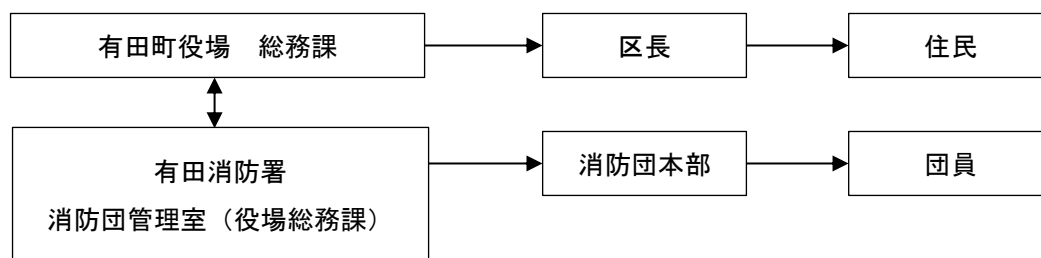
- （１） 水位観測及び区域内の警戒に当たり、水防上危険があると認められる箇所があるときは、適切な工法に基づき水防を実施する。
- （２） 水防実施の状況を直ちに町長に速報し、破堤等の被害を生じた場合は、指示を受け、応急復旧に当たり、被害の軽減に努める。

6 情報連絡経路

水防活動における町内の情報連絡経路は、次のとおりとし、防災行政無線の登録制メール又は電話等による。

ただし、緊急に一般に周知する必要がある場合は、防災行政無線による放送や町の広報車による広報等によることができる。

《水防情報連絡経路》



第14節 避難計画

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、町は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ、避難のための措置を取る。

避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じて高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第1項 避難指示等

町実施機関名	総務課

1 避難指示等の発令

避難指示等を発令する者は、事前に策定した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

町は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努める。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置

町は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(3) 町に対する助言

町は、避難指示等の発令の判断に当たって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求める。

防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

実施責任者（根拠）	要件	内容	対象者	備考
町長 知事 （災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。） 警察官 （町長が指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。） （災害対策基本法 § 60、§ 61）	災害が発生するおそれがある場合で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならないとき。 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 上記の場合で、急を要すると認めるとき。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。	避難行動要支援者に対しては、立ち退きの指示 （その他の者に対しては、高齢者等避難の発令） 立ち退きの勧告 立ち退き先の指示 （必要があると認めるとき。） 立ち退きの指示 立ち退き先の指示 （必要があると認めるとき。） 屋内での待避等の安全確保措置の指示	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	町長が行った場合は、知事に報告すること。 警察官が行った場合は、町長へ通知すること。
知事 知事の命を受けた県の職員 水防管理者（町長） （水防法 § 29）	洪水又は高潮の氾濫（津波も含まれる。）により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立ち退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者（町長）が行った場合は、伊万里警察署長に通知すること。
知事 知事の命を受けた県の職員 （地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号） § 25）	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	立ち退きの指示	必要と認める区域内の居住者	伊万里警察署長に通知すること。
警察官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合） （警察官職務執行法 § 4、自衛隊法 § 94）	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合 上記の場合で、特に急を要する場合	警告を発すること。 避難の措置	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者 危害を受けるおそれのある者	警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。 自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。

2 避難指示等の内容

避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- （１） 避難対象地域
- （２） 避難指示等を発令する理由
- （３） 避難先及び避難路
- （４） 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

避難指示等を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（町、県、県警察、自衛隊及びNHK 佐賀放送局等）と、速やかにその内容を相互に連絡する。

(2) 住民への伝達

避難指示等を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防本部、消防団、行政区、民生委員・児童委員等の協力を仰ぐ。

ア 町防災行政無線

イ 広報車

ウ サイレン、警鐘

エ テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオの放送

オ 携帯電話等のメール（登録制メール、緊急速報メール等）

カ その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、ソーシャルメディア等）

第2項 警戒区域の設定

町実施機関名	総務課

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者（根拠）	要件	内容	対象者	備考
町長等 （町長から委任を受けた町の職員を含む。 以下同じ。） 警察官 （町長等が現場にいないとき、又は町長等から要求があったとき。） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 （町長等、警察官がその場にいない場合） 知事 （災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。） （災害対策基本法 § 63、§ 73）	災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	区域への立ち入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、町長に通知すること。 知事が行う場合は、その旨公示すること。

第3項 避難誘導等

町実施機関名	総務課

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

町は、避難指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

町は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して行うとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、旅行者等の一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては、配慮した対応を行う。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難指示等を実施した者又はその者が属する機関及び町は、車両等を準備し、援助する。

(2) 広域的な避難

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求める。

なお、避難に当たっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

町は、土砂災害等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会を捉えてその知識の普及を図る。

住民は、避難指示等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心がける。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努める。

なお、住民が自主的に避難を行う場合、町は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

町実施機関名	総務課、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課

学校、保育園等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1 学校・保育園等

学校、保育園等は、園児、児童、生徒の在校園時に、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に園児・児童・生徒等を避難させる。

園児・児童・生徒等を避難させた場合は、町に対し、さらに必要に応じ、町教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、県及び町に対し、速やかにその旨を連絡する。また、必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、町に対し、速やかにその旨連絡する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。この場合は、県及び町に対し、速やかにその旨連絡する。

風水害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合、町は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防本部と連絡を取りながら、直ちに救助活動を行う。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、町に対し、速やかにその旨連絡する。

第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

町実施機関名	総務課、子育て支援課、職員のうち町長があらかじめ定める者

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、町地域防災計画やあらかじめ作成したマニュアルに基づき、直ちに避難所を開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を必要に応じて開放し、住民等に対し、周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入人数、設置期間の見込み等の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

なお、風水害が激甚であるなどにより町内に避難所を設置することが困難な場合、町は、本節「第3項 2 (2) 広域的な避難」の定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行う。

2 指定避難所の運営管理等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。

町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

町は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホ

テル等への移動を避難者に促す。

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受け取りにきている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努める。

そのため、避難所開設当初から プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置することや、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況 等の把握に努め、必要な対策を講じる。

さらに、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

町は、指定避難所の運営に おいて女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBT など多様な性のあり方 や子ども・若者の居場所の確保等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や 男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、キッズスペースや学習スペースの設置等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭、 子ども・若者の安全とニーズに配慮した指定避難所の運営管理 を行う。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

町は、要配慮者について、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状

態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮する。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

町は、食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努める。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努める。

(6) 相談窓口の設置

町は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努める。なお、女性に対し、適切な配慮ができるよう、窓口には女性も配置するなどの配慮をするよう努める。

(7) 生活不活発病等の予防対策

町は、避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症するおそれが高いことや、避難所生活の長期化等により、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなること等を考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用して、その予防に努める。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩み等の相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出するなど、長期化に伴うリスク対策に努める。また、食料の供給に当たり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努める。

(9) 在宅避難者への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(10) 感染症への対応

町は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(12) 在宅避難者等の支援拠点

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(13) 車中泊避難への対応

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、町及び県は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供等、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災宅地の危険度判定

町実施機関名	建設課

1 広報活動

町は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災宅地の危険度判定

町は、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

なお、危険度判定に従事する者が不足すると認められる場合には、県に対し、応援を要請する。

第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等

町実施機関名	建設課

町及び県は、応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援によるブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

1 応急仮設住宅の建設

町及び県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

建設に必要な資材は、町内の建設業者等供給可能業者から調達する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮する。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

2 応急仮設住宅の運営管理

町及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

3 民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び一般社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し、協力を要請する。また、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

4 実施責任者

災害救助法が適用された場合の被災者に対する応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし、災害救助法の適用外の場合や知事から委任された場合は、町長が実施する。

5 入居者の選定

(1) 対象者

町は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失した者を対象に入居させるものとし、次に掲げるような自らの資力では住宅を建築することができない者を優先する。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯

エ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者

オ 特定の資産のない勤労者

カ 特定の資産のない小企業者

キ 前各号に準ずる経済的要援護者

(2) 選定

被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、町長が選定する。

第3項 被災住宅の応急修理

町実施機関名	建設課

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で、町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

1 対象者

町及び県は、災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができ

ない者を対象として応急修理を行い、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者を優先する。

2 実施責任者及び応急修理の実施方法

- (1) 知事（災害救助法の適用外の場合や事務委任を受けた場合は町長）が金銭給付をもって実施する。
- (2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）を対象とする。

3 修理期間

災害発生の日から1箇月以内の完成とする。

第4項 公的住宅等の提供

町実施機関名	建設課

1 公営住宅の提供

町及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として県に設置される、「佐賀県公営住宅災害対策会議」において、一元的に公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

2 企業等の施設の供与等

町は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

町実施機関名	建設課

県及び町は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じるものとする。

その際、県及び町は、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第 16 節 社会秩序の維持

第 1 項 災害警備活動

町実施機関名	総務課

町は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察が実施する災害警備活動に関し、必要な連携・協力をし、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持、安全確保を図る。

1 県警察

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ 災害警備本部等の設置

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

ウ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法の規定に基づき要請する。

(2) 情報の収集・連絡

ア 被害状況の把握及び連絡

県警察は、風水害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

イ 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3) 救出救助活動等

ア 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。また、消防機関等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえ、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。

イ 高齢者、障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど配慮する。

ウ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、町の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、県及び町が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は町への遺体の引渡し等に努める。また、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、災害危険箇所の調査を実施する。また、把握した二次災害危険場所等については、町に伝達し、避難指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置を取る。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、住民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

イ 相談活動の実施

県警察は、風水害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

ウ 多様な手段による情報提供

県警察は、住民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、FAX ネット

トワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携・協力して災害対策に当たるものとする。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

第 17 節 交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者及び県警察は、交通路の応急復旧等を行い、町は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第 1 項 交通規制等による交通の確保対策

町実施機関名	建設課

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡を取り、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2) 交通規制の実施

ア 緊急交通路

県警察は、風水害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必要がある場合は、道路管理者に対し、インターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

イ 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ 交通規制のための資機材の整備等

県警察は、緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

第2項 交通対策

町実施機関名	建設課

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い、緊急車両の通行の確保及び道路機能の確保に努める。また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者等は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機をはじめとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者等に直ちに連絡する。また、次の区分により、各実施責任者は、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署等は、密接な連携のもとに適切な処置を取る。

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管理者	国土交通大臣 佐賀県知事 有田町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条
公安委員会		災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。	災害対策基本法第 76 条第 1 項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められるとき。	道路交通法第 4 条第 1 項
警察署長		道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第 5 条第 1 項
警察官		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第 6 条第 2 項及び第 4 項
自衛官 消防職員又は 消防団員		警察官がその場にはいない場合に、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の円滑な通行を確保する必要がある場合	災害対策基本法第 76 条の 3

ウ 障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保

するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。
運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者は、風水害により道路に破損、決壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

カ 交通マネジメント

町は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請する。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

町長は、町道の道路管理者として、道路の通行を禁止、又は制限する場合は、禁止又は制限区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の通行に支障のないよう措置する。

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、居住者等道路利用者に対し、交通情報板、看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者の取るべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、町及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者が取るべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第3項 輸送対策

町実施機関名	総務課、建設課

1 緊急輸送の実施

町は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

(1) 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

(1) 自動車

町公用車を使用する。ただし、必要車両の数、種類の確保が困難である場合は、県に対し、その調達又は斡旋を要請する。

(2) その他の輸送手段

被害の状況等により、自動車以外の輸送手段によることが適当と認められるときは、次の輸送手段の確保について、県に対し、要請する。

- ア 鉄道
- イ 航空機（ヘリコプター）

(3) ヘリポートの開設

航空機（ヘリコプター）による緊急輸送が必要な場合は、指定している臨時ヘリポートを開設する。

4 緊急輸送の優先

町は、緊急輸送に当たっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急交通車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

町は、風水害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行う。

緊急通行車両（町関係車両）の確認事務は、原則として、県警察が行う。

（２） 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用に努める。ただし、町が所有する緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）は県危機管理防災課が行う。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第 18 節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し、救援物資を供給する場合は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

町は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。また、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第 1 項 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画

町実施機関名	総務課、住民環境課、税務課

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、町及び県は、相互に連携して迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶等のボトル飲料の供給に当たっては、「第 2 項 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携を取りながら対応を行う。

1 実施責任者

被災者に対する炊き出し及び食料品の供与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合は町長が実施する。

2 調達方法

(1) 町

町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対し、配慮する。

ア 自ら備蓄している食料等を供給

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請

エ 県に対し、支援を要請

オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1 人 1 食当たり、精米 300 グラムの範囲内とする。

3 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、町は、農林水産省の定める「米穀の買入~~れ~~・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

4 供給方法

供給については、「第4項 物資の配送計画」による。

なお、調理が必要な食料について、町は、自衛隊、日赤奉仕団（婦人会）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣等において、炊き出し、食料の給与を行う。

5 炊き出し及び食料品の供与の対象者

避難する際には、住民等は食料を持参するよう努める。ただし、避難場所への滞在が半日以上に長期化すると見込まれる場合、町は、次の持参できない者に対して、備蓄食料を供給する。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水であって、炊事ができない者
- (3) その他独自では食料の確保が困難と認められる者

6 炊き出しの実施

(1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもって、これに代える。

(2) 器具

炊き出しに当たっては、町の備蓄備品や公共施設の給食施設を利用する。

公共施設では不足する場合は、公民館施設を利用するほか、旅館等の既設の設備器具の利用を依頼する。それでもなお、不足する場合は、住民等が保有する設備器具の借上げを依頼する。

(3) 炊き出し要員

災害の規模、場所により、日赤奉仕団（婦人会）等へ必要な人員の動員を依頼する。

(4) 立ち会い

炊き出しに当たっては、町職員（若しくは町職員が指名する者）等の責任者が立ち会いし、その実施に関して指揮する。

(5) その他

乳幼児のミルクは、炊き出しに含む。

県栄養士会は、町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画

町実施機関名	総務課、上下水道課

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、町及び県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶等のボトル飲料については前項により取り扱うが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携を取りながら対応を行う。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は、町長が実施する。

2 水道施設の応急復旧

町は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施し、その計画は、「第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

3 応急給水

町は、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

- (1) 給水は、施設管理班が消防団等の協力を得て実施する。
- (2) 給水量は、災害の規模、場所等により、その都度町長が決定する。
- (3) 飲料水は、浄水場、配水池からの供給が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。
- (4) 飲料水の供給は、必要に応じ、水質検査を実施する。また、ろ水器等による浄水の供給又は容器による搬送給水等、現地の実情に即し、適切な方法により行う。
- (5) 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。
- (6) 飲料水の不足分は、あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、トラック等による応急給水を実施する。
- (7) 応急給水に当たっては、住民に、給水拠点等を、迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- (8) 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

4 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

5 補給水利施設、給水量

《有田町浄水場》

施設名	処理能力
白川浄水場	(1日給水量) 7,500m ³
竜門浄水場	(1日給水量) 2,000m ³
楠木原浄水場(休止中)	(1日給水量) 1,000m ³
岳浄水場	(1日給水量) 40m ³

6 応急給水用機械器具の調達

町は、災害の状況により、県、又は県を通じて、自衛隊へ応援を要請する。

第3項 生活必需品等の供給計画

町実施機関名	総務課、財政課、住民環境課、税務課

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合、町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の供与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は町長が実施する。

2 供与又は貸与の対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼又は床上浸水等により、被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失し、日常生活を営むことが困難な者

3 生活必需品等の品目

品目	内容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服・作業衣・子ども服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類(布地支給は適当でない。)
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ(大人用・子ども用)、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき(口腔ケア)用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットコンロ、カセットガスストーブ、燃料(灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等)等
情報機器	ラジオ、乾電池等

4 調達方法

町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。また、これによっても不足する場合は、県に対して備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

- (1) 物資の調達は財政調達班、供給は援護班が実施する。
- (2) 援護班は、世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画を樹立する。
- (3) 援護班は、物資の支給（貸与）責任者を定め、区長の協力を求めて実施する。

5 調達した生活必需品等の集積場所

町は、供給作業の効率化を図るため、業者又は県から調達した生活必需品等を、焱の博記念堂コンベンションホールに一旦集積し、ここを拠点として被災者に供給する。

第4項 物資の配送計画

町実施機関名	住民環境課、会計課、議会事務局

1 基本方針

災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資（町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、町が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

- (1) 災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

町で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、町は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、焱の博記念堂コンベンションホールに集積して、「第17節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

- (2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、県民、町及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、町及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、町及び県が主体的に実施できるよう、体制を整備する際は留意するものとする。

2 物資の配布

町は、被災者が置かれている環境に応じて、あらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、焱の博記念堂コンベンションホールに一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、風水害が激甚等により、町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末等を活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

3 在宅等被災者への対応

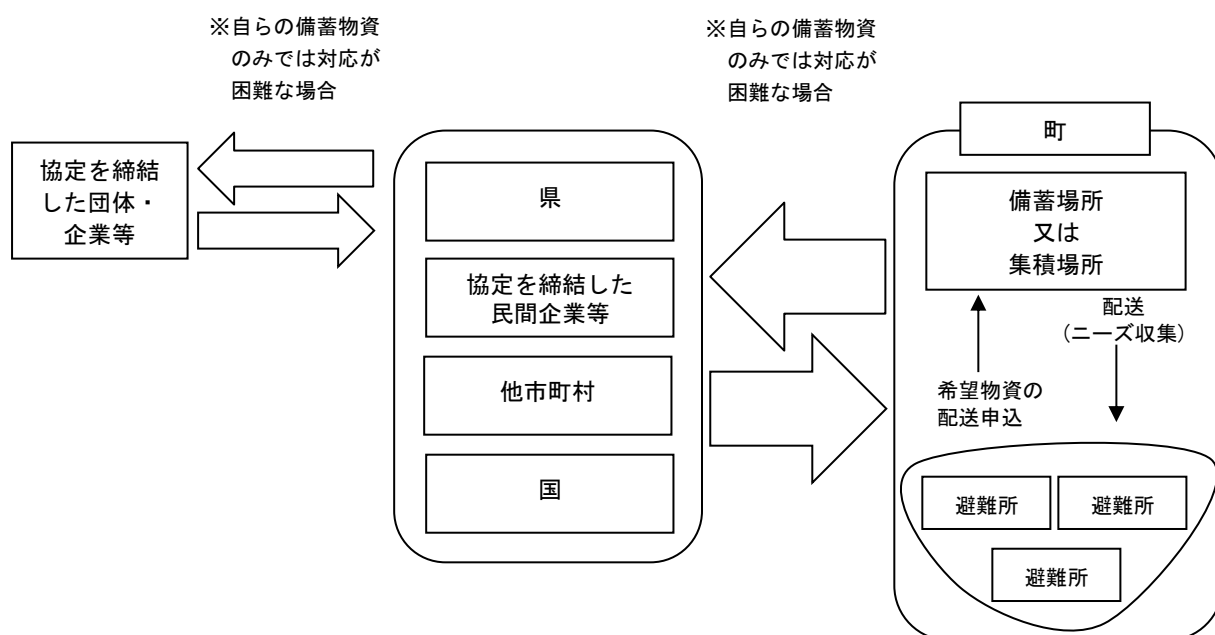
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者等、あらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

町は、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努める。

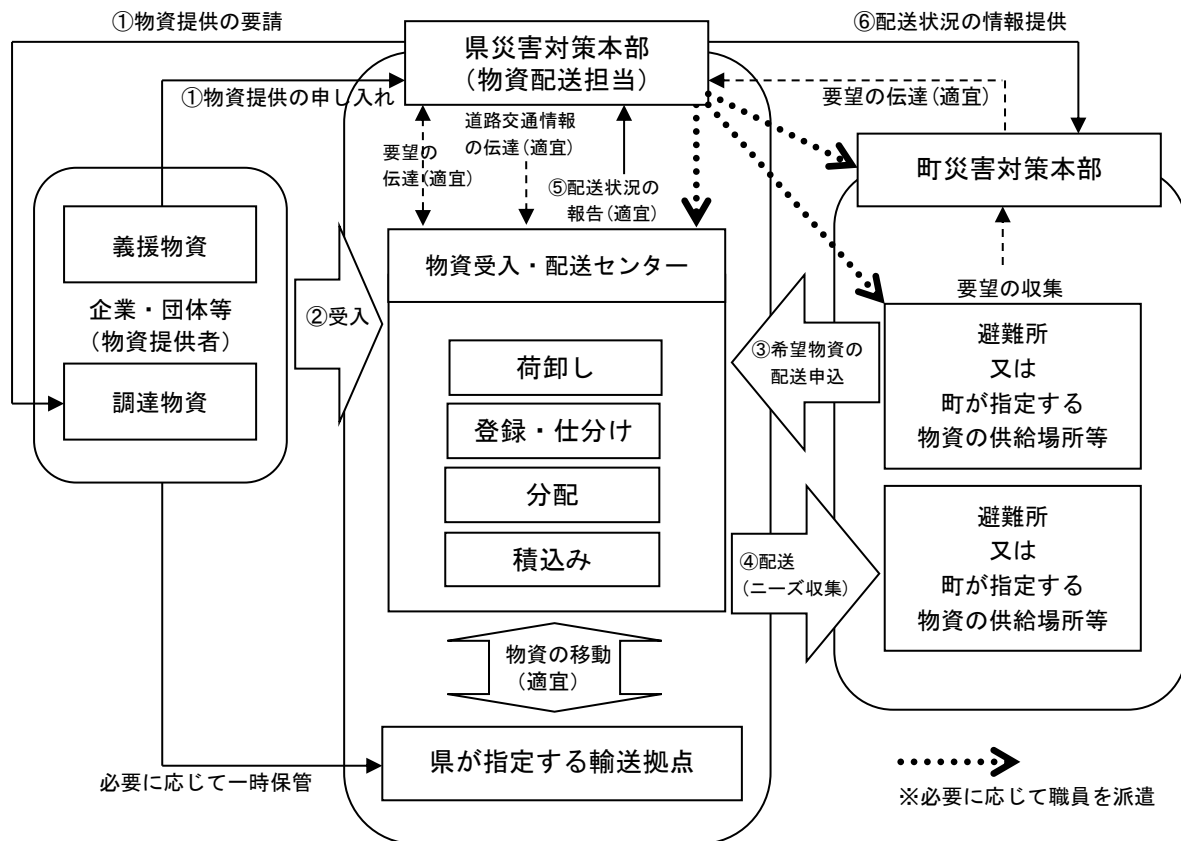
《有田町周辺の県指定の輸送拠点》

伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場「朝日 I&R ドーム」	嬉野市

《町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）》



《支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）》



- ※ 県は、町からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。
- ※ センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。
- ※ センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。
- ※ ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。
- ※ 県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送に当たっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第 17 節 第 3 項 輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。
- ※ 供給場所への配送を行った者は、あわせて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。
- ※ センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県は、これを町災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。
- ※ 被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

第 19 節 広報、被災者相談計画

風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の住民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、町、消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、町、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

なお、活動に際しては、要配慮者に十分配慮し、消防機関、行政区、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行う。

第 1 項 住民への情報提供

町実施機関名	総務課、まちづくり課

町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し、提供する。

なお、風水害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、住民に対し、防災行政無線を中心に、有田ケーブル・ネットワーク、ホームページ、広報車、広報紙、テレビ、ラジオ、掲示板等を活用し、災害の規模に応じ、各種の情報を提供する。

町は、被災者への状況提供に当たり、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

町は、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 町による災害広報の実施

町は、町が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、町単独での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

町の区域内の災害に関する広報については、町が独自に、あるいは警察をはじめとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 住民に対する広報

① 広報内容

(ア) 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

a 雨量、河川水位、潮位等の状況

- b 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
- c 住民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- d 避難の必要の有無等（警戒レベル等）
- (イ) 災害発生直後の広報
 - a 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
 - b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
 - c 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - d 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - e 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - g 安否情報の確認方法（関連サイトの URL や災害用伝言サービス等の案内）
 - h スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (ウ) 応急復旧活動段階の広報
 - a 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - b 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
 - c その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- (エ) 外部からの支援の受け入れに関する広報
 - a ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
 - b 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報
- (オ) 被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- (カ) その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等

② 広報の方法

町が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。また、必要に応じて災害 FM の制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

- (ア) 町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報
- (イ) 広報車による広報（消防広報車を含む。）
- (ウ) ハンドマイクによる広報
- (エ) テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
- (オ) 広報紙、掲示板による広報
- (カ) インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報
- (キ) 携帯電話等の通知機能（登録制メール、緊急速報メール（緊急情報に限る。）等）による広報

イ 報道機関に対する広報

情報調査班は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

2 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、町及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1) 広報の内容

町の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。また、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を町に提供する。

さらに、町災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

(3) ラジオを活用したライフライン被害等の災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に住民に提供するため、町、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

【資料編】

○ 報道機関一覧

第2項 被災者相談

町実施機関名	全課

町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

町は、必要と認める場合、住民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、FAX、パソコン等を備え、各対策部の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第3項 安否情報の提供

町実施機関名	総務課、住民環境課

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第20節 文教及び保育対策計画

学校、保育園及び認定こども園（以下「学校、保育園等」という。）は、風水害時における児童・生徒及び保育園児（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、教育、保育の早期回復に努める。

第1項 児童生徒等の安全確保措置

町実施機関名	学校教育課、子育て支援課、小・中学校、保育園・認定こども園

1 臨時休業等の措置

学校、保育園等は、風水害の発生時又は発生のおそれがあるときは、児童生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

2 登下校での措置

学校、保育園等は、風水害の災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助、手当の実施

学校、保育園等は、風水害の発生により児童生徒等に被害が及んだときは、応急救助や手当を行う。

第2項 児童生徒等の登退園・登下校計画

町実施機関名	学校教育課、子育て支援課、小・中学校、保育園・認定こども園

1 学校等

教育委員会及び各小・中学校長（以下「学校長」という。）は、風水害発生時又は発生のおそれがあるときには、次のような措置を取る。

- (1) 風水害発生ときは、関係機関と連絡を密にし、災害箇所を的確に調査し、箇所の表示をするとともに、誘導標識を立て、必要に応じて、監視者、誘導者を配置する。
- (2) 危険区域は、特別の場合を除き通行を禁止する。
- (3) 学校長は、児童・生徒に通路を具体的に指示し、集団登下校を原則とし、必要と認めた場合は、教師又は保護者等の引率のもとに登下校させる。
- (4) 風水害発生の場合の児童・生徒の登下校は、学校長の指示に基づいて実施する。
- (5) 教育委員会及び学校長は、風水害発生のおそれある場合又は発生の状況に応じた的確な状況判断に基づき、臨時休校等の措置を取る。

2 保育園、認定こども園

各保育園長・認定こども園長（以下「園長」という。）は、暴風、豪雨等の実情に即し、関係機関、保護者等の協力を得て、非常事態下における登退園対策を実施し、園児の登退園時における安全を期する。

なお、風水害発生時又は発生のおそれがあるときには、次のような措置を取る。

- (1) 風水害発生ときは、関係機関と連絡を密にし、災害箇所、危険箇所を的確に調査し、箇所の表示をするとともに、誘導標識を立て、必要に応じて監視者、誘導者を配置する。
- (2) 危険区域は、特別の場合を除き通行を禁止する。
- (3) 風水害発生時には、状況をみながら早期に保護者等に連絡し、園児を手渡すこととするが、保護者等が迎えにこられない場合は、保育園、認定こども園又は避難所において園児を保護する。
- (4) 風水害発生時の園児の登退園は、園長の指示に基づいて実施する。
- (5) 風水害発生のおそれがある場合又は発生状況に応じて的確な状況判断を行い、園の設置者等の指示に基づき、臨時休園等の措置を取る。

第3項 学校、保育園等施設の応急復旧

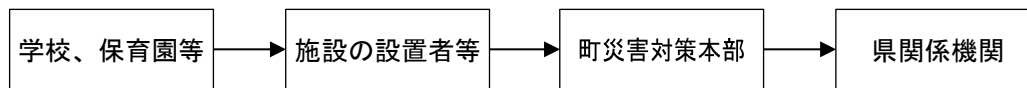
町実施機関名	学校教育課、子育て支援課、小・中学校、保育園・認定こども園

1 被害状況の把握、連絡

学校、保育園等は、風水害発生後、施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査し、必要に応じて町に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

学校、保育園等は、その点検結果を、町等の設置者に対し、連絡する。連絡を受けた設置者は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

《施設の設置者等速報経路》



2 現地調査

施設の設置者等は、学校長及び園長と連絡を密にし、現地の状況を的確に把握する。また、町は必要に応じて職員を派遣し、状況を調査させ、対策について指導・助言を行う。

3 応急復旧

施設の設置者等は、学校、保育園等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、教育、保育の運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した施設の応急復旧を行う。

施設の設置者等は、施設保全のため、次の対策を講ずる。

- (1) 現地調査等により、被害状況が判明したときは、速やかにその対策を策定し、又は学校長及び園長の対策策定及び実施を指示、指導する。
- (2) 必要に応じ、関係機関と連絡し、応急復旧資材並びに所要人員の確保及び斡旋をする。
- (3) 施設等で歪みが生じたものについては、早急に添柱、支柱等の応急補強工事を実施させる。
- (4) 浸水した施設等については、早急に排水、換気の処置を講ずる。また、木造建築の場合は、乾燥の後、床下部分に腐蝕防止剤等を塗布するとともに、感染症発生予防のため、全面的に消毒を実施する。

第4項 児童生徒等の保健衛生対策計画

町実施機関名	学校教育課、子育て支援課、小・中学校、保育園・認定こども園、健康福祉課、住民環境課

学校、保育園等は、伊万里保健福祉事務所、保健衛生対策部等と連携し、必要に応じ、施設内外の清掃、飲料水の浄化、児童生徒等の健康保持、感染症の予防措置等を講じる。また、給食実施による食中毒発生の絶無を期する。

1 保健衛生対策

- (1) 感染症発生等の事故防止のため、児童生徒等の健康観察を強化し、患者の早期発見、応急措置に努め、必要に応じて臨時健康診断を実施する。
- (2) 児童生徒等に対する保健指導を実施する（食前、用便後の手洗いの実施）。
- (3) 被害を受けた学校、保育園等は、速やかに臨時清掃を実施し、汚泥の排除、排水溝の清掃を行い、保健衛生対策部と連絡して、消毒を実施する。
- (4) 飲料水の確保を図り、煮沸後使用するよう指導する。
- (5) 必要に応じ、被災児童生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

2 給食対策

学校、保育園等は、給食用物資の補給に支障がある場合、町内の学校、保育園等の設置者等と連絡を取り、必要な措置を講じる。

給食実施に必要な施設設備の保全を図り、給食物資の確保と感染症、食中毒の発生に留意し、次の事項を実施する。

- (1) 給食施設が災害を受けた場合は、速やかに応急対策を実施し、給食実施に支障のないよう措置するとともに、機械器具の整備と消毒を実施する。
給食施設は、災害対策として町が使用する以外は、専ら児童生徒等の給食実施に使用するが避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。
- (2) 災害により給食施設が使用不能の場合は、各自弁当を持参させるか、他の施設を使用するかについては、それぞれの関係者が協議して定める。
- (3) 給食物資について被害を受けた場合は、速やかに物資補充の申請を行い、一般物資の確保に努める。
- (4) 災害後の給食関係の衛生管理については、保健衛生対策部と連絡を取り、特に感染症発生と食中毒の発生の防止に留意するよう指導する。

第5項 応急教育の実施

町実施機関名	学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、小・中学校、保育園・認定こども園

学校、保育園等の設置者等は、風水害により、学校、保育園等の施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育及び保育を実施する。

なお、避難者を収容していても、できるだけ早く授業や保育が再開できるよう努める。

1 応急教育の実施場所

応急教育及び保育の実施場所の選定については、地域内の学校相互間の施設、設備の利用を第1順位とし、その利用が不能な場合は、公民館、その他公共施設を利用し、分散箇所はできるだけ少なくして、本部との連絡が容易にできるよう留意する。

《応急教育及び保育の実施場所》

第1順位	町内の学校、保育園、認定こども園
第2順位	町内の公民館、集会場等の公共施設
第3順位	町外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

2 応急教育、保育の方法

- (1) 児童生徒等、保護者、教師及び保育士（以下「教職員」という。）、施設等（設備を含む。）及び通学園路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、授業及び保育の再開に努める。
- (3) 応急教育、保育の開始時期及び方法を児童生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 児童生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業及び保育の実施に努める。
- (5) 児童生徒等の在校、在園時及び登下校、登退園児の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

風水害による教職員の人的被害が大きく、教育及び保育の実施に支障がある場合は、学校、保育園等間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、支給、供与

(1) 教科書

災害のため補充を必要とする教科書については、災害救助法に基づく支給、供与であると否とに関わらず、教科書の被害冊数を個人ごと、学校ごとに確実に調査集計し、県教育委員会に報告し、必要教科書の補給を迅速に行う。

災害救助法に基づく教科書の支給、供与は、住家の被害により教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであり、児童・生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のあ

る小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

教科書以外の学用品等については、災害のため補給を必要とする品目を個人ごと、学校ごとに調査集計して、町教育委員会が一括して斡旋する。

《支給の対象となる学用品》

・教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの

・文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

・通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 保育園、認定こども園の教材等の調達、給与

災害のため補充を必要とする教材等については、災害救助法に基づく給与であると否とに関わらず、教材等の必要数を園ごとに確実に調査集計し、補給を迅速に行う。

第6項 被災生徒等への支援

町実施機関名	学校教育課、子育て支援課、生涯学習課、小・中学校、保育園・認定こども園

学校、保育園等は、被害を受けた家庭の児童・生徒の被災状況を調査し、町及び県と協議して必要な就学援助の措置を行い、災害による就学困難な児童・生徒の解消を図る。また、園児については、被災状況を調査し、必要な援助措置を行う。

第7項 避難所となる場合の対応

町実施機関名	学校教育課、子育て支援課、職員のうち町長があらかじめ定める者、小・中学校、保育園・認定こども園

学校、保育園等は、町から要請があった場合、土砂災害等に対する施設の安全性を確認したうえで、避難所運営班に協力して、避難所を開設し、学校、保育園等の防災組織体制の役割分担により、あらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援する。

収容場所の開設順序としては、学校では体育館→特別教室→普通教室の順序で、保育園及び認定こども園ではホール等で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第8項 文教施設等の応急対策

町実施機関名	生涯学習課、文化財課

1 社会教育施設等の対策

公民館等社会教育施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

2 文化財

町は、指定文化財等施設及び指定文化財等の被害に対しては、速やかに県文化財保護室に連絡を取り、その指導のもとに応急措置を講ずる。

第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合、町及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行う。

第1項 道路、橋梁

町実施機関名	建設課

1 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、風水害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、町及び県、県警察に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川

町実施機関名	建設課

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県及び町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等

町実施機関名	建設課

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県及び町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

町は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

町実施機関名	建設課、農林課

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県及び町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 官庁施設

町実施機関名	総務課、財政課

官庁施設の管理者は、官庁等施設が災害応急対策の際の中核となることから、被害を受けた場合は、速やかに機能回復を図る必要があることを踏まえ、風水害時には、建物構造、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講じる。この場合、建築物応急危険度判定士※、その他建築・設備技術者等と連携を取りながら行う。

※地震発生時のみ適用する。

第6項 農地農業用施設

町実施機関名	農林課

1 被害状況の把握、連絡

町、農業用排水施設管理者は、風水害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県及び町に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

町、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行う。

第 22 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。また、必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。また、国、県及びライフライン事業者と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第 1 項 水道施設

町実施機関名	上下水道課、総務課

町は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。また、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。また、県及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

町は、災害の発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第 2 項 下水道施設

町実施機関名	上下水道課、総務課

町は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

町は、災害の発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第 3 項 電力施設

町実施機関名	総務課

九州電力送配電株式会社は、風水害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

本店、支社及び事業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速

やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。また、災害対策が円滑、適切に行われるよう、町災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し、協調を図る。

- (1) 災害に関する情報の提供及び収集
- (2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速かつ的確に把握することに努め、町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、風水害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 県、町等

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員してもなお応援が必要と判断される場合は、県、町等に対し、次の協力要請を行う。

- ① 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求
- ② 県、町に対し、広報の協力要請
- ③ 県、町に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請
- ④ その他県、町等との事前協議に基づく協力の要請

第4項 電話施設

町実施機関名	総務課

NTT 西日本株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

NTT 西日本株式会社佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、県、町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3) 応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

(4) 災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等の確保が困難と思われる場合は、県、町に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 応援、協力要請

ア グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、その旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ 防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

- ① 要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）
- ② 資材及び物資対策（県、町に対する燃料、食料等の特別配給の要請）
- ③ 交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第5項 ガス施設

町実施機関名	総務課

1 液化石油ガス（LP ガス）

（1） 被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生したときは、災害の発生防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。また、風水害による被害の規模に応じ、消防本部、県警察、県、町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

（2） 施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

（3） 二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

（4） 応援要請

液化石油ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第6項 鉄道施設

町実施機関名	総務課

風水害時において、鉄道事業者（九州旅客鉄道、日本貨物鉄道及び松浦鉄道）は、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、次の事項について、必要な応急措置を機敏かつ適切に実施する。

（1） 風水害時の列車の運転規制

（2） 風水害時の代替輸送方法

（3） 災害対策本部の設置

（4） 連絡通報

（5） 応急措置（案内広報等）

（6） 施設の応急復旧

第 23 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

第 1 項 災害対策用機材、復旧資材等の調達

町実施機関名	財政課

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合、町は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

1 災害対策用機材

町は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

なお、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、斡旋を要請する。

2 復旧資材

町は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第 2 項 木材の調達

町実施機関名	農林課

1 需給状況の把握

町は、木材、薪炭燃料を確保するため、伊万里西松浦森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

- (1) 町は、需給状況から必要と認める場合には、伊万里西松浦森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。
- (2) 町は、この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、県に調達又は援助を要請する。

第24節 福祉サービスの提供計画

風水害時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、町は、県と相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握

町実施機関名	健康福祉課、住民環境課、子育て支援課

1 高齢者、障がい者

町は、風水害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

町は、風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者対策

町実施機関名	健康福祉課、住民環境課

1 緊急保護

町は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑かつ的確に行われるよう、手続の弾力的な運用等による緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

町は、実態調査の結果をもとに、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、応急仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備する。また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

第3項 要配慮者対策

町実施機関名	総務課、健康福祉課、税務課

風水害の発生に際しては、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズにあわせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため町は、次の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

町実施機関名	子育て支援課

1 保護等

町は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受け入れや里親への委託等の検討を行う。また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付等、社会生活を営むうえでの経済的支援を行う。

2 メンタルヘルス対策

町は、被災児童の精神的不安定に対応するため、県と連携して児童相談所において実施されるメンタルヘルスケアを活用する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25節 ボランティアの活動対策計画

風水害時に、多くのボランティアの申出がある場合、町は、社会福祉協議会を通じて、全国社会福祉協議会内及び県社会福祉協議会内にある災害救援ボランティアセンターに依頼し、専門スタッフを派遣してもらって、町災害救援ボランティアセンターの立ち上げや運営指導をお願いする。町、県及び社会福祉協議会等関係機関は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入体制の整備

町実施機関名	健康福祉課

町は、社会福祉協議会に依頼し、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、社会福祉協議会等関係機関が行うボランティアの受け入れ、活動調整等について協力する。

町及び県は、町災害救援ボランティアセンター内に災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県災害ボランティアセンター内に佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティア受け入れ等のための体制を整備する。

なお、町は、県又は県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2項 ニーズの把握、情報提供

町実施機関名	健康福祉課

現地本部は、町及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等、早期に着手する。

町は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等、被災地におけるニーズを把握し、ボランティア活動支援機関に対し、情報を提供する。また、県に対しても、同様の情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

《町災害救援ボランティアセンターの業務（例示）》

- ・災害及び被災状況の情報収集
- ・ボランティアニーズの把握
- ・ボランティアの受付、登録
- ・ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- ・ボランティアの派遣・撤収の指示
- ・ボランティア活動の記録
- ・災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達
- ・関係機関との連絡調整

第3項 支援

町実施機関名	健康福祉課

町は、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県は、これに協力する。活動の拠点となる施設は、有田町社会福祉協議会又は有田町体育センター横駐車場を候補地とする。

町、県、日本赤十字社及び社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りして入る NPO・NGO 等のボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取り組みにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第 26 節 外国人対策

第 1 項 外国人対策

町実施機関名	商工観光課

1 町における措置

町は、風水害時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

2 県における措置

県は、風水害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等、必要な支援を行う。

第 27 節 帰宅困難者対策

第 1 項 帰宅困難者対策

町実施機関名	総務課、商工観光課

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、公共施設をはじめ一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。また、一時的な宿泊場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要な情報の提供及び支援に努める。

第 28 節 義援物資、義援金対策計画

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、町及び社会福祉協議会は、県や日本赤十字社及び佐賀県共同募金会と連携して、この義援物資、義援金を受け付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第 1 項 義援物資

町実施機関名	住民環境課、会計課、議会事務局

町は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズにあわせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき、民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

1 受け入れの基本方針

- (1) 企業・団体等からの大口受け入れを基本とし、それ以外は、義援金としての支援に理解を求める。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の輸送車両に配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

2 受け入れの広報

町は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供について協力を要請する。

- (1) 受付窓口
- (2) 受け入れを希望する義援物資と受け入れを希望しない義援物資のリスト（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める。）
- (3) 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

3 供給方法

「第 18 節 第 4 項 物資の配送計画」による。

町は、集積場所において、必要に応じ、台帳を整備するなど、義援物資を円滑に受け入れし、適切に保管する。

町は、自ら直接受け入れした物資及び県、日本赤十字社から配分された物資を、被災者の実態を把握し、公平に行きわたるよう配慮し、被災者に対して配布する。

第2項 義援金

町実施機関名	住民環境課、会計課、議会事務局

1 受付

町は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

2 受け入れ、保管、配分

町は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。

県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分に当たっては、義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定する。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため、1箇月以内を目途に決定することとする。

町は、自ら直接受け入れた義援金及び県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し、支給する。

第 29 節 災害救助法の適用

第 1 項 救助の本質

町実施機関名	全課

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、県・町、日本赤十字社その他の団体及び住民の協力のもとに行われる。

第 2 項 実施主体

町実施機関名	全課

知事は、災害救助法による救助を実施し、町長はこれを補助する。

救助に関する職権の一部を町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

なお、災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用の判断は副知事（防災監）が行う。

第 3 項 適用基準

町実施機関名	総務課

災害救助法による救助は、被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに、市町ごとに行う。

次の 1～3 の判断基準となる住家被害の確定には、一定の期間を要する。災害救助法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、迅速な適用判断が可能な 4 の基準による適用を積極的に進める必要がある。そのためにも町と県は、判断の元となる情報収集、分析、共有に努める。

- 1 町における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被害世帯数 A に達したとき。
- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,000 世帯以上であって、町の被害世帯数が町の人口に応じ、次表の左欄の被害世帯数 B に達したとき。

市町の人口		被害世帯数 A	被害世帯数 B
5,000 人未満		30 世帯	15 世帯
5,000 人以上	15,000 未満	40 世帯	20 世帯
15,000 人以上	30,000 未満	50 世帯	25 世帯
30,000 人以上	50,000 未満	60 世帯	30 世帯
50,000 人以上	100,000 未満	80 世帯	40 世帯
100,000 人以上	300,000 未満	100 世帯	50 世帯
300,000 人以上		150 世帯	75 世帯

※ 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の 1/2 世帯、床上浸水の場合は 1/3 世帯として換算する。

- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 5,000 世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 4 町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準

町実施機関名	総務課

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。うち、重傷は1箇月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1箇月未満で治癒できる見込みのもの
住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
一部破損	住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のもの
床上浸水	住家全壊又は住家半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの
床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のもの

第5項 救助の種類

町実施機関名	全課

救助の種類	実施主体
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、町長
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、町長
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、町長
4 医療及び助産	知事、町長
5 被災者の救出	知事、町長
<u>6 福祉サービスの提供</u>	<u>知事、町長</u>
<u>7 被災した住宅の応急修理</u>	知事、町長
<u>8 学用品の給与</u>	知事、町長
<u>9 埋葬</u>	知事、町長
<u>10 死体の搜索及び処理</u>	知事、町長
<u>11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u>	知事、町長

第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

風水害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察による検視のほか、町は的確に搜索を行い、町は処理収容、火葬を実施する。

第1項 搜索

町実施機関名	住民環境課、税務課、消防本部、消防団

町及び消防機関は、県、県警察の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

搜索の計画は、援護班が行い、搜索活動は消防団が主体となり、搜索班を編成し、必要に応じ、隣接市町や関係機関及び地域住民の協力を求めて実施する。

なお、県警察、消防機関、県・町その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行うものとする。

第2項 処理収容

町実施機関名	住民環境課、税務課、消防本部、消防団

1 検視、身元確認

町及び消防機関は、被災現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

県警察は、町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体の引渡しを行う。

なお、発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行う。

県警察は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にあるもので身元確認資料となり得るものについて漏らさず回収し、これを参考にするとともに、歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2 遺体の収容

町は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（公共施設、寺院、神社等）に安置所を設ける。

町は、県警察から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

町は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療福祉活動チームによる遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引渡し

町は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引渡す。

第3項 火葬

町実施機関名	住民環境課、税務課

町は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合等、必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

町は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、県へ応援要請するとともに、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

町は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施する。

《火葬場の状況》

所在	名称	処理能力	電話番号
伊万里市	やすらぎ斎苑	5 体	20－4211

第31節 廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、町は、広域処理を含めた処分方法の確立と計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1項 役割

町実施機関名	住民環境課、健康福祉課

1 町

- (1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係業者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2 住民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿の処理

町実施機関名	住民環境課、上下水道課

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努める。この際、「快適トイレ」認定を受けた洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮する。

町は、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

町は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

2 処理の方法

風水害時におけるし尿処理は、収集についてはし尿汲み取り許可業者が実施する。また、処理については伊万里・有田地区衛生組合のし尿処理場において、次のとおり処理する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (3) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- (4) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (5) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。

第3項 ごみの処理

町実施機関名	住民環境課

1 町

町は、あらかじめ策定した風水害時の災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生する災害廃棄物について、災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分を行う。また、必要に応じて、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等の関係業者と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 町は、事前に策定した風水害時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し、方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法等を住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 災害廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分については、町が締結している協定に基づいて行う。また、必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 県

- (1) 必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、近隣他県や国へ支援要請を行う。
- (3) 建築物等の解体等工事に当たって、アスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

3 国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の町長から要請があり、かつ、町における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性等を勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を町に代わって実施する。

第 32 節 防疫計画

第 1 項 防疫計画

町実施機関名	健康福祉課、住民環境課

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号、以下「感染症法」という。）に基づき、町及び県は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

1 防疫活動

町及び県は、次の防疫活動を行う。

（１） 防疫組織の設置

町は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、県と連携して、衛生班による防疫活動を実施する。

（２） 疫学調査への協力

町は、県が伊万里・有田地区医師会等の関係機関の協力を得て実施する疫学調査に協力する。

（３） 清潔の保持

町は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。また、自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つ。

（４） 消毒

町は、県の指示がある場合は、感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条に定めるところにより、消毒を実施する。

（５） ねずみ族、昆虫等の駆除

町（衛生班）は、県が災害の規模、環境衛生の状況等を総合判定して、ねずみ、ハエ、蚊等を駆除すべき地域を決め、県の指示がある場合は、当該地域の駆除を実施する。

実施については、感染症法施行規則第 15 条に定めるところによる。

（６） 避難所における防疫指導

町は、県の指導のもとに、衛生薬業センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

（７） 臨時予防接種

町は、県が感染症の発生予防上必要があるものと判断し、指示がある場合は、対象者の範囲及び期日を指定し、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条の規定による臨時予防接種を実施する。

（８） 生活用水の供給等

町は、感染症法第 31 条第 2 項の規定により、知事の指示に基づいて生活用水を供給する。

生活用水の供給量は 1 人 1 日当たり約 20 リットル標準とする。

ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5 リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

町及び県は、住民に対し、収集した各種感染症に関する情報を広報する。

3 防疫用薬剤の確保

町は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。防疫用薬剤の需給状況に不足を生じる場合は、県に対し、応援を要請する。

第 33 節 保健衛生計画

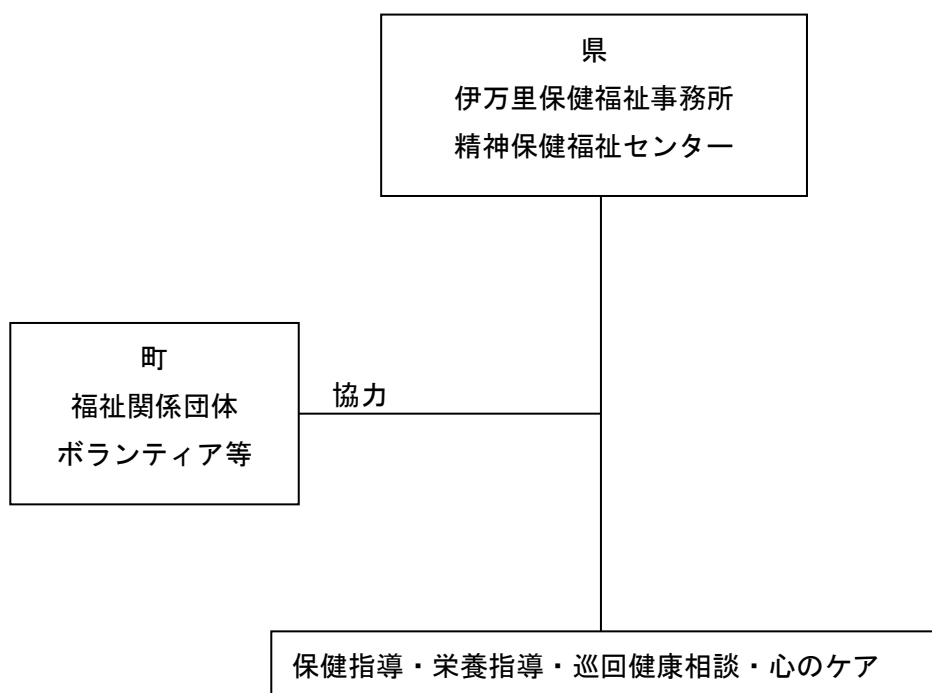
風水害時において、町は、被災者の健康状態や多様なニーズの把握、生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、県と相互に連携し、適切な保健衛生活動を実施する。

第 1 項 被災者等の健康管理

町実施機関名	健康福祉課

町は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会等の協力を得て、保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。特に、高齢者、障がい者及び子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

なお、被災者、救護活動従事者等の精神的不安定に対応するため、町は、県の精神保健福祉センターと連携して、心のケアを実施する。



第34節 農林応急対策、動物の管理等計画

第1項 農地等の被害対策

町実施機関名	農林課

1 被害状況の把握、連絡

町、農業用排水施設管理者は、風水害により、農地、農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町に対し、この結果を連絡する。

町は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指導を行う。

2 応急措置

町、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地、農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うが、被害が広範囲にわたる場合は関係機関と連絡を取り、被災地全体の総合調整の上に立って応急対策を実施する。

3 農作物応急対策

町は、被害を最小限に食い止めるための技術指導を農業団体等と協力し、実施する。

4 病虫害防除

町は、風水害時における病虫害の蔓延を防ぐため、農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対して必要な防除対策を講ずるよう指導する。

(1) 既設防除器具の活用

(2) 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、無人ヘリコプター等を使用し、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

(3) 防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合等が農薬卸売業者から調達を図るが、不足する場合には、町は、農業協同組合等関係機関と連携のうえ、その調達の斡旋に努める。

第2項 家畜の管理、飼料の確保

町実施機関名	農林課

町は、風水害による河川、堤防、ため池の決壊、氾濫等による家畜の被害防止については、次により措置する。

1 避難対策

風水害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合、町は、農業協同組合等関係機関と連携のうえ、

災害発生地又は発生を予想される区域については、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。また、家畜数を勘案し、神社の境内、学校、山地等安全と思われる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、係留所、救護所、給水場等の施設を設置するよう努める。

2 飼料の確保

町は、風水害により飼料の確保が困難となった場合、町内業者、農業協同組合等との連携により飼料の確保を図るほか、不足する場合は、県に対し、必要数量の供給の要請を行う。

第3項 農業用機械、器具、農薬肥料対策

町実施機関名	農林課

1 農業用機械、器具の修理

農器具の修理については、農協及び町内業者の技術員をもって修理班を編成し、県や県経済連技術者等の指導のもとに修理に当たる。

2 農薬、肥料等の備蓄供給対策

風水害の状況に応じ、直ちに実態を把握し、関係農業団体並びに業者と連携を保ち、必要量を確保して供給に当たる。

第4項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

町実施機関名	住民環境課

町は、風水害による被災のため、やむなく放置された犬、猫等の家庭動物、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県及び佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。また、特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第 35 節 石油等の大量流出の防除対策計画

第 1 項 石油等の大量流出の防除対策

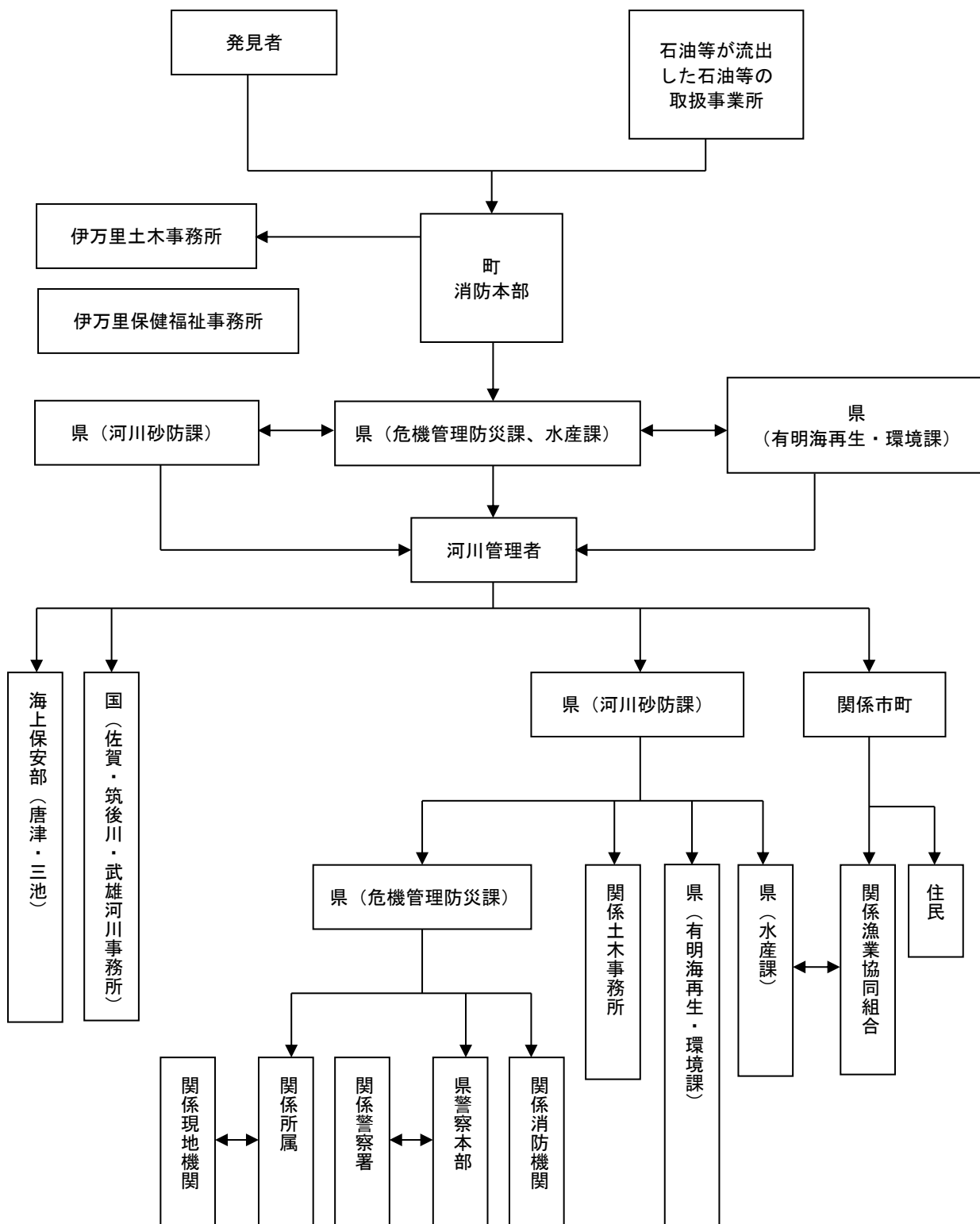
町実施機関名	総務課、建設課、住民環境課

風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合の発生及び災害の状況に関する関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 内水面への流出における通報連絡の系統



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名称、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民に対し、災害の状況及びその他必要な事項について周知する。

この際、町等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

- ア 災害対策連絡調整本部等の設置

河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、伊万里・有田地区環境整備保全対策協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

イ 主な応急対策

- ① 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- ② 流出石油等の拡散防止
- ③ 消火対策等
- ④ 漂着石油等の処理
- ⑤ 流出石油等の防除資機材の調達

第 36 節 孤立地域対策活動

第 1 項 孤立地域対策活動

町実施機関名	総務課、まちづくり課、建設課、住民環境課

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、町は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じる。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

町は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣するなど、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。また、孤立地域に対して、NTT 回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

町は、陸上輸送が不可能な場合、ヘリコプターによる輸送を含めた他の手段による輸送について、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

3 道路の応急復旧による生活の確保

町は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第 37 節 生活再建対策

第 1 項 被災者生活再建支援金

町実施機関名	住民環境課、会計課、税務課、議会事務局

町は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。町の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

町は、発災後速やかに、県が実施する住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会に、より多くの町担当者を参加させるよう努める。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第 38 節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

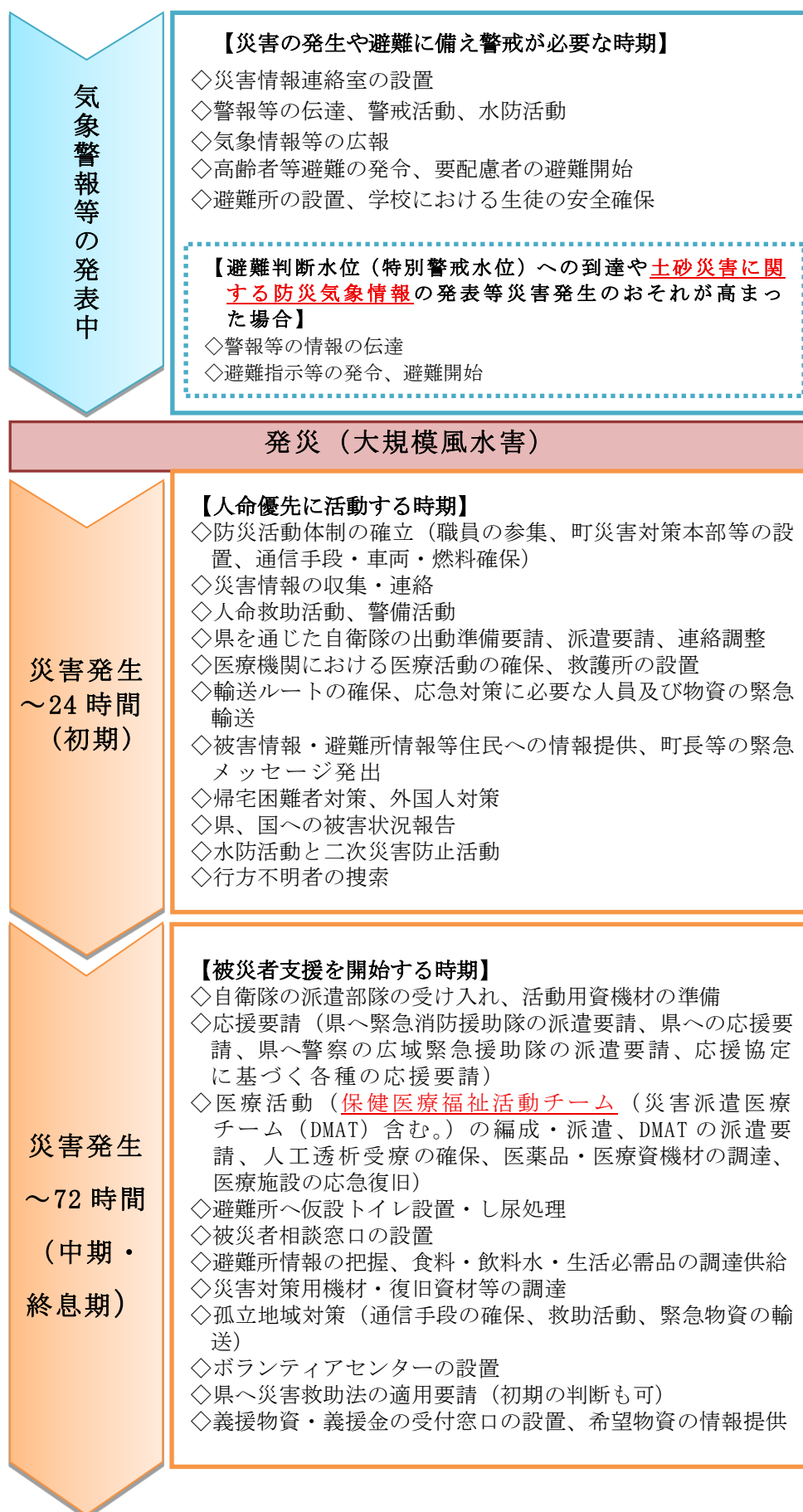
第 1 項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

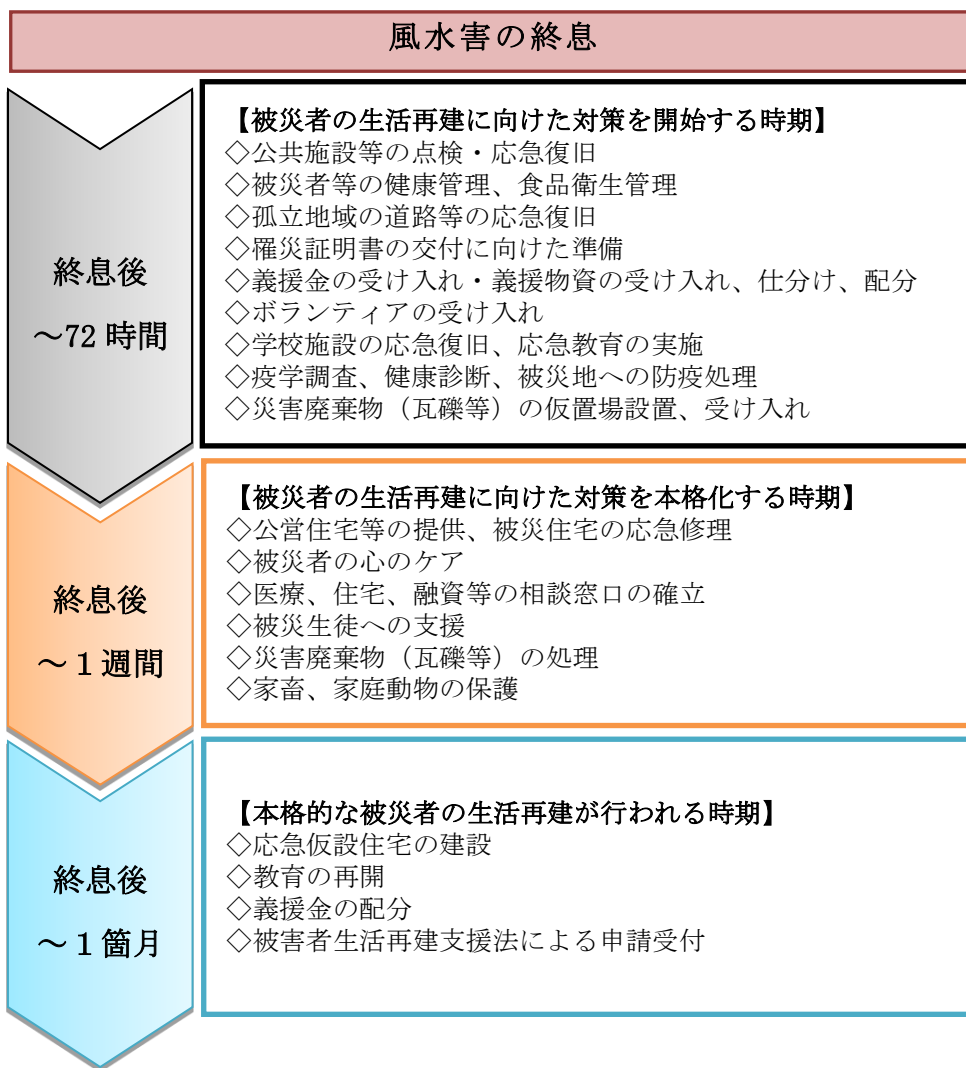
町実施機関名	全課

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき町災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。

ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。





※ 災害の進展状況に応じ、柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、県及び町が主体的に取り組むとともに、被災者の生活再建を支援し、経済の復興及び再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図る。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

町実施機関名	全課

町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。また、必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2項 迅速な原状復旧

町実施機関名	全課

町が迅速な原状復旧を目指す場合、町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

1 復旧事業の対象施設

- (1) 公共土木施設（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園）
- (2) 農林水産施設
- (3) 都市施設
- (4) 上水道施設
- (5) 社会福祉施設
- (6) 公立学校
- (7) 社会教育施設

- (8) 公営住宅
- (9) 公立医療施設
- (10) ライフライン施設
- (11) 交通輸送施設
- (12) その他の施設

2 資金の確保

町及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年 8 月 14 日建設省都市局長通達）
- エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成 2 年 3 月 31 日厚生省事務次官通知）
- オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成 7 年 3 月 30 日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
- カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- キ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

- ア 補助災害復旧事業
- イ 直轄災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業災害復旧事業
- オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市町は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置を取る。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

5 災害廃棄物の処理

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立

するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3項 計画的復興

町実施機関名	全課

1 防災まちづくり

町は、次のような再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施等、将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

県は、必要に応じて、職員の派遣に係る幹旋に努める。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
 - (2) 河川等の治水安全度の向上
 - (3) 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保 等
- 復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行う。

2 文化財対策

- (1) 指定文化財等の復旧

町教育委員会、県文化財保護室は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

- (2) 埋蔵文化財の保護

町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合、町及び県は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援を行う。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1項 被災者相談

町実施機関名	税務課、健康福祉課、会計課、建設課

町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、町外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

町実施機関名	総務課、建設課

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する※など、適切な手法により実施する。

※地震発生時のみ適用する。

- (2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し、必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2 被災者台帳の作成等

- (1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請

に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

町実施機関名	住民環境課、税務課、会計課、議会事務局

1 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び有田町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第83号）の定めるところにより、風水害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び有田町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、風水害により障がい者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

なお、被害規模が小さいため、同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項 就労支援

町実施機関名	商工観光課

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第5項 租税の徴収猶予、減免

町実施機関名	税務課

1 町税

- (1) 町税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、有田町税条例（平成18年条例第74号）第18条の2）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

- (2) 町税の徴収猶予（地方税法第15条）

- (3) 町税の減免

町は、「天災、地変その他これに類する災害被害者に対する町税等減免措置要領」（平成18年訓令第33号）により、次の措置を講じる。

ア 町民税（地方税法第323条、有田町税条例第51条）

イ 固定資産税（地方税法第367条、有田町税条例第71条）

ウ 国民健康保険税（地方税法第717条、有田町国民健康保険税条例（平成18年条例第76号）第27条）

- (4) 延滞金の減免（地方税法第20条の9の5、地方税法第723条）

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担の減免

町実施機関名	税務課、健康福祉課

町及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を取る。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱い等

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（町、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第8項 生活資金の確保

町実施機関名	健康福祉課、住民環境課

1 災害援護資金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び有田町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2 県制度の活用

町は、県事業の母子寡婦福祉資金貸付金及び県社会福祉協議会の生活福祉資金について、県を通じ、貸付の斡旋を行う。

第9項 住宅の供給、資金の貸付等

町実施機関名	建設課

1 公営住宅の提供

県及び町は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受け入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度

「第8項 生活資金の確保」による。

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保

町実施機関名	商工観光課

町は、中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保について、県制度を活用するため、県との連携を取り、次の制度の紹介、斡旋を図る。

1 佐賀県における制度

- (1) 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- (2) 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。また、激甚災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- (3) 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。
- (4) 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- (5) 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続の簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保

町実施機関名	農林課

町は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

- (1) 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- (2) 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第 3 編 地震災害対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

本編は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、有田町防災会議が作成する町地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第 2 節 町の地震災害の概況及び地震に関する特性

第 1 項 地震災害の概況

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去から度々大地震に見舞われ、甚大な被害を受けてきた。佐賀県において、これまでに発生した記録に残る地震では、幸いにも震度 6 強以上を観測したものはなく、その被害も大規模ではなかった。また、町において、記録に残る被害地震はないが、佐賀県における過去の主要な被害地震については、次表のとおり。

《佐賀県における過去の主要被害地震》

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記事
679 年 1 月 1 日 (天武 7 年)	筑紫国	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅 6m、長さ 10km の地割れを生ず
1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日)	壱岐 ・ 対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感
1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる
1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年 7 月 28 日)	日向 ・ 豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792 年 5 月 21 日 (寛政 4 年 4 月 1 日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、流家 59 棟（眉山崩壊による津波被害）
1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年)	熊本	6.3	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898 年 8 月 10 日～12 日 (明治 31 年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる壁面に亀裂
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、がけ崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある

発生年月日	震央 地名	地震の規模 (マグニチュード)	記事
1966 年 11 月 12 日 (昭和 41 年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス破損
1968 年 4 月 1 日 (昭和 43 年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線 2 箇所切断、家庭用配線 9 箇所切断
1987 年 3 月 18 日 (昭和 62 年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度 6 弱を観測、人的被害 重傷 1 名、軽傷 14 名 家屋被害 半壊 1 件、一部損壊 136 件 ※被害は、2005 (平成 17) 年 4 月 20 日の最大余震も含まれる。
2016 年 4 月 14 日 (平成 28 年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度 4 を観測
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度 5 強を観測 4 月 14 日からの一連の地震による被害は、重傷者 4 名、軽傷者 9 名

資料 福岡管区気象台要報第 25 号 (1970 (昭和 45) 年 3 月)、第 36 号 (1981 (昭和 56) 年 2 月)
佐賀県災異誌第 1 巻 (1964 (昭和 39) 年 3 月)、第 2 巻 (1974 (昭和 49) 年 3 月)
日本被害地震総覧 (1996 (平成 8) 年)
福岡管区気象台災害時自然現象報告書 2005 年第 1 号 (平成 17 年 4 月)

第 2 項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ (くい違い) のみられる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀 (約 260 万年前から現在の間) に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には 2,000 以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施していくための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に県内に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている (番号は図中の番号に対応)。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また、活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

■地震調査研究推進本部の評価対象

○ 詳細な評価の対象とする活断層

主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

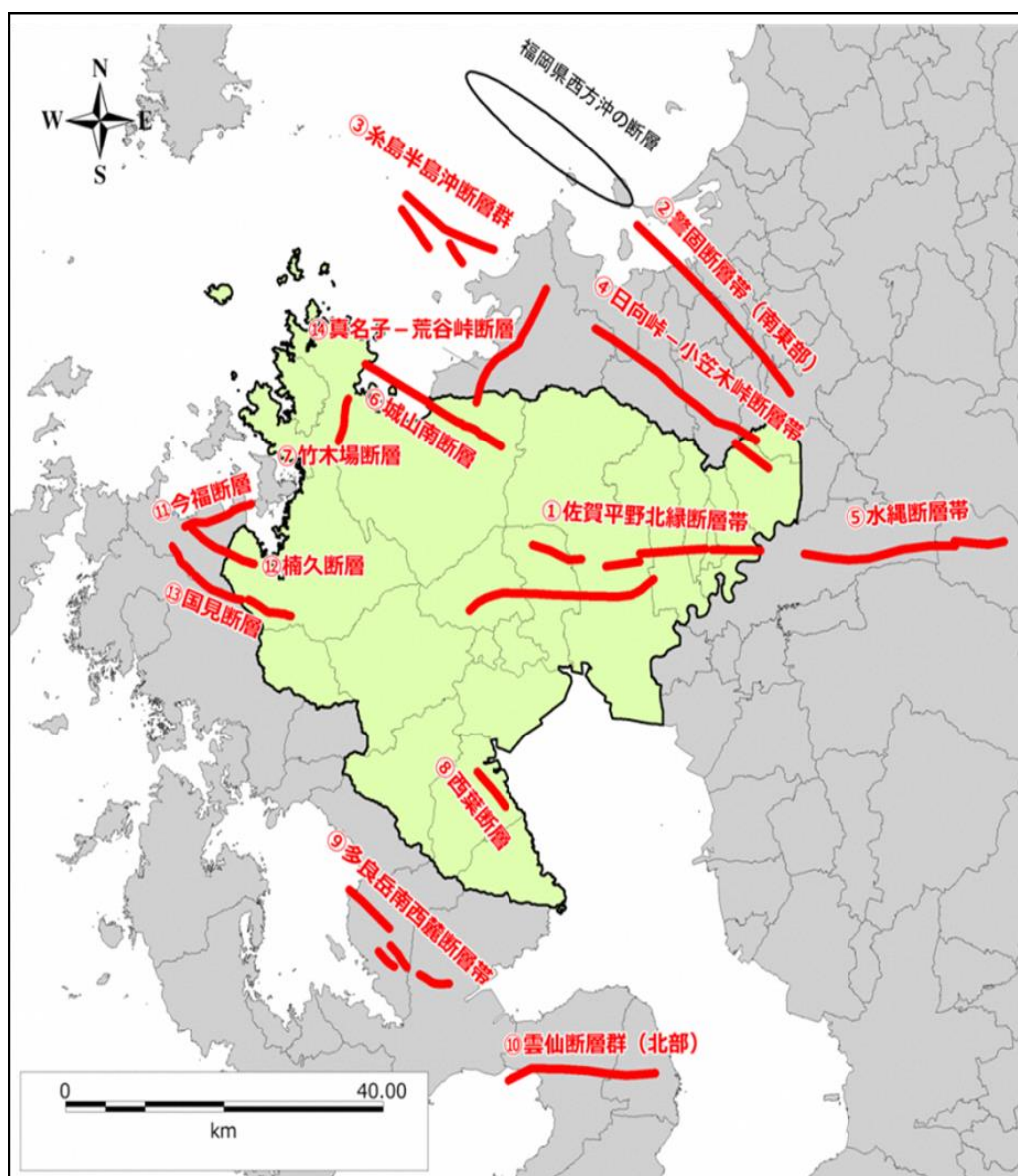
○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■ 地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991（平成3）年活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■ 上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層
⑥城山南断層

《主要な活断層分布図》



出典 九州活構造研究会（1989（平成元）年）：九州の活構造
活断層研究会（1991（平成3）年）：新編 日本の活断層－分布図と資料－
長崎県（2006（平成18）年）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告
地震調査研究推進本部（2007（平成19）年）：警固（けご）断層帯の長期評価について
原子力安全・保安院（2009（平成21）年）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第3節 地震被害想定

第1項 基本的考え方

地震災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震を想定するとともに、当該地震による被害の程度を明確化したうえで、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、次の調査結果等をもとに、町地域防災計画に基づく災害対策の基礎となる、地震の被害想定等を設定する。

■佐賀県地震被害等予測調査（2013～2014（平成 25～26）年度 佐賀県消防防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、

- 強振動予測図については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震を想定したものではなく、また、将来に起こる地震の予測を目的として作成したものではないこと。
 - 被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないこと。
- などに留意すること。

第2項 町の各種被害の想定

県では、2013～2014（平成 25～26）年度にかけて、地震被害想定調査を実施し、「佐賀県地震被害等予測調査」を公表している。次の強震動予測（簡便法）※¹による震度の影響範囲区分で町域に最も影響があるのは、⑬国見断層となるが、県の被害想定を設定するに当たっては、県内の影響度（暴露人口等）等を考慮して、⑫楠久断層を選定し、強震動予測（詳細法）※²による被害想定を調査しているので、町地域防災計画での被害想定に当たっては、県の調査結果を活用する。

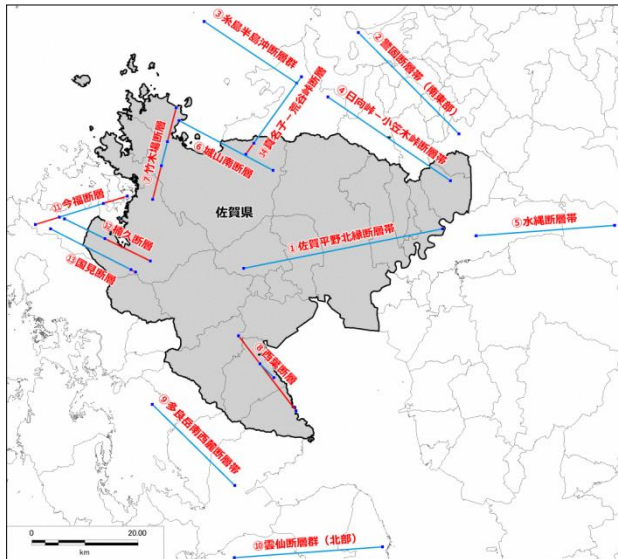
地震動の予測結果においては、町の一部において震度6強となる。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

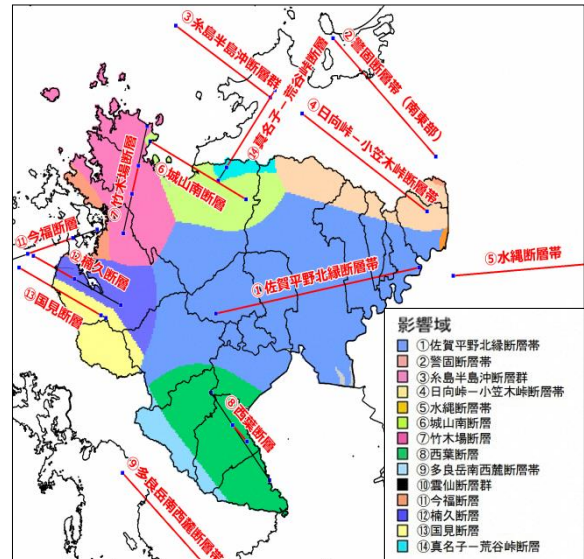
- ・冬深夜：大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・夏昼12時：大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬夕18時：火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

※1 強震動予測（簡便法）…地震規模、震源距離、地盤増幅率等の少数のパラメータにより、経験的に得られた最大加速度等の距離減衰式を用いる手法。震源や地下構造に関する詳細な情報がない場合でも適用可能であり、平均的な広範囲の地震動分布を容易に評価できるとされている。

※2 強震動予測（詳細法）…断層破壊過程や地下構造の固有の性質を、数多くのパラメータを用いて詳細にモデル化する手法

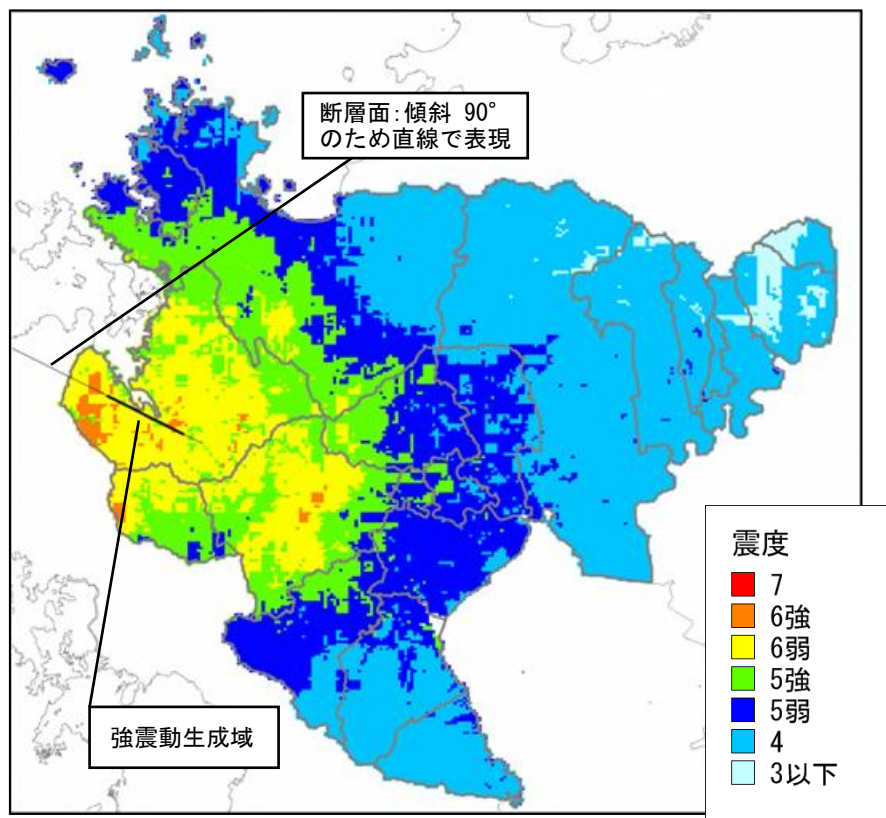


簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル化



簡便法の震度による影響範囲区分

《桶久断層による地震【強震動予測図】》



《地震の被害想定結果一覧表：有田町》

被害項目			震源断層	楠久断層		
			季節・時間	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	建物棟数（棟）			13,000		
	全壊・焼失数（棟）			約 30	約 30	約 30
	全壊・焼失率（％）			0	0	0
	半壊棟数（棟）			約 310		
	半壊棟率（％）			2		
人的被害	滞留人口（人）			21,000	21,000	21,000
	死者数（人）			*	*	*
	死者率（％）			0.0	0.0	0.0
	負傷者数（人）			約 40	約 20	約 30
	負傷者率（％）			0.2	0.1	0.1
	自力脱出困難者数（人）			*	*	*
	自力脱出困難者率（％）			0.0	0.0	0.0
ライフ ライン 被害 ＜被災直後＞	電力	電灯軒数（軒）		約 9,000		
		停電軒数（軒）		*	*	*
		停電率（％）		0	0	0
	上水道	給水人口（人）		21,000		
		断水人口（人）		約 3,900	約 3,900	約 3,900
		断水率（％）		19	19	19
	下水道	処理人口（人）		8,100		
		機能支障人口（人）		約 20	約 20	約 20
		機能支障率（％）		0	0	0
	固定電話	回線数（回線）		5,500		
		不通回線数（回線）		*	*	*
		不通回線率（％）		0	0	0
	携帯電話	停電基地局率（％）		0	0	0
		不通ランク		E	E	E
	LP ガス	復旧対象消費者戸数（戸）		約 7,700	約 7,700	約 7,700
		供給停止戸数（戸）		約 80	約 80	約 80
		供給停止率（％）		1	1	1
生活支障 ＜被災 1 週間後＞	避難者	夜間人口（人）		21,000		
		避難者数（人）		約 580	約 580	約 580
		うち避難所（人）		約 290	約 290	約 290
		避難者率（％）		3	3	3
	物資	食料（食／日）		約 1,000	約 1,000	約 1,000
		飲料水（リットル／日）		約 5,700	約 5,700	約 5,700
		毛布（枚）		約 110	約 110	約 110
災害廃棄物	災害廃棄物（万 ³ ）			*	*	*

第4節 地震災害対策の実施に関する目標

第1項 基本的考え方

2004（平成16）年の新潟県中越地震、2005（平成17）年の福岡県北西沖地震等、それまで想定されていなかった地域の直下で相次いで地震が発生するなど、地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、効果的かつ効率的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震災害対策の実施に関する目標を定めることとする。

第2項 実施目標

地震災害による人的被害の軽減を図ることを目標とする。

第3項 推進方法

この目標を達成するため、基本理念として掲げる「自助、共助、公助の結びつきによる“防災・減災さが”の実現を目指します。」のもと、県が実施するアクションを着実に推進するために、町は積極的に協力するとともに、住民、地域コミュニティ、事業者等が主体となって行うアクションについても促進や支援に努める。

《推進体制イメージ》



第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な町土づくり

「第2編 第2章 第1節 安全・安心な町土づくり」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用するが、地震災害対策においては、次の点に留意して行うものとする。

第1項 公共施設、交通施設等の整備

町実施機関名	総務課、財政課、健康福祉課、建設課、学校教育課、消防本部

町は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院等、災害応急対策を実施するうえで重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。また、主要な道路等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震又は海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち、次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ、耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 多数の人々を収容する建築物等
- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等の耐震性の確保

町は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次ごとに耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて、計画的に安全確保対策を進める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、庁舎別館、生涯学習センター南館
救護活動施設	消防関係施設、福祉保健センター、病院
避難所として位置付けられた施設	学校、公民館、集会施設等
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設等

3 交通・通信施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。

あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(1) 道路

一般国道、県道、町道の各道路管理者は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

あわせて、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《特に重点とする施設》

- ア 橋梁及び横断歩道橋
- イ トンネル
- ウ 信号機
- エ 落石等通行危険箇所対策

【主な事業の内訳】

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 町
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策等耐震対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

第2項 建築物等の耐震性の確保

町実施機関名	建設課、文化財課

大規模な公共物は、耐震、耐火建築物とし、また、これらの安全性を確保して災害防止を図るために定期的な検査を実施する。

1 特定建築物

旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物について、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、町は、その指導に当たる。

(1) 定期的検査の実施

特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため定期的検査の実施、保安状況の報告等の促進を図る。

(2) 防火管理者の設置及び消防計画の策定

特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行を図り、火災予防の徹底を図る。

2 学校等施設

(1) 学校等を新設又は改築するときは、設置場所の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、がけ崩れ等の自然的環境を考慮し、また、災害時の避難通路の確保等、災害防止上の諸問題について十分検討のうえ、位置の決定を行う。

(2) 学校等施設の建築に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに、緊急避難設備の整備を図る。

(3) 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備の促進を図る。また、特に火気使用箇所の耐火構造の促進を図る。

(4) 浸水、地すべり、がけ崩れ等の危険がある学校等については、関係機関と協議して防災工事等の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

(5) 学校等施設については、町は、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

3 一般建築物

町は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓発を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

4 落下物、ブロック塀等

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取り組みを指導する。また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し、築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及

び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難経路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

5 文化財

町及び文化財所有者又は管理者は、指定文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

(1) 予防施設、設備の整備

ア 指定文化財等及びそれに類する重要資料は、所有者・管理者の協力を得て、耐震耐火構造である町歴史民俗資料館での保管を促進する。さらに、重要かつ小型の資料は、金庫型の保管庫内への保管を促進する。

イ 消火設備の整備

消火器、消火栓、その他消火設備の整備促進を図る。

ウ 警報設備、その他の防護設備等整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

(2) 予防対策指導

ア 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と近接住民の協力を含む自衛消防体制の育成強化に努める。

特に、消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

イ 禁火区域の設定

指定等の建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、又は天然記念物や名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の設定を図るとともに、注意標柱の設置、侵入防止等の予防措置の促進を図る。

ウ 搬出の方法の指導

文化財は特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱方法、搬出方法等の指導を実施する。

エ 文化財防火デー

毎年1月26日は文化財防火デーであるため、その時期に、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図る。

第3項 都市の防災構造の強化

町実施機関名	建設課

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

町は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

町は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 住民の避難路の確保

町は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

町は、市街地における大規模火災を防止するため、町内全域を建築基準法第 22 条区域として、地域内の防火対策を推進する。

(4) 防災機能の強化

町は、防災関係機関と連携して、公園、道路、河川等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。特に、避難地又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を進める。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地地区画整理事業の推進

町は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園等の公共施設の一体的整備を実施できる土地地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

町は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路等のオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

「第2編 第2章 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第3節 住民等の防災活動の推進

「第2編 第2章 第3節 住民等の防災活動の推進」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第4節 防災営農体制の確立

「第2編 第2章 第4節 防災営農体制の確立」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第5節 技術者の育成・確保

「第2編 第2章 第5節 技術者の育成・確保」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第6節 孤立防止対策計画

「第2編 第2章 第6節 孤立防止対策計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

町は、町域に地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、次の計画により、その活動体制を確立する。

第1項 活動体制

町実施機関名	全課

町は、町域に地震が発生した場合、又は関係する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、町災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

1 災害情報連絡室

(1) 設置基準

地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるが町災害対策本部を設置するまでに至らない程度の場合には、次の基準により総務課内に「災害情報連絡室」を設置する。

ア 町域及び周辺地域において震度4の地震が発生した場合（自動設置）

イ 町域及び周辺地域において震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、総務課長（不在のときは、建設課長）が必要と認める場合

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3) 構成

総務課、建設課、農林課、情報収集が必要となる所属で構成する。

災害情報連絡室長は、総務課長をもって充て、総務課長が不在のときは、建設課長が代理する。

(4) 配備要員

配備体制は第1配備とし、予想される災害の種類、規模に応じて、総務課長・関係課長が職員の中からあらかじめ定める者を配備する。

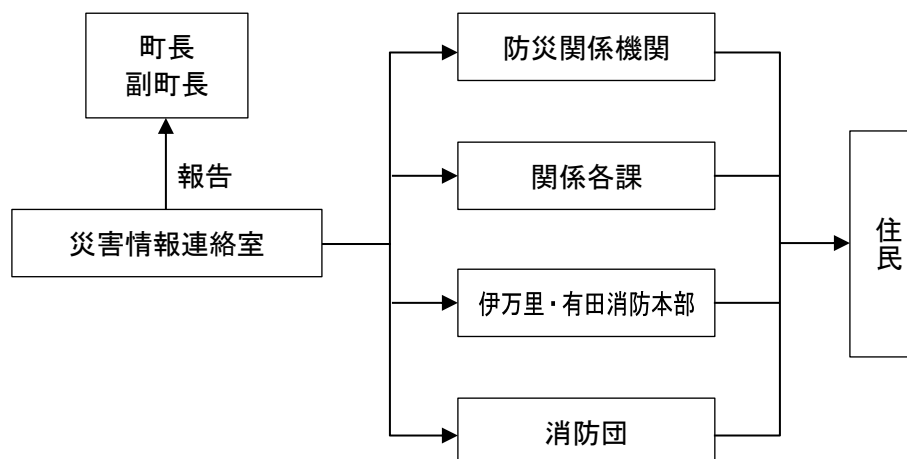
なお、災害の状況等により特定の課のみの配備にとどめることができる。

(5) 廃止

ア 災害警戒本部が設置されたとき。

イ 災害の危険が解消したとき。

《災害情報連絡室の連絡経路》



《配備体制》

配備体制	体制の基準	配備内容	配備要員の基準
第1配備 災害情報連絡室 (警戒体制)	1 町域あるいは周辺地域において震度4の地震が発生した場合（自動設置） 2 町域あるいは周辺地域において震度3以下の地震が発生し、これにより被害が発生した場合で、総務課長がその必要を認める場合	予想される災害の種類、規模に応じて、総務課長・関係課長が職員の中からあらかじめ定める者。 なお、災害の状況等により特定の課のみの配備にとどめることができる。 地震災害により電話が途絶した状況等の中では、速やかに第2・第3配備体制に切り換えることができる態勢	5～15名
第2配備 災害警戒本部 (出動体制)	1 町域あるいは周辺地域において震度5（弱・強）又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合（自動設置） 2 町域あるいは周辺地域において震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が発生した場合で、町長がその必要を認める場合	庁内各課の要員を充て、事態の推移に伴い、速やかに第3配備体制に切り換えることができる態勢	第1配備の要員に加え、町災害対策本部の各対策部長及び班長となる者
第3配備 災害対策本部 (非常体制)	1 町域あるいは周辺地域において震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置） 2 町域あるいは周辺地域において震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が発生した場合で町長がその必要を認める場合	町の全組織をあげて災害対策活動ができる態勢	全職員を対象とするが、必要に応じて判断する。

（6） 配備体制の公表

災害情報連絡室を設置、あるいは廃止したときは、直ちにその旨を次の表に従って通知、公表

する。

《配備体制の公表》

公表又は通知先	方法
県危機管理防災課・伊万里土木事務所	佐賀県防災 GIS システム又は県防災行政無線
消防本部	FAX 又は県防災行政無線
県警察（伊万里警察署）	FAX 又は一般電話
住民	町のホームページ

（７） 勤務時間外における配備要員の招集の方法

災害情報連絡室長（総務課長又は建設課長）は、災害の種類・規模等、災害の状況等に応じて関係各課長を緊急招集する。

各課長は、各課の配備要員を緊急招集する。

各課長は、災害の種類・規模等災害の状況を予想して、あらかじめ配備要員を決定し、災害情報連絡室長（総務課長又は建設課長）に報告する。

配備要員は、災害情報連絡室が設置されたことを知ったときは、進んで上司と連絡を取り、又は自らの判断で参集し、上司の指示により災害対策に従事する。

２ 災害警戒本部（出動体制）

（１） 設置基準及び設置場所

町災害対策本部を設置するまでに至らない程度であって、次の基準により町長（不在のときは、副町長、総務課長、建設課長の順）が必要と認める場合に、庁舎２階防災室に設置する。

ア 町域あるいは周辺地域において震度５（弱・強）の地震が発生した場合（自動設置）

イ 町域あるいは周辺地域において震度４の地震が発生し、これにより大きな被害が発生した場合で、町長（不在時は、副町長、総務課長、建設課長の順）がその必要を認める場合

（２） 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

（３） 構成

総務課、建設課、農林課、その他情報収集・災害応急対策が必要となる課等で構成し、災害警戒本部長は、総務課長をもって充て、総務課長が不在のときは、建設課長が代理する。

（４） 配備要員

配備体制は第２配備とし、庁内各課の要員を充て、事態の推移に伴い、速やかに第３配備体制に切り換えることができる態勢とする。

３ 災害対策本部

町は、災害が発生するおそれがある場合に、町の地域内における災害応急対策に対処するため、必要があるときはこの計画に定めるところにより「有田町災害対策本部」を設置する。

なお、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町災害対策本部は「有田町防災会議」を構成する関係機関と緊密な連絡を取る。

（１） 設置基準及び設置場所

町内に、地震による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の基準により、町長（不在のときは、副町長、総務課長、建設課長の順）が必要と認める場合に、庁舎２階防災室に設置する。

ただし、使用不能な場合は、有田町業務継続計画に定める代替拠点の候補地から被災状況等を調査し、使用の可否を判断したうえで設置する。

ア 町域あるいは周辺地域において震度６弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

イ 町域あるいは周辺地域において震度５強以下の地震が発生し、甚大な被害が発生した場合で、町長（不在のときは、副町長、総務課長、建設課長の順）がその必要を認める場合

（２） 所掌事務

町域に係る災害予防及び災害応急対策の実施。「第２編 第３章 第１節 第１項 活動体制別表 有田町災害対策本部の所掌事務」を準用する。

（３） 災害対策本部の組織と構成

町災害対策本部の組織と構成は、「災害対策基本法」、「有田町災害対策本部条例」、「有田町災害対策本部規程」、「有田町災害対策本部運営要綱」の定めるところによるものとし、その概要は、次のとおりとする。

ア 町災害対策本部の構成

町災害対策本部の構成は、次のとおりとする。

《町災害対策本部の構成》

災害対策本部長	町長
災害対策副本部長	副町長
対策部長	関係課長、教育長、消防署長、消防団長
対策班長	関係課長、所長、参事、技術監、副課長、消防署課長、消防団副団長
対策班員	上記の職に充てられた者を除く職員及び消防職員・消防団員

イ 町災害対策本部の組織

町災害対策本部は、次の各部・各班をもって組織する。

- ① 総務対策部（総括班、情報調査班、財政調達班）
- ② 厚生対策部（庶務班、援護班、避難所運営班）
- ③ 保健衛生対策部（庶務班、衛生班）
- ④ 農林対策部（庶務班、農林班）
- ⑤ 土木対策部（庶務班、水防班）
- ⑥ 商工対策部（経済班）
- ⑦ 文教対策部（庶務班、学校等教育班、社会教育班）
- ⑧ 保安対策部（施設管理班）
- ⑨ 消防対策部（消防班、水防班）

（４） 配備要員

町災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、第３配備により体制を整える。

（５） 廃止

町災害対策本部は、災害の危険が解消し、又は、その災害の応急対策が完了したと町長が認め

たときは、廃止する。

(6) 標識等

ア 表示板

町災害対策本部の表示板を設置する。設置時においては、有田町庁舎玄関前に掲示する。

イ 腕章

災害対策本部長以下班員が災害活動に従事するときは、法令及び他の計画等において別に定めのある場合のほかは、「有田町」という記名のある腕章を着用する。

4 職員の登庁

(1) 自主登庁の原則

職員は、次のいずれかに該当するときは、所属長からの指示を待つことなく速やかに登庁する。

ア 「町域あるいは周辺地域において震度6弱以上の地震が発生」したことを覚知したとき。

イ 町内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるが、所属長等と連絡が取れない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

各所属等は、自主登庁の補完措置として、通信連絡が可能な範囲において所属職員に連絡し、招集を行う。

(2) 登庁時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

イ 安否の報告

登庁前に、所属であらかじめ決められた方法により所属長等に安否の報告を行う。

ウ 登庁場所

原則として自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの町機関に登庁し、その機関の長の指示に従う。

エ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

オ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

カ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

キ 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、随時、町災害対策本部にメールで報告する（登庁途中に報告ができない場合は、登庁

後、速やかに報告する。)。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な登庁に努める。

(3) 国・県との連携

国において、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合、あるいは、県において現地災害対策本部が設置された場合、町は、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

第2項 緊急初動班

町実施機関名	全課

1 緊急初動班の設置

地震災害により電話が途絶した状況の中で町災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、災害対策本部長（町長）の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務対策部長（総務課長）をもって充て、臨機に対応する。

緊急初動班長は、災害対策本部長と緊密に連絡を取りながら、緊急初動班を指揮し、4の業務や知事から指示のあった事項について、その活動に当たる。

2 緊急初動班要員の確保（電話途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な地震（震度6弱以上）を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

災害発生後1時間以内に、緊急初動班の要員として、総務課及び農林課・建設課の職員を中心に概ね10～15名確保する。

3 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、町災害対策本部を設置する場所に置く。

4 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(1) 通信機材の確保

- ア 県防災行政無線の点検及び修理
- イ 携帯用テレビ、ラジオ等の調達
- ウ NTTから防災用通信機材の借入れ

(2) 情報の収集

- ア 県、県警察、住民その他からの情報収集
- イ テレビ、ラジオによる情報収集
- ウ 職員が登庁時に集めた情報の収集

(3) その他緊急に必要な事項

- ア 県への通報連絡
- イ 各対策部長及び配備要員の確保
- ウ 本庁舎の電気、給水設備等の点検

第3項 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、町域に地震災害が発生した場合、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2節 地震の情報伝達

地震の発生に伴う被害を最小限にとどめるため、町は、地震が発生した場合、気象庁（福岡管区気象台、佐賀地方気象台）が発表する地震に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1項 地震に関する情報の種類、内容等

町実施機関名	総務課

地震発生時において、気象庁が発表する地震に関する情報の種類、内容等は、次のとおりである。

《気象庁震度階級関連解説表（一部）》

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

《地震情報の種類、発表基準とその内容》

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震による揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報等発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表する。）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

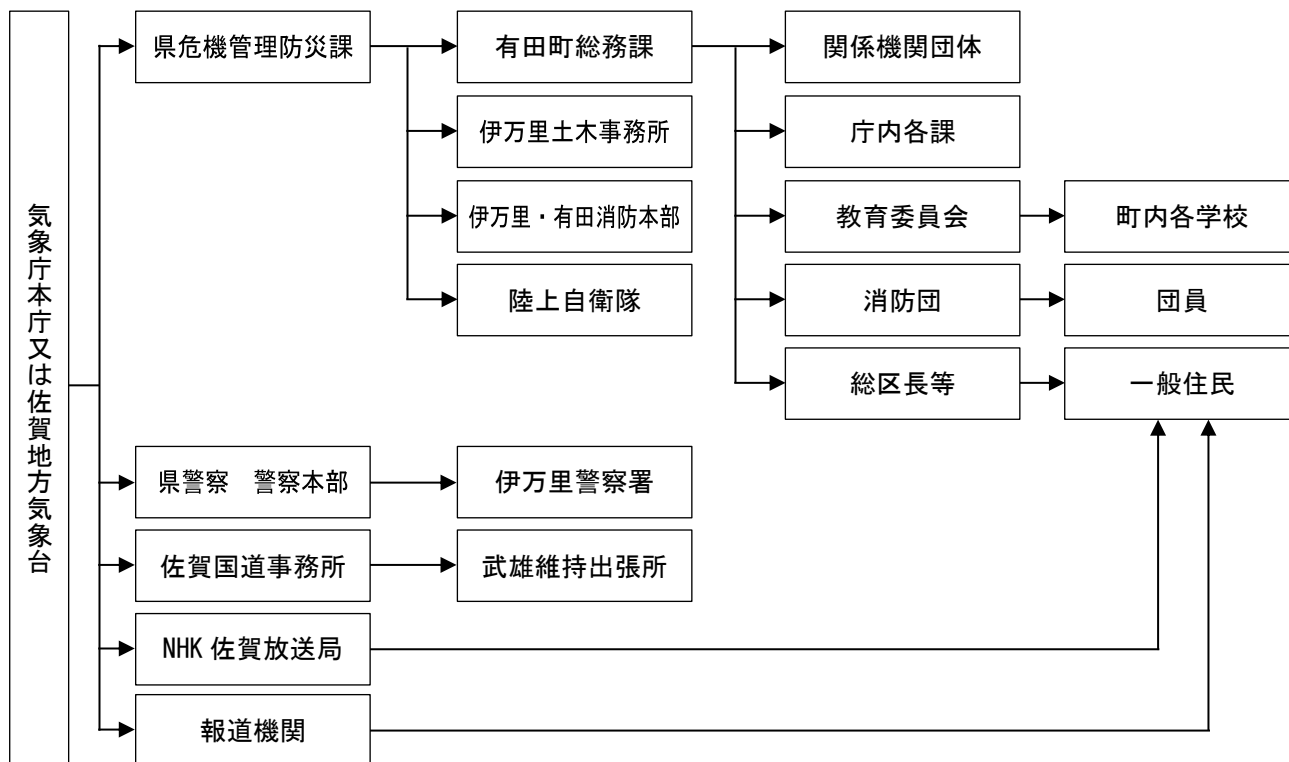
《地震活動に関する解説資料等》

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （ <u>全国速報版</u> ・ <u>地域速報版</u> ）	次のいずれかを満たした場合に、 <u>一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・津波警報等発表時（<u>遠地地震による発表時除く</u>） ・（<u>担当地域で</u>）震度4以上を<u>観測</u>（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、 <u>地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u> ・地震解説資料（全国速報版） <u>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</u> ・地震解説資料（地域速報版） <u>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</u>
地震解説資料 （ <u>全国詳細版</u> ・ <u>地域詳細版</u> ）	次のいずれかを満たした場合に <u>発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・津波警報等発表時 ・（<u>担当地域で</u>）震度5弱以上を<u>観測</u> ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に <u>第1号を発表する。</u> ・地震解説資料（全国詳細版） <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> ・地震解説資料（地域詳細版） <u>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</u>
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、 <u>（毎月）の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況</u> を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
<u>週間地震概況</u>	・<u>定期（毎週金曜）</u>	<u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。</u>

第2項 地震に関する情報の伝達

町実施機関名	総務課

地震に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。



第3項 関係機関による措置事項

町実施機関名	総務課

1 町

(1) 地震に関する情報の伝達

ア 地震に関する情報について、震度5弱以上については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により町防災行政無線を自動起動させて、直ちに、住民に周知する。

イ 地震災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂等）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報する。

2 消防機関

地震に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

「第2編 第3章 第3節 災害情報の収集・連絡、報告」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

町内で震度5弱を記録したものについては、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）へ県を通じ、報告する。また、震度5強以上（被害の有無を問わない）を記録した場合は、直接消防庁に対しても報告する。

第4節 労務確保計画

「第2編 第3章 第4節 労務確保計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第5節 従事命令及び協力命令

「第2編 第3章 第5節 従事命令及び協力命令」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

「第2編 第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第7節 応援協力体制

「第2編 第3章 第7節 応援協力体制」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第8節 通信計画

「第2編 第3章 第8節 通信計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第9節 救助活動計画

「第2編 第3章 第9節 救助活動計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第10節 保健医療福祉活動計画

「第2編 第3章 第10節 保健医療福祉活動計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 11 節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生等がみられ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

被災地の住民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動等の消防活動を実施する。

町は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

第 1 項 出火防止、初期消火

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町及び消防本部は、地震発生時に、住民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼びかけを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

住民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第 2 項 消火活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町及び消防本部は、地震により火災が発生した場合は、町地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御に当たる部隊運用を図る。

第 3 項 応援の要請

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

町及び消防本部は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

消防本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消防活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町及び消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第4項 救急活動計画

「第2編 第3章 第11節 第1項 救急活動計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第12節 惨事ストレス対策

「第2編 第3章 第12節 惨事ストレス対策」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

「第2編 第3章 第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第14節 避難計画

「第2編 第3章 第14節 避難計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

地震災害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、町及び県は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供等、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災建築物・宅地の危険度判定

町実施機関名	建設課

1 広報活動

町は、地震災害の影響により被災建築物・宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災建築物・宅地の危険度判定

町は、県があらかじめ養成・登録している「被災建築物応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物・宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
なお、危険度判定に従事する者が不足すると認められる場合には、県に対し、応援を要請する。

第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等

町実施機関名	建設課

町及び県は、応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援によるブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設

する場合には、二次災害に十分配慮する。

1 応急仮設住宅の建設

町及び県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

建設に必要な資材は、町内の建設業者等供給可能業者から調達する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮する。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

2 応急仮設住宅の運営管理

町及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

3 民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び一般社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し、協力を要請する。また、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

4 実施責任者

災害救助法が適用された場合の被災者に対する応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

ただし、災害救助法の適用外の場合や知事から委任された場合は、町長が実施する。

5 入居者の選定

(1) 対象者

町は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失した者を対象に入居させるものとし、次に掲げるような自らの資力では住宅を建築することができない者を優先する。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯

エ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者

オ 特定の資産のない勤労者

- カ 特定の資産のない小企業者
- キ 前各号に準ずる経済的要援護者

(2) 選定

被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、町長が選定する。

第3項 被災住宅の応急修理

町実施機関名	建設課

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で、町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

1 対象者

町及び県は、災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者を対象として応急修理を行い、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者を優先する。

2 実施責任者及び応急修理の実施方法

- (1) 知事（災害救助法の適用外の場合や事務委任を受けた場合は町長）が金銭給付をもって実施する。
- (2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）を対象とする。

3 修理期間

災害発生の日から1箇月以内の完成とする。

第4項 公的住宅等の提供

町実施機関名	建設課

1 公営住宅の提供

町及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として県に設置される「佐賀県公営住宅災害対策会議」において、一元的に公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

2 企業等の施設の供与等

町は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

町実施機関名	建設課

県及び町は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じるものとする。

その際、県及び町は、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第16節 社会秩序の維持

「第2編 第3章 第16節 社会秩序の維持」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第17節 交通及び輸送対策計画

「第2編 第3章 第17節 交通及び輸送対策計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

「第2編 第3章 第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第19節 広報、被災者相談計画

地震災害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の住民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、町、消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、町、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

なお、活動に際しては、要配慮者に十分配慮し、消防機関、行政区、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行う。

第1項 住民への情報提供

町実施機関名	総務課、まちづくり課

町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し、提供する。

なお、地震災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、住民に対し、防災行政無線を中心に、有田ケーブル・ネットワーク、ホームページ、広報車、広報紙、テレビ、ラジオ、掲示板等を活用し、災害の規模に応じ、各種の情報を提供する。

町は、被災者への状況提供に当たり、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

町は、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 町による災害広報の実施

町は、町が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、町単独での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

町の区域内の災害に関する広報については、町が独自に、あるいは警察をはじめとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 住民に対する広報

① 広報内容

(ア) 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

- a 雨量、河川水位、潮位等の状況
- b 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
- c 住民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- d 避難の必要の有無等（警戒レベル等）

(イ) 災害発生直後の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- d 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
- e 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- g 応急危険度判定体制の設置状況（必要性・窓口等）

- h 安否情報の確認方法（関連サイトの URL や災害用伝言サービス等の案内）
- i スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (ウ) 応急復旧活動段階の広報
 - a 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - b 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
 - c その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- (エ) 外部からの支援の受け入れに関する広報
 - a ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
 - b 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報
- (オ) 被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- (カ) その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等

② 広報の方法

町が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。また、必要に応じて災害 FM の制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

- (ア) 町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報
- (イ) 広報車による広報（消防広報車を含む。）
- (ウ) ハンドマイクによる広報
- (エ) テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
- (オ) 広報紙、掲示板による広報
- (カ) インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報
- (キ) 携帯電話等の通知機能（登録制メール、緊急速報メール（緊急情報に限る。）等）による広報

イ 報道機関に対する広報

情報調査班は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

2 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、町及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1) 広報の内容

町の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。また、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を町に提供する。

さらに、町災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

(3) ラジオを活用したライフライン被害等の災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に住民に提供するため、町、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

【資料編】

○ 報道機関一覧

第2項 被災者相談

町実施機関名	全課

町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

町は、必要と認める場合、住民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、FAX、パソコン等を備え、各対策部の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第3項 安否情報の提供

町実施機関名	総務課、住民環境課

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第 20 節 文教及び保育対策計画

「第 2 編 第 3 章 第 20 節 文教及び保育対策計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 21 節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

「第 2 編 第 3 章 第 21 節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 22 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

「第 2 編 第 3 章 第 22 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 23 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

「第 2 編 第 3 章 第 23 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 24 節 福祉サービスの提供計画

「第 2 編 第 3 章 第 24 節 福祉サービスの提供計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 25 節 ボランティアの活動対策計画

「第 2 編 第 3 章 第 25 節 ボランティアの活動対策計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 26 節 外国人対策

「第 2 編 第 3 章 第 26 節 外国人対策」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 27 節 帰宅困難者対策

「第 2 編 第 3 章 第 27 節 帰宅困難者対策」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 28 節 義援物資、義援金対策計画

「第 2 編 第 3 章 第 28 節 義援物資、義援金対策計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 29 節 災害救助法の適用

「第 2 編 第 3 章 第 29 節 災害救助法の適用」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 30 節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

「第 2 編 第 3 章 第 30 節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 31 節 廃棄物の処理計画

「第 2 編 第 3 章 第 31 節 廃棄物の処理計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 32 節 防疫計画

「第 2 編 第 3 章 第 32 節 防疫計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 33 節 保健衛生計画

「第 2 編 第 3 章 第 33 節 保健衛生計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 34 節 農林応急対策、動物の管理等計画

「第 2 編 第 3 章 第 34 節 農林応急対策、動物の管理等計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 35 節 石油等の大量流出の防除対策計画

「第 2 編 第 3 章 第 35 節 石油等の大量流出の防除対策計画」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 36 節 孤立地域対策活動

「第 2 編 第 3 章 第 36 節 孤立地域対策活動」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 37 節 生活再建対策

「第 2 編 第 3 章 第 37 節 生活再建対策」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

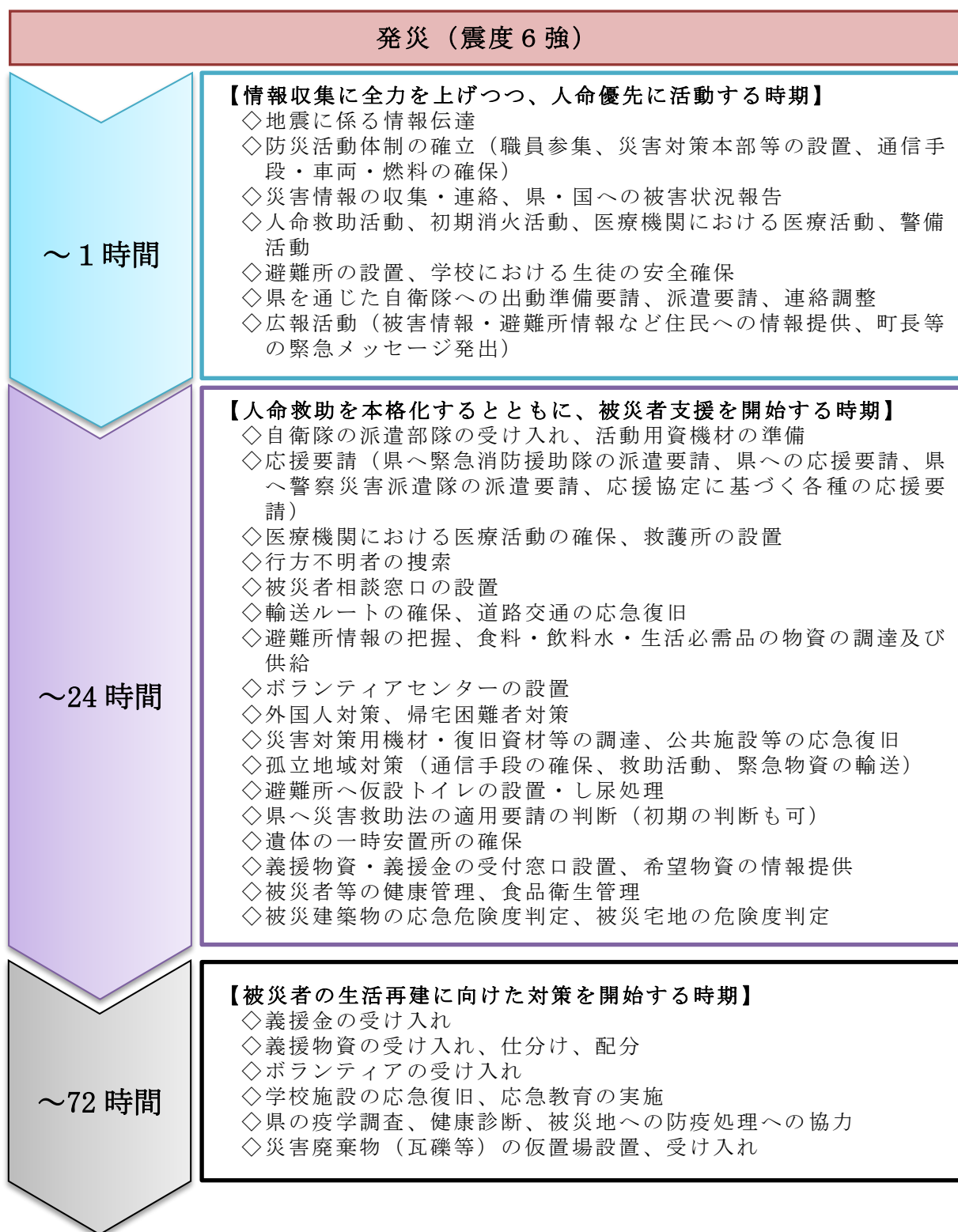
第 38 節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

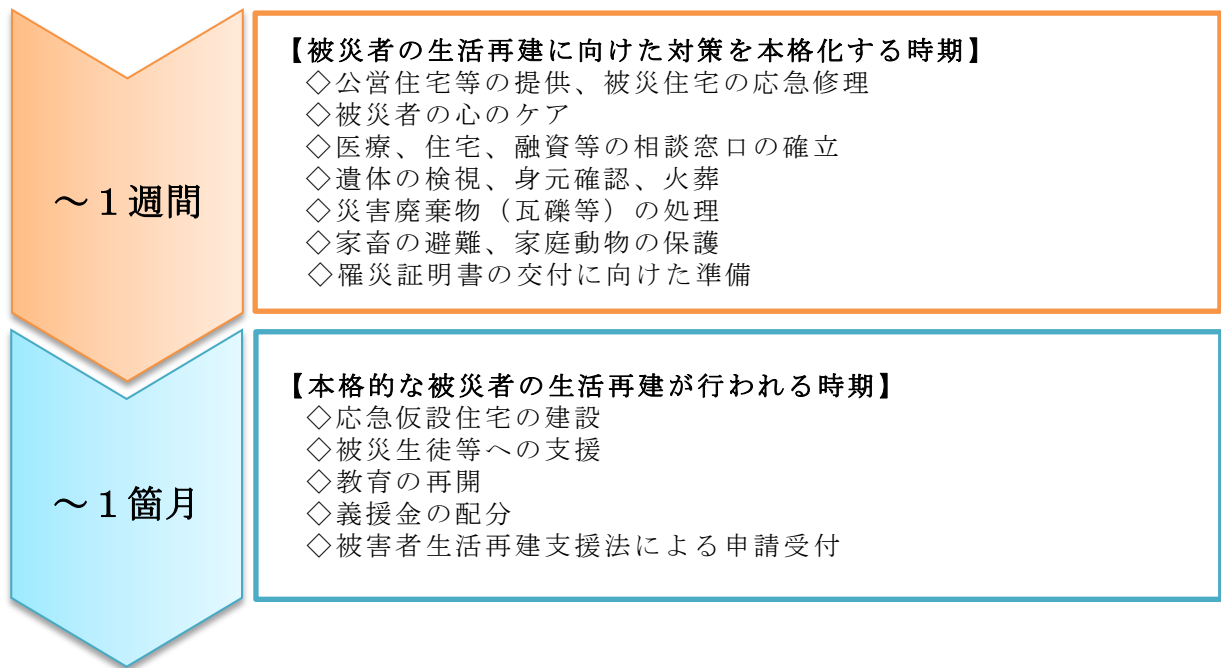
町実施機関名	全課

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

震度 6 強を記録する地震災害発生時、発生後の各段階において着手すべき町災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。

ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。





※ 災害の進展状況に応じ、柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

「第2編 第4章 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援を行う。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1項 被災者相談

町実施機関名	税務課、健康福祉課、会計課、建設課

町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、町外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

町実施機関名	総務課、建設課

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

- (2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し、必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2 被災者台帳の作成等

- (1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

町実施機関名	住民環境課、税務課、会計課、議会事務局

1 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び有田町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第83号）の定めるところにより、地震災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び有田町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、地震災害により障がい者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

なお、被害規模が小さいため、同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項 就労支援

町実施機関名	商工観光課

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起

業等への支援策の充実も図る。

第5項 租税の徴収猶予、減免

町実施機関名	税務課

1 町税

- (1) 町税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、有田町税条例（平成18年条例第74号）第18条の2）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

- (2) 町税の徴収猶予（地方税法第15条）

- (3) 町税の減免

町は、「天災、地変その他これに類する災害被害者に対する町税等減免措置要領」（平成18年訓令第33号）により、次の措置を講じる。

ア 町民税（地方税法第323条、有田町税条例第51条）

イ 固定資産税（地方税法第367条、有田町税条例第71条）

ウ 国民健康保険税（地方税法第717条、有田町国民健康保険税条例（平成18年条例第76号）第27条）

- (4) 延滞金の減免（地方税法第20条の9の5、地方税法第723条）

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担の減免

町実施機関名	税務課、健康福祉課

町及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を取る。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱い等

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（町、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

- (2) 郵便貯金の非常貸付
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第8項 生活資金の確保

町実施機関名	健康福祉課、住民環境課

1 災害援護資金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び有田町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2 県制度の活用

町は、県事業の母子寡婦福祉資金貸付金及び県社会福祉協議会の生活福祉資金について、県を通じ、貸付の斡旋を行う。

第9項 住宅の供給、資金の貸付等

町実施機関名	建設課

1 公営住宅の提供

県及び町は、被災市街地復興特別措置法第 21 条の適用を受ける者については、公営住宅への受け入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度

「第8項 生活資金の確保」による。

第10項 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

町実施機関名	税務課

1 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第3節 地域の経済復興の推進

「第2編 第4章 第3節 地域の経済復興の推進」の「風水害」を「地震災害」に置き換えて準用する。

第 4 編 その他の災害対策編

第 1 章 総則

- 1 本編においては、風水害対策及び地震災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。
 - 消防計画
 - 航空災害対策
 - 林野火災対策
 - 鉄道災害対策
 - 原子力災害対策
- 2 これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第 2 編（風水害対策）、第 3 編（地震災害対策）及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 消防計画

第1項 組織及び活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

1 消防組織

消防団の組織は、有田町消防団の設置等に関する条例（平成 18 年条例第 146 号）及び有田町消防団規則（平成 18 年規則第 138 号）の定めるところによる。

【資料編】

○ 消防団組織図

2 火災警報

（1） 警報の発令

町長は、知事から気象の状況が火災の防止上危険である旨通報されたとき、また、自らが危険であると認めたときは、消防法第 22 条の規定により、火災に関する警報を発することができる。

警報を発する際は、防災行政無線又は CATV 等により住民に周知する。

（2） 警報発令中の警防

火災警報を発令した場合は、防災行政無線又は CATV 等により警報発令中における火の制限その他必要な事項について周知を図る。

（3） 警報の解除

町長は、気象の状況が予防上危険でないと認めるときは、火災に関する警報を解除するとともに防災行政無線又は CATV 等により、住民に周知する。

3 消防活動

消防団員の招集及び出動、救出、搬送、警戒、避難誘導等の活動については、町地域防災計画の各節に定めたところにより実施する。

4 伊万里・有田消防本部の組織及び装備状況等

消防本部の組織及び装備状況等は、別に示す。

5 相互応援体制

町は、火災又は水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の市町と相互応援協定を締結している。

《相互応援協定の状況》

締結市町名	締結年月日
伊万里市	2007（平成 19）年 3 月
武雄市	2007（平成 19）年 3 月
長崎県佐世保市	2006（平成 18）年 3 月 1 日
長崎県波佐見町	2006（平成 18）年 3 月 1 日

《相互応援協定の内容》

区分		応援内容
応援の種類 (応援の方法)		1 特別応援（要請若しくは命令によるもの） 2 普通応援（自発的な応援）
応援の内容		1 火災防御 2 水災その他の災害
応援の限界		1 全消防力の 1/3 以内 2 災害の規模等により必要と認めたときは全消防力の 2/3 以内
応援要請		1 電話・電信等による。 2 事後において文書提出
応援隊の指導		1 受援地の最高責任
応援の費用	普通応援	応援に要した費用・・・応援側 その他の費用・・・・・・その都度協議
	特別応援	1 受援側の負担・・・燃料、消火薬剤、食料 2 応援側の負担・・・出動手当、被服の損料 3 上記以外の費用については、その都度協議

※ 詳細については、各相互応援協定の定めたところによる。

6 家屋密集地域火災予防対策

家屋の密集地域で、火災の発生の危険が大きく、延焼拡大、人命損傷の危険が大きい地域の建築物の火災予防対策については、次の事項に重点を置き、対策を講ずる。

(1) 火災予防

- ア 消火、避難設備の整備の点検
- イ 消火、通報、避難訓練の実施

(2) 火災防御

- ア 建物内部進入路の把握
- イ 人命救助対策
- ウ 注水対策
- エ 残火鎮滅対策

7 水防、消防及び救助に関する施設及び設備の整備

(1) 水防関係

水防資機材の整備に努める。

(2) 消防関係

ア 消防ポンプの現況と整備方針

充足率 100%に達成するよう整備促進を図るため、整備年次計画を立て推進する。

イ 消防水利の現況と整備方針

充足率 100%に達成するよう整備促進を図るため、整備年次計画を立て推進する。

(3) 消防用通信施設等の現況と整備方針

消防力の充実と相俟って、通信設備も整備促進を図るため、整備計画を立て推進する。

(4) 救助関係

災害時の救助用資機材の整備については、今後さらに検討を加え、整備を図る。

第3章 航空災害対策

航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

第1項 情報の収集・連絡手段の整備等

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報収集の施設・設備・機能の充実、情報連絡手段の整備等に努める。

1 情報収集機能の充実

(1) 情報収集体制の整備

町は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡に当たる職員を指定し、必要に応じて災害時の情報分析のため、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

町、消防本部、航空運送事業者その他防災関係機関は、各機関における連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

2 情報連絡手段の整備等

(1) 県防災行政無線施設の運用方法の習熟

町、消防本部その他防災関係機関は、機器の運用方法の習熟等を図るため他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するように努める。

(2) 電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知しておく。

(3) 非常通信体制の整備

ア 非常通信訓練の実施

町及びその他防災関係機関は、航空災害時等に必要に応じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

イ 非常通信の普及啓発

県は、防災関係機関に対し、災害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を図る。

第2項 参集体制の整備

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町、県警察、消防本部、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

1 各防災関係機関

町、県警察、消防本部、航空運送事業者その他防災関係機関は、あらかじめ航空災害時等の対策推進のための配備体制や職員の参集基準等を明確にし、職員に周知するなど参集体制の整備を図る。

第3項 広域防災体制の強化

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町、県警察、消防本部その他防災関係機関は、関係機関と十分に協議のうえ、相互応援協定の締結等により連携強化に努める。その際には、応援要請・受け入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

1 町、消防本部

(1) 市町間の相互応援

町は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

(2) 防災関係機関等との連携の強化

町及び消防本部は、災害応急活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災関係機関又は民間団体との協定の締結等連携の強化に努める。

2 その他防災関係機関

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定の締結等を進める。

第4項 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

県、県警察、町、消防本部、自衛隊その他防災関係機関は、航空災害時等の搜索、救助・救急及び消火活動に必要な資機材等の整備に努めるとともに、医療活動体制の整備に努める。

1 搜索用資機材等の整備

県警察は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇、車両等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備の実施に努める。

2 救助・救急及び消火用資機材等の整備

町及び消防本部は、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車、ヘリコプター等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

3 医療活動体制の整備

(1) 医療救護資機材等の備蓄

町その他防災関係機関は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

(2) 町における計画の作成

町は、消防本部と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努める。

第5項 職員への周知及び防災訓練

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、そのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組む。

1 防災担当職員等への周知徹底

県、県警察、町、消防本部及び航空運送事業者は、それぞれの機関の実情に応じて、応急活動の実施のためのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知を図る。

2 防災訓練の実施

県、県警察、町、消防本部、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救助・救急訓練、通信訓練、交通規制訓練等の個別訓練を相互に連携させた訓練の実施に積極的に取り組む。また、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町、県航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 災害対策本部等の設置

町は、航空災害時には災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。その場合、あらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準並びにその際の基本的事項に従いつつ確かな活動体制を構築する。

また、周辺地域に航空災害が発生した場合は、あらかじめ関係市町により締結された災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

第2項 災害情報の収集・連絡、報告

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

県、町、県警察、消防本部、自衛隊、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、収集した情報を関係機関相互に迅速・的確に連絡する。

県及び町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

〔第1段階〕緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 概括的被害情報（航空機の破損状況等）
- イ 事故発生時刻、発生場所
- ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名
- エ 搭乗人員及び搭乗者名

〔第2段階〕

ア 被害情報

- ① 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
- ② 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- ③ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）

- ④ 航空事故に伴う周辺の被害状況
- イ 応急対策活動情報
 - ① 応急対策の活動状況
 - ② 災害対策本部の設置、活動状況等
- (2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。
- (3) 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し、連絡する。また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

2 国への被害状況等の報告

町、県及び消防本部は、航空災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。なお、報告に当たっては、「第 2 編 第 3 章 第 3 節 第 4 項 被害状況等の報告」に準じて実施する。

第 3 項 自衛隊災害派遣要請

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町長は、航空災害が発生し、被害状況の把握、遭難者等の搜索救助、応急医療、緊急輸送等のため自衛隊の支援が必要と認める場合には、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

1 町長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

町長は、町の地域に係る航空災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

町長は、通信の途絶等によりこの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

町長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。なお、知事が自衛隊に対し派遣要請を行う場合、次の事項を明らかにした文書をもって災害派遣の要請を行うこととなっているため、町長は、知事に対し、同様の情報を提供する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (3) 派遣を希望する期間
- (4) その他参考となるべき事項

《自衛隊派遣の要請先》

区分	部隊の長	担任部署
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科
	第4師団長	第3部
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、航空災害に際し、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として、例えば、大規模な航空事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態が発生したことを探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、特に、緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う（自衛隊法第83条第2項）。この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

自衛隊の活動範囲及び自衛隊の派遣部隊との連絡調整等に関しては、「第2編 第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に準じる。

第4項 捜索活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

県、県警察、町、消防本部及び自衛隊は、相互に協力して航空機の事故発生場所の捜索活動を円滑・迅速に実施する。

町及び消防本部は、他の防災関係機関との密接な連携のもとに、捜索活動を行う。また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町及びその他防災関係機関の捜索活動の状況に応じて、次の措置を取る。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる捜索活動を実施する。
- (2) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (3) 消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、ヘリコプター等による捜索活動を実施するとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

3 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、捜索活動を実施する。

第5項 救助・救急及び消火活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

県、県警察、町、消防本部及び自衛隊は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 町及び消防本部

(1) 救助・救急活動

町及び消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。また、必要に応じて県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請する。

消防本部は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防本部は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

(2) 消火活動

町及び消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。また、必要に応じて県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請する。

第6項 保健医療福祉活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

国、県、町、日本赤十字社及び医師会は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

1 救護所の設置、運営

町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、伊万里有田共立病院、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

県は、自ら必要と認めた場合又は市町から要請があった場合は、県医師会等に対し、郡市医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

2 保健医療福祉活動チームの編成、派遣

(1) 保健医療福祉活動チームの編成

各医療機関は航空災害が発生した情報を得た場合には、保健医療福祉活動チーム（医師1名、看護師2名、事務職員1名及び運転手1名の計5名で構成）を編成する。

(2) 保健医療福祉活動チームの派遣

ア 町は、救護所の運営に当たって、十分に対処できないと認めるときは、県に対し、保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。

イ 県は、自ら必要と認めた場合又は町からの要請があった場合は、あらかじめ編成している保健医療福祉活動チームの中から必要と判断したチームを派遣する。

3 医療機関における医療活動

(1) 公的医療機関等

国、県、町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施する。また、必要に応じ、民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

県医師会は伊万里・有田地区医師会及び会員に対し、また、県歯科医師会は会員に対し、航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施するよう要請し、医療活動の確保を図る。

4 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、町から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

第7項 警戒区域の設定等

町実施機関名	総務課

警戒区域の設定を実施する者は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第8項 交通規制等による交通対策

町実施機関名	総務課、建設課

県警察及び道路管理者は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を実施し、緊急輸送路の確保に努める。

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡を取り、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制の実施

県警察は、緊急輸送を確保するため、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。また、必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺区域を含めた広域的な交通規制を実施す

る。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、町及び防災関係機関と協力し、運転者を取るべき措置について、周知徹底する。この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第9項 輸送対策

町実施機関名	総務課、建設課

町、県、県警察及びその他防災関係機関は、航空災害の応急対策に必要な人員、物資等の円滑な輸送の確保に努める。

1 緊急輸送の実施

町、県、県警察及びその他防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送手段の確保

町、県、県警察及びその他防災関係機関は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

町は、必要となる車両等輸送手段が確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

3 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊

急交通路の迅速な車両運用に努める。

第10項 情報提供活動

町実施機関名	総務課

町、県、県警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、航空災害の状況等について正確な情報を適切に提供する。

各防災関係機関等は、情報の公表、広報活動の際には、その内容について相互に通知し、情報交換を行う。

町、県、航空運送事業者その他防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達する。

町、県及び航空運送事業者は、必要と認める場合、専用電話、FAX 及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。

第11項 遺体の処理収容

町実施機関名	総務課、住民環境課

航空災害により多数の死亡者が発生した場合には、県警察による検視、日本赤十字社佐賀県支部による洗浄等の処置のほか、町は必要に応じ安置所を設置する。

1 検視、身元確認等

(1) 町及び消防本部

町及び消防本部は、災害発生現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

(2) 県警察

県警察は、町から連絡があった場合又は自ら災害発生現場において遺体を発見した場合は、刑事訴訟法又は死体取扱規則、検視規則等に基づき、速やかに検視等を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体の引渡しを行う。また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にあるもので身元確認資料となり得るものについて漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2 遺体の収容

町は、必要と認める場合は、遺体を一時安置し、収容するため、適当な場所（公共施設、寺院、神社等）に安置所を設置する。なお、安置所は災害発生状況により、関係区長等と協議のうえ、決定する。

第12項 心のケア対策

町実施機関名	健康福祉課

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心

的外傷後ストレス障害（PTSD）等精神的に不安な状況になるなど、心の健康に大きな影響を及ぼす。

このため、町、県及び航空運送事業者は、メンタルヘルスケアに努める。この場合、県精神保健福祉センターが中心となり、伊万里保健福祉事務所、町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。

第4章 林野火災対策

林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

町実施機関名	総務課、農林課、消防本部、消防団

町、県、消防本部及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取扱いという人為的なものであることから、山火事予防運動等の機会や各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

1 広報活動

(1) 啓発活動

町及び消防本部は、関係団体の協力を得て、林野火災の発生しやすい気象条件となる時期に重点を置いて、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、次のような広報を行い、入山者（登山、遊山、狩猟等）、林野所有（管理）者、林野周辺住民等に対する防火思想の普及啓発を図る。

ア 山林火災予防運動期間（3月1日～7日）等における各種行事等を通じた広報

イ ポスター、看板等の設置

(2) 火災予防運動の実施

ア 秋季火災予防運動

冬の火災多発期を迎えるに当たり、重点項目を掲げて広報車、その他の広報媒体報道機関を通じて強力に実施する。

イ 春季火災予防運動

春の乾燥期を前に、特に山林火災予防啓発を重点として実施する。

ウ その他

その他あらゆる機会を捉え、火災予防思想の普及を図る。

エ 協議会等の設置

① 協議会等の設置

町、消防本部及び森林管理署は、関係団体の参加を得て、協議会を設置し、林野火災消火訓練の実施、その他予防対策を講じるよう努める。

② 民間防火組織の育成

会社、工場その他多数の人が勤務する職場に対し、自衛消防の組織化を図り、消防思想の普及と自主防災体制の確立を図る。

2 入山者に対する失火防止対策

町及び消防本部は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3 火入れ対策

町及び消防本部は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握を行うため、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、有田町火入れに関する条例（平成 18 年条例第 116 条）に基づき、必ず町長の許可を受けること。
- (2) 有田町火入れに関する条例で定める日までに火入れの場所及び日時を町長に届け出ること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。
- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、乾燥注意報又は町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。
- (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え、町及び消防本部への連絡手段等を確保すること。

また、町は、許可した火入れ情報等を消防本部と共有する。

4 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2項 防火林道等の整備

町実施機関名	農林課

町、県、森林管理署及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

町は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域について、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1 防火林道の整備

町、県及び森林管理署は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備、防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

町、県、森林管理署及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、要件に該当する区域内の関係市町が県と協議して決定する。

4 林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

町は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域があると認める場合、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮しつつ、県と協議のうえ、概ね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

- (1) 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設等の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第3項 消火活動体制の整備

町実施機関名	総務課、農林課、消防本部、消防団

町、県及び消防本部は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

1 消防施設の整備

町、県及び消防本部は、防火水槽及び貯水槽、簡易防火用水の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2 消火用資機材等の整備

町及び消防本部は、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火機材や、通信連絡用の無線機、携帯電話等を整備する。

県は、ヘリコプター及び空中消火用資機材（消火剤、消火剤混合攪拌機、散布装置等）、熱源探査装置を含む資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議のうえ、適正な分散配置に努める。

町及び県は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとし、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資

機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

消防本部は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。

3 林野火災用防災マップの作成

町、県及び消防機関は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう林野火災用防災マップの作成に努める。

4 空中消火の実施体制の整備

町及び消防本部は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合に備え、迅速かつ的確に次の体制が整備できるよう、相互に連携し、あらかじめ、その確立に努める。

- (1) 現場における統轄的指揮体系
- (2) 空中消火資機材の補給体制
 - ア 補給基地及び臨時ヘリポートの確保
 - イ 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備
 - ウ 必要人員の把握
- (3) 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保

5 消防団との連携

町及び県は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

6 林野火災予防対策

- (1) 警戒体勢の整備
巡視員を配置して火災防御を行う。
- (2) 標板等の設置
他人の立ち入りの多いところには、山火事その他火気取扱いに注意を喚起する標板等を設置する。
- (3) 通報連絡方法の徹底
林野火災は火入れの延焼、炭焼よりの失火、林内作業による出火、焚火、煙草、マッチの不始末、列車からの煙草等の投棄、放火、落雷、送電線のスパーク等が要因となる場合が多い。このような事故に直接関係した者又は発見した者の関係機関に対する通報、関係機関相互間における通報連絡体制等の整備に努める。
- (4) 延焼防止対策
防火帯の計画的設置、巡視歩道の整備拡充を図る。
- (5) 器材の整備
鎌、くわ、なた、とびくち、シャベル、水袋、通信機等の整備を図る。

7 異常気象下の警戒体制

火災気象通報等を受けたときは、必要に応じ、火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、伊万里・有田消防組合火災予防条例（平成 26 年条例第 34 号）で定める火の使用を制限する。また、防災行政無線、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図り、次の要領により警戒体制を強化する。

- (1) 住民に対し、周知徹底を図り、防火への関心を高める。
- (2) 消防用機械器具の点検整備と消防水利の確保に努め、万一の出火に備え、即応体制の確立を図る。

第 4 項 避難及び情報提供活動

「第 2 編 第 2 章 第 2 節 第 7 項 避難及び情報提供活動」を準用する。

第 5 項 情報の収集・連絡手段の整備等

「第 3 章 第 1 節 第 1 項 情報の収集・連絡手段の整備等」を準用する。

第 6 項 参集体制の整備

「第 3 章 第 1 節 第 2 項 参集体制の整備」を準用する。

第 7 項 広域防災体制の強化

「第 3 章 第 1 節 第 3 項 広域防災体制の強化」を準用する。

第 8 項 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

「第 3 章 第 1 節 第 4 項 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備」を準用する。

第 9 項 職員への周知及び防災訓練

「第 3 章 第 1 節 第 5 項 職員への周知及び防災訓練」を準用する。

第2節 災害応急対策計画

第1項 林野火災警戒活動

町実施機関名	総務課、農林課、消防本部、消防団

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、直ちに県内市町及び消防機関へ通報し、通報を受けた町及び消防本部は、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

1 町

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、火災予防条例で定める火の使用を制限する。

また、防災行政無線、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図る。

2 消防本部

消防本部は、火災に関する警報が発令された場合、消火用資機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第2項 活動体制の確立

町実施機関名	総務課、農林課、消防本部、消防団

町、県、森林管理署及びその他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

町及び県は、林野火災発生時において林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

1 町

町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

町は、町地域防災計画等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

町は、隣接市町において林野火災を覚知したときは、あらかじめ関係市町により締結された災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 消防本部

消防本部は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。

3 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動

体制を確立する。

4 森林所有者

森林所有者は、町、県、県警察及び消防機関との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第3項 災害情報の収集・連絡、報告

町実施機関名	総務課、農林課、消防本部、消防団

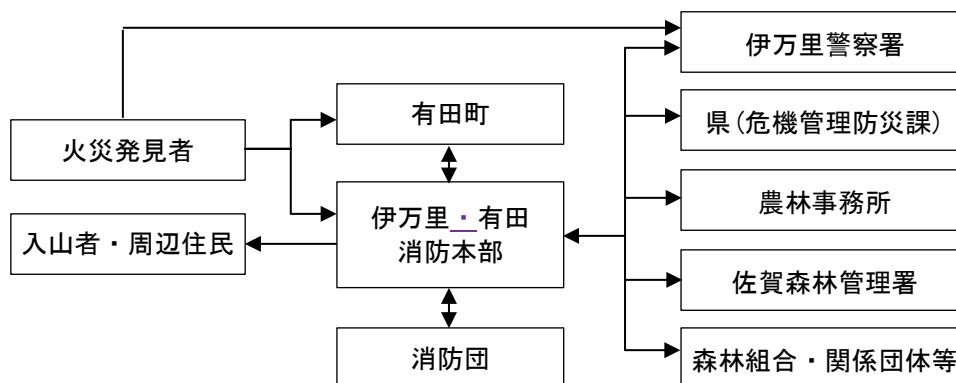
町、県、県警察、森林管理署、消防本部、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速・的確に連絡することなどにより、情報共有を図るよう努める。

町及び県は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するよう努める。

消防本部は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するよう努める。

なお、町及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

《森林火災時における通報、伝達経路》



1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

〔第1段階〕緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
- イ 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向
- オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

〔第2段階〕災害情報

- ア 応急対策に必要な情報

- ① 林道等の進入路、水利の状況、その他防御活動に必要な事項
- ② 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
- ③ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- ④ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- ⑤ 住民等の避難状況及び避難場所

イ 応急対策活動情報

- ① 災害対策本部等の設置状況
- ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア 町及び消防本部の情報収集と連絡

町及び消防本部は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

イ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し、連絡する。また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

2 国への被害状況等の報告

(1) 町及び消防本部から県を通じた国への報告

町及び消防本部は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、県を通じ、被害状況等を報告する。

なお、報告に当たっては、「第2編 第3章 第3節 第4項 被害状況等の報告」に準じて実施する。

ア 消防庁への即報基準

- ① 一般基準
 - (ア) 死者が3人以上生じたもの
 - (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
 - (ウ) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- ② 個別基準
 - (ア) 焼損面積10ha以上と推定されるもの
 - (イ) 空中消火を要請又は実施したもの
 - (ウ) 住宅へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ③ 社会的基準
 - (ア) 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

イ 林野庁への速報基準

- ① 焼損面積10ha以上のもの

- ② 人身事故を伴ったもの
- ③ 住家等施設焼失を伴ったもの
- ④ 重要な森林（保安林、自然公園等）で、県が特に必要と認めたもの

第4項 消火活動

町実施機関名	総務課、農林課、消防本部、消防団

町、県、消防本部及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。
また、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

1 現場指揮本部の設置

町及び消防本部は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊等の関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

2 地上における消火活動

(1) 火災防御活動

町及び消防本部は、地上における火災防御活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防御活動を実施する。

(2) 安全管理

町及び消防本部は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3) 残火処理

町及び消防本部は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

町及び消防本部は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 応援要請

ア 町及び消防本部

町及び消防本部は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

- ① 県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- ② 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。
- ③ 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

(3) 空中消火の実施

ア 町及び消防本部

町及び消防本部は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

- ① 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議のうえで決定する。
- ② 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。
- ③ 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。
- ④ 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し、調達を要請する。

イ ヘリコプター運用機関

ヘリコプター運用機関は、県、町及び消防機関と連携を図りながら空中消火活動を実施する。

第5項 警戒区域の設定

町実施機関名	総務課、消防本部

警戒区域の設定を実施する者は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

第6項 二次災害の防止

町実施機関名	農林課

町、県及び森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

町及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

第7項 避難計画

「第2編 第3章 第14節 避難計画」を準用する。

第8項 自衛隊災害派遣要請

「第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第9項 保健医療福祉活動

「第3章 第2節 第6項 保健医療福祉活動」を準用する。

第 10 項 交通規制等による交通対策

「第 3 章 第 2 節 第 8 項 交通規制等による交通対策」を準用する。

第 11 項 輸送対策

「第 3 章 第 2 節 第 9 項 輸送対策」を準用する。

第 12 項 情報提供活動

「第 3 章 第 2 節 第 10 項 情報提供活動」を準用する。

第 13 項 遺体の処理収容

「第 3 章 第 2 節 第 11 項 遺体の処理収容」を準用する。

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

町実施機関名	農林課

町、県及び森林管理署は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第5章 鉄道災害対策

鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 鉄道の安全運行の確保

町実施機関名	総務課、まちづくり課

県、道路管理者及び鉄道事業者は、鉄道災害を防止するため、鉄道の安全な運行体制の整備を図る。九州運輸局は、鉄道事業者に対して安全対策の指導を行う。

1 鉄道事故防止に関する知識の普及啓発

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の鉄道事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を通じて、ポスターの掲示、チラシの配布等を行い、事故の防止に関する知識の普及啓発に努める。

2 鉄道施設の安全対策の推進

(1) 安全指導

九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。

(2) 踏切道における安全対策

県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道における鉄道事故の防止を図るため、踏切の立体交差化、舗装改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等の推進に努める。

(3) 車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号や警報器等の踏切保安設備、CTC（列車集中制御装置）及びATS（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。

(4) 保守点検による事故防止

鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的実施し、鉄道事故の防止に努める。

(5) 検査技術の向上による安全対策

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理に反映させるよう努める。

3 土砂災害等に対する安全対策

鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、落石覆その他線路防護施設の定期的な点検を行うよう努める。

また、関係機関は、鉄道事業者の土砂災害等に対する安全対策について、相互に協力し、その整備

に努める。

4 安全教育・訓練

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員等に対し、列車の安全運行のための教育を徹底するとともに、鉄道災害の発生を想定した防災訓練を定期的実施し、防災対策の習熟に努める。

第2項 鉄道事業者の防災体制の整備

鉄道事業者は、鉄道災害時における応急対策活動が円滑に実施されるよう防災体制の整備に努める。

1 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災業務計画を作成し、鉄道災害発生時における指揮系統、対応の手順、社員の参集基準と動員計画及び旅客の避難計画等をあらかじめ定めておく。

2 応急対策資機材の整備

鉄道事業者は、各事業者の保安規定に基づき、鉄道災害発生時の応急対策に必要なジャッキ、角材及び溶接用品等の資機材を整備しておく。

3 消防本部との連携

鉄道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防本部と災害応急対策時の安全対策に関する連携の強化に努めることとする。

第3項 防災関係機関との連絡体制の整備

町実施機関名	総務課、農林課、消防本部、消防団

町、消防本部、県、県警察、鉄道事業者その他防災関係機関は、相互に平時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に、迅速に防災関係機関への連絡が行えるよう災害優先電話や無線設備の整備に努める。

第4項 輸送手段の確保

町実施機関名	総務課

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に応急活動のための人員又は応急資機材等を迅速に輸送するための緊急自動車確保しておく。また、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努めておく。

第5項 情報の収集・連絡手段の整備等

「第3章 第1節 第1項 情報の収集・連絡手段の整備等」を準用する。

第6項 参集体制の整備

「第3章 第1節 第2項 参集体制の整備」を準用する。

第7項 広域防災体制の強化

「第3章 第1節 第3項 広域防災体制の強化」を準用する。

第8項 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

「第3章 第1節 第4項 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備」を準用する。

第9項 職員への周知及び防災訓練

「第3章 第1節 第5項 職員への周知及び防災訓練」を準用する。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

町実施機関名	総務課、建設課

町、県、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 町

町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。その場合、町地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 鉄道事業者

鉄道事業者は、災害対策本部等を設置し、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制を取る。

3 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

第2項 災害情報の収集・連絡、報告

町実施機関名	総務課、建設課、消防本部、消防団

町、消防本部、県、県警察、九州運輸局、自衛隊、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速・的確に連絡する。

県及び町は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

〔第1段階〕緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア 事故発生時刻、発生場所

イ 概括的被害情報（列車の破損状況等）

ウ 事故に遭った列車名等

エ 乗客人員数及び乗員数（概数）

〔第2段階〕災害情報

ア 応急対策に必要な情報

① 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）

- ② 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- ③ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- ④ 鉄道災害に伴う周辺の被害状況
- ⑤ 他の列車の運行状況

イ 応急対策活動情報

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し、連絡する。また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

2 国への被害状況等の報告

町、県、消防機関は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告に当たっては、「第 2 編 第 3 章 第 3 節 第 4 項 被害状況等の報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、町は、第 1 報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

(1) 消防庁への即報基準

ア 一般基準

- ① 死者が 3 人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
- ③ 要救助者が 5 人以上の救助事故

イ 個別基準

- ① 列車火災

ウ 社会的基準

- ① 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(2) 消防庁への直接即報基準

- ① 列車火災
- ② 列車の衝突等により、死者及び負傷者が 15 人以上発生又は発生するおそれがある場合

第3項 二次災害の防止

町実施機関名	総務課、建設課

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、速やかに災害の拡大防止のため、他の列車の非常停止の手配の措置を講じる。

第4項 救助活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

町、消防本部、県、県警察、自衛隊及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防本部若しくは町から応援を求められた場合は、消防本部、町及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置を取る。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (2) 他の市町に対し、応援の指示をする。
- (3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助
- (2) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3 町及び消防本部

町及び消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行うほか、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

4 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助活動を実施する。

5 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第5項 救急活動

町実施機関名	総務課、消防本部、消防団

県、町、消防本部及び自衛隊は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救急活動を実施する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは町から応援を求められた場合は、消防本部、町の救急活動の状況に応じて、次の措置を取る。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。
- (2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2 町及び消防本部

町及び消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む。）へ搬送する。

消防本部は、負傷者を搬送するに当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入可否等の情報を把握する。

消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行うほか、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

3 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救急活動を実施する。

第6項 代替交通手段の確保

町実施機関名	総務課

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努める。

第7項 自衛隊災害派遣要請

「第3章 第2節 第3項 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第8項 保健医療福祉活動

「第3章 第2節 第6項 保健医療福祉活動」を準用する。

第9項 交通規制等による交通対策

「第3章 第2節 第8項 交通規制等による交通対策」を準用する。

第10項 輸送対策

「第3章 第2節 第9項 輸送対策」を準用する。

第11項 情報提供活動

「第3章 第2節 第10項 情報提供活動」を準用する。

第12項 遺体の処理収容

「第3章 第2節 第11項 遺体の処理収容」を準用する。

第13項 心のケア対策

「第3章 第2節 第12項 心のケア対策」を準用する。

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

町実施機関名	総務課

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第6章 原子力災害対策

本町の原子力災害対策は、佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、本章においては、町の原子力防災に関して処理すべき対策について特記すべき事項を記載する。

第1節 原子力防災対策の内容

第1項 原子力防災における町の事務又は業務

原子力防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の内容は、「第1編 第2章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」に加えて、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災に関する知識の普及啓発
- (2) 教育及び訓練の実施
- (3) 事故発生時における国、県等との連絡調整
- (4) 原子力災害に関する情報収集、伝達及び広報
- (5) 緊急時モニタリングへの協力
- (6) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限
- (7) 伊万里市の住民等の避難受入に係る協力
- (8) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）
- (9) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (10) 汚染飲食物の摂取制限
- (11) 汚染農林水産物等の出荷制限等
- (12) 放射性物質による汚染の除去
- (13) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (14) 各種制限措置の解除
- (15) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (16) 風評被害等の影響の軽減
- (17) その他原子力災害対策に必要な措置

第2項 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）において、防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、「原子力災害対策指針」において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、次のとおり定められている。

1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。）

PAZ は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、原子力災害対策指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）に応じて、即時避難を実施するなど、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲を玄海原子力発電所から概ね半径5kmの円内を含む玄海町及び唐津市の一部地域とする。

PAZ においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める次表の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて EAL に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

《緊急事態区分の概要》

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者*の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第 2 条第 2 号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※ 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって PAZ 外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合^等を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。

2 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone。以下「UPZ」という。）

UPZ は、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）に基づき緊急防護措置を準備する区域であり、その範囲を玄海原子力発電所から半径 30km の円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には玄海町、唐津市の PAZ を除く地域及び伊万里市の全域とする。

UPZ においては、原子力緊急事態となった際には EAL に基づく予防的防護措置として、原則として

屋内退避を実施する。

また、UPZ において放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める OIL と照らしあわせ、必要な防護措置を実施する。

なお、町においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果を OIL と照らしあわせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施する。

第2節 災害予防対策計画

第1項 基本方針

本節は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第2項 情報の収集、連絡体制等の整備

町実施機関名	総務課

町、県、国、及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 町及び関係機関相互の連携体制の確保

町、県、県警察、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、海上保安部、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、県は、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、情報の収集・連絡の方法について、あらかじめ定め、事業者、関係機関等に周知しておく。

(2) 情報の収集、連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海町、関係周辺市内の地域における情報の収集、連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

2 通信手段の確保

(1) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

町及び県は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

(2) 災害用伝言サービスの活用促進

町及び県は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である NTT西日本株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第3項 緊急時モニタリング体制の整備

町実施機関名	総務課

1 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料

の提供にある。

2 体制への協力

町は、県が整備する県内全域に係る緊急時モニタリング体制に協力する。

3 緊急時モニタリング資機材の整備・維持

県は、平時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備、維持する。

町及び県は、その操作の習熟に努める。

第4項 避難収容活動体制の整備

町実施機関名	総務課

玄海町及び関係周辺市においては、各市町において定める避難誘導計画に定めるところにより、区域外に避難先を確保することとなる。町では、伊万里市原子力災害避難計画による避難者の受け入れに係る協力体制の整備を図るとともに、避難者を受け入れる指定避難所等、避難方法について、平時から住民等への周知に努める。

なお、本町はUPZ 区域外ではあるが、OIL に基づく屋内退避や避難指示等を実施する場合もあることから、住民の安全確保を図るため、避難誘導体制の整備に努める。

第5項 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

町実施機関名	総務課

県は、町に対し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取制限及び出荷制限を指示するための体制をあらかじめ整備しておく。

1 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

県は、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び関係機関と協議し、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制を、あらかじめ定めておく。

第6項 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町実施機関名	総務課

町、県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官及び原子力事業者は、住民等に対し、災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

町、県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官及び原子力事業者は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態等をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急

事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

2 情報伝達体制の整備

県は、報道関係機関に対し、的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ、町を指導する。

町は、住民等への確かな情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、町防災行政無線、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3 住民相談窓口設置体制の整備

町、県、国及び原子力事業者は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24 時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4 多様なメディアの活用体制の整備

町、県、国及び原子力事業者は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、災害 FM、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第 7 項 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

町実施機関名	総務課

町、県、原子力規制委員会、内閣府、消防庁及び原子力事業者は、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める ことに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 屋内退避や避難に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。

- (8) 緊急時に取るべき行動及び留意事項等に関すること。
- (9) 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること。
- (10) 放射性物質による汚染の除去に関すること。
- (11) 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること。

第8項 防災業務関係者の人材育成

町実施機関名	総務課

町、県、県警察及び消防本部は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- (1) 原子力防災体制に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時モニタリングに関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等が取るべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第3節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

町実施機関名	全課

町は、原子力災害に対処する必要がある場合、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等必要な体制を取るとともに、国、県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。また、伊万里市に避難のための立ち退きの指示等が出された場合、当該指示等の対象となった地域の避難先となる町においては、指定避難所等の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

なお、町災害対策本部の所掌事務は、「第2編 第3章 第1節 第1項 活動体制 別表 有田町災害対策本部の所掌事務」のとおりとし、必要に応じて改編する。

1 災害情報連絡室

町は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行う事象）発生の通報を受けた場合又は県災害警戒本部が設置された場合に、必要に応じて災害情報連絡室を設置する。

町災害対策本部が設置されたとき、若しくは国の要請・指示及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、県災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときは、災害情報連絡室を廃止する。

2 災害対策本部

町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合又は放射性物質の放出による影響が本町に及ぶ若しくはそのおそれがあると町長が認めた場合において、町災害対策本部を設置する。

原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときは、町災害対策本部を廃止する。

第2項 緊急時モニタリング活動

町実施機関名	総務課

警戒事態発生後、県は、環境センターに環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置し、関係機関の協力を得ながら緊急時モニタリングの準備を開始するとともに、町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。

町は、配備されている可搬型モニタリングポストを指定の位置に設置し、起動させる。

緊急時モニタリング活動は、この計画に定めるもののほか、原子力規制庁が定める原子力災害対策指針の補足参考資料や県の緊急時モニタリング計画を基本に実施する。

第3項 避難、屋内退避等の防護措置

町実施機関名	総務課

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(1) 避難の指示等

町は、緊急事態発生時以降、県又は伊万里市から伊万里市住民等の避難受入等について協力要請があった場合は、協力に努める。また、緊急事態宣言発出時においては、国若しくは県の指示又は独自の判断により、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の要請、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、OILの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行うなど、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請する。

なお、国が町に指示を行うに当たり、事前に伝達される指示案に対して、町長は速やかに意見を述べる。

避難指示等を行った市町は、避難先となる指定避難所等に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

町は、避難を受け入れる場合、伊万里市原子力災害避難計画に定める指定避難所等を提供し、指定避難所等において補助を行う等、必要な協力に努める。

(2) 情報の提供

県、避難指示等を行った市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互に、避難誘導時において、住民等に向けて、指定避難所等や避難退域時検査（「避難住民、車両、家庭動物、携行物品等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査」をいう。以下同じ。）等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

(3) 避難状況の確認

避難指示等を行った市町は、指定避難所等における確認等により住民の避難状況の確認を行う。

県は、避難指示等を行った市町と連携し、それぞれの指定避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行う。

なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指す。

県及び避難指示等を行った市町は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定した指定避難所等以外に避難した場合等に、市町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図る。

2 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難指示等を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、

指定公共機関の支援のもと、住民等がUPZ 外へ避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに家庭動物、携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じた OIL に基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行う。

《避難等に関する OIL》

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β 線：13,000cpm ※4 【1 箇月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施 ※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算して、概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

3 避難及びその指示等の実効を上げるための措置

(1) 避難方法

避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、

近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し、町が保有又は手配する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が町からの依頼に基づき、バス・タクシー協会・自衛隊等に要請し、手配した車両にて避難を行う。

指定避難所等の駐車スペースは、指定避難所等に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。

(2) 避難誘導等

避難住民の受け入れを行う市町は、主要避難経路から指定避難所等への進入路に誘導員を配置するなど、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

(3) 離島における避難

離島の住民の避難に当たっては、唐津市は船舶等の輸送手段の確保に努める。

移動手段が不足する場合は、県は唐津市からの要請を受け、県有船舶の提供、佐賀県旅客船協会、佐賀県水難救済会等の防災関係機関への協力要請等の措置を講じ、輸送手段の調達、斡旋に努める。

(4) 警戒区域設定による立入制限等

避難指示等を行った場合、町は、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示等の実効を上げるために必要な措置を取る。

県警察は、避難指示等を行った町が避難を指示等した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

県は、避難指示等を行った町が避難を指示等した区域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置を取るよう関係機関に要請する。

(5) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

県、伊万里市及び町は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所等のモニタリングを実施する。このモニタリングにおいて、0.1μSv/hを超える空間放射線率が測定された場合には、県又は伊万里市は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示する。

4 要配慮者への配慮

避難指示等を行った場合、町は、避難誘導、指定避難所等での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、町防災行政無線、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や指定避難所等のバリアフリー化等、十分配慮する。

県は、町が行う要配慮者に対する措置に協力する。

5 飲食物、生活必需品等の備蓄・供給

避難指示等を行った場合、町は、指定避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、新物資システム（B-PLo）を活用し、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。その際、指定避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

県は、町から、**指定**避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

町は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第4項 医療活動等

町実施機関名	健康福祉課

町、県医師会及び伊万里・有田地区医師会は、**指定**避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

第5項 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等

町実施機関名	総務課、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課

町は、UPZ 区域外においても、OIL に基づき、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、屋内退避や避難を行う場合もあることから、町内に所在する学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の管理者と連携を密にし、迅速かつ安全に避難を実施する。

第6項 行政機関、学校等の退避

町実施機関名	総務課、子育て支援課、学校教育課

町及び県は、避難指示等を行い、庁舎や学校等の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれる場合は、退避先等へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

町及び県は、避難指示等を行い、行政機関や学校等の退避に当たり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎や学校等に置かれている場合は、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を佐賀土木事務所へ搬送するものとする。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

町及び県は、避難指示等を行った場合、あらかじめ定めた業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

なお、町は、避難指示等を行い、区域内の一部が避難指示等を受けた地域に含まれ、かつ、庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するなど、当該指示等を受けていない地域における行政サービスを維持するものとする。

第7項 飲料水、飲食物の摂取制限等

町実施機関名	総務課、農林課、上下水道課

国は、放射性物質が放出された後、OIL に基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を指示する。

国は、OIL に基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。また、国の要請及び指示に基づき、放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の要請、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等必要な措置を取るよう町に指示する。

町は、国の要請、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

町は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

《飲食物摂取制限に関する OIL ※1》

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※3 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象

（出典：原子力災害対策指針 表 3）

2 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、町に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置を取ることを指示するよう指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

町は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの上記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示する。

町は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、町の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3 飲料水、飲食物の供給

町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて町地域防災計画に基づいて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を町に指示した場合において、町から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、町の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第 8 項 住民等への的確な情報伝達活動

町実施機関名	総務課、まちづくり課

町、県及びその他防災関係機関は、住民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等、あ

あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、住民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

町は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等、あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

ア 町防災行政無線

イ 広報車

ウ ケーブルテレビ

エ 携帯電話のメール（緊急速報メールサービス、登録制メール等）

オ その他実情に即した方法（町ホームページ等）

(2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

オ 被災者の置かれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。また、次の事項について情報提供活動を実施する。

ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控えるなど、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

イ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

情報提供に当たっては、町防災行政無線、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

2 誤情報の拡散への対処

町は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表するなど、誤情報の拡散抑制に努める。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 町は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて 24 時間受付体制等の対応を実施する。また、情報のニーズを見極め、収集・整理・発信を行うものとする。

町は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

- (2) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第4節 災害復旧計画

第1項 基本方針

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第2項 緊急事態解除宣言後の対応

町実施機関名	全課

町、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3項 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町実施機関名	総務課

避難指示等を行った場合、町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第4項 放射性物質による環境汚染への対処

町実施機関名	全課

町、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・認定こども園・保育園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染するなど、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び住民は、避難指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、次のとおり実施する。

- なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。
- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。

- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去するなど、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にするなど、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を取る。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第5項 放射性物質の付着した廃棄物の処理

町実施機関名	全課

町、国、県並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

町及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を取る。

町及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請する。

第6項 各種制限措置の解除

町実施機関名	全課

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を町に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行う。

第7項 環境放射線モニタリングの実施と結果公表

町実施機関名	全課

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、関係省庁及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。その後、平時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材を貸与するとともに、原子力防災要員を派遣する。

町は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

第8項 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

町実施機関名	総務課、農林課、商工観光課

町及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

町は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

町及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第9項 風評被害等の影響の軽減

町実施機関名	総務課、農林課、商工観光課

町、国及び県は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行うなど、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第10項 被災中小企業等に対する支援

町実施機関名	総務課、農林課、商工観光課

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

町は、県と連携して、必要に応じ、農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 11 項 心身の健康相談活動

町実施機関名	健康福祉課

町、国、県、県医師会及び伊万里・有田地区医師会は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、国、町及び防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について十分配慮する。